

四街道市こどもプラン

～子ども・子育て支援事業計画～

平成27年3月

四街道市



はじめに

本市では、平成16年に策定した「四街道市こどもプラン」に基づき、子育て支援のさまざまな施策を展開しています。しかし、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てをめぐる地域や家庭の状況は刻々と変化しています。それと同時に、子育てをとりまく環境の変化により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。



計画策定から10年以上が経過するなか、社会状況の変化に的確に対応するためには、地域住民と行政が一体となって地域の子育て環境の向上に取り組み、子育ての孤立化を防止し、地域全体で子育て家庭を応援することが重要となっています。

このような状況のなか、平成24年に施行された子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つ」としています。

本市では、すべての子どもたちが笑顔で成長していくために、また、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、「すくすく育ち・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念とする「四街道市こどもプラン～子ども・子育て支援事業計画～」を策定しました。「子育て日本一のまち」をめざして子ども・子育て支援の積極的な取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました保健福祉審議会の委員の皆様をはじめ、子育て支援に関するアンケート調査にご協力いただきました保護者の皆様、さまざまな場面で多くのご意見、ご提言をいただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成27年3月

四街道市長 佐 渡 斉



目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の背景と趣旨	3
2.	計画の位置づけと性格	4
3.	計画の期間	5
第2章	子どもと子育て家庭をめぐる状況	7
1.	市の現状	9
2.	現行計画の達成状況	24
3.	アンケート調査による主な結果概要	25
4.	子育て座談会・意見交換会の意見	38
5.	子ども・子育てにおける本市の課題	41
第3章	計画の基本的な考え方	45
1.	基本理念	47
2.	基本方針	48
3.	施策体系	51
4.	重点施策	56
第4章	施策の展開	57
	基本方針 1 多様な子育て支援の充実	59
1.	就学前の教育・保育の充実	59
2.	地域における子育て支援の充実	61
	基本方針 2 子どもや母親の心とからだの健康づくり	68
1.	母子保健の充実	68
2.	医療体制の充実	75
	基本方針 3 豊かな心を育む育成環境の整備	77
1.	健全な心身の成長に向けた支援	77
2.	次代の親の育成に向けた支援	83
	基本方針 4 多様な子育て家庭への支援	86
1.	仕事と家庭の両立支援	86
2.	配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目ない支援	88
	基本方針 5 子ども・子育てにやさしいまちづくり	94
1.	子ども・子育てに配慮した生活環境の充実	94



第5章 計画の推進	99
1. 「教育・保育提供区域」の設定について	101
2. 量の見込みと確保方策について	101
3. その他の数値目標一覧	109
4. 進捗状況の管理と評価	109
5. 関係機関・団体等との協力・連携	110
資料編	111
1. 計画策定経過	113
2. 計画策定体制	114
3. 用語解説	118

第1章



計画策定にあたって



1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子高齢化が進むとともに、核家族化の進行や地域とのつながりが希薄化していることから、子どもや子育てを取り巻く環境は、厳しさを増しています。このため、子育ての孤立化から子育てに関する悩みや不安を抱えている家庭も少なくありません。

また、子どもを預けたいと思っても、保育所に預けられないなど、仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていないことが、少子化が進行する要因のひとつになっています。

その一方で、幼児期の教育を重視する家庭も少なくなく、保育所の機能と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園による質の高い教育と保育も必要とされています。

子どもが欲しいと思う人が子どもを持ち、子育てしやすい環境にしていくために、子どもや子育て家庭を地域全体が支える仕組みの構築が求められています。

このような状況に対応するため、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「子ども・子育て関連3法」）が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感・負担感の増加や待機児童の増加、放課後児童クラブ等の不足、女性の就労支援の不足への対応を図るとともに、子ども・子育て支援の質と量の確保のため、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とし、地域における子ども・子育て支援を充実させることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざしています。

さらに、これまで推進してきた「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで10年間延長され、職場や地域における子育て支援の充実も継続して推進することとなりました。

本市では、これまで子育てに関して、平成9年に「四街道市母子保健計画」、平成11年に「四街道市子育て支援計画」、また平成16年に「四街道市こどもプラン（市町村行動計画）」を策定し、さらに、平成22年3月には前期計画を継承した「四街道市こどもプラン（後期計画）」を策定し、「親子の笑顔と歓声にあふれるまち」の実現に向け、多様な子育て支援の充実や豊かな心を育む育成環境の整備などに取り組んできました。

今後も子ども・子育てを取り巻くさまざまな課題に積極的に取り組み、子ども・子育て支援の質と量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域などすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。本計画は、そうした取り組みを通じて、すべての子どもたちの健やかな成長を支援できるまちをめざすことを目的として策定するものです。

2. 計画の位置づけと性格

(1) 法的位置づけ

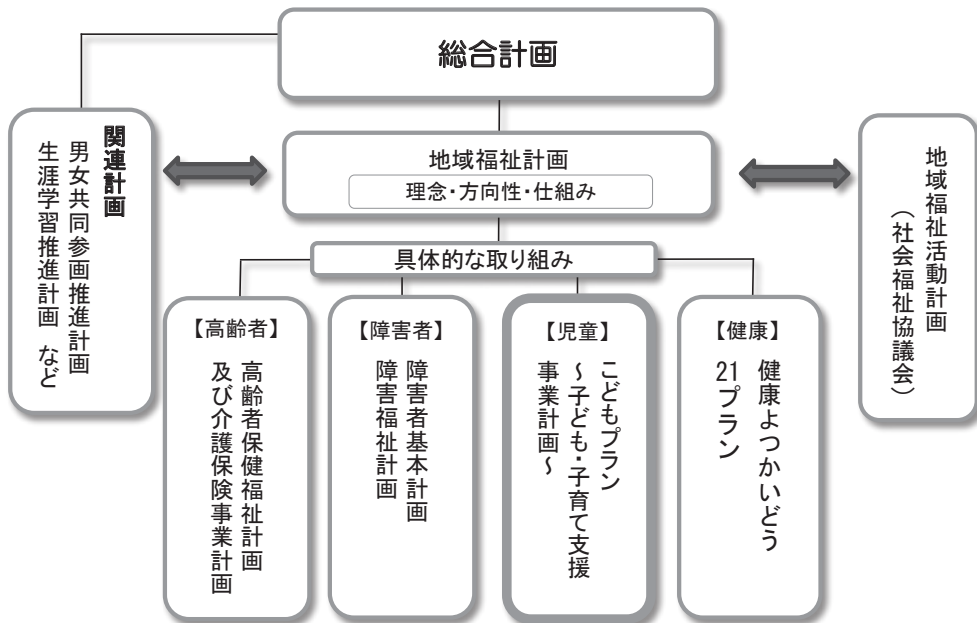
本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項の規定に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）
 （市町村子ども・子育て支援事業計画）
 第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）の改正により、法律の有効期限が10年間（平成37年3月31日まで）延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、これまで当市の市町村行動計画（四街道市子どもプラン）により展開してきた次世代育成に係る施策を継承し、一体的に策定する計画とします。

(2) 計画体系における位置づけ

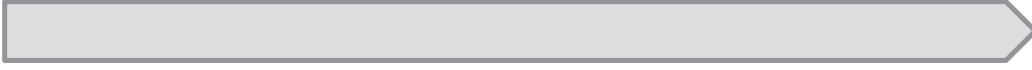
本計画は、国の動向や市の現状を踏まえ、これまでの市の取り組みとの継続性を保ち、さまざまな分野の取り組みを総合的、横断的に進めていくものです。そのため、「四街道市総合計画」を上位計画とし、母子保健計画の内容を包含しながら、関連計画との整合性を図り、子どもや子育てに関する分野の個別計画として位置づけます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中、国の動向や社会情勢が変化した場合は、本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

年度	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
					
		<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">進捗確認・ 評価</div>	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">進捗確認・ 評価</div>	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">進捗確認・ 評価</div>	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">進捗確認・ 評価</div>



第2章



子どもと子育て家庭を めぐる状況



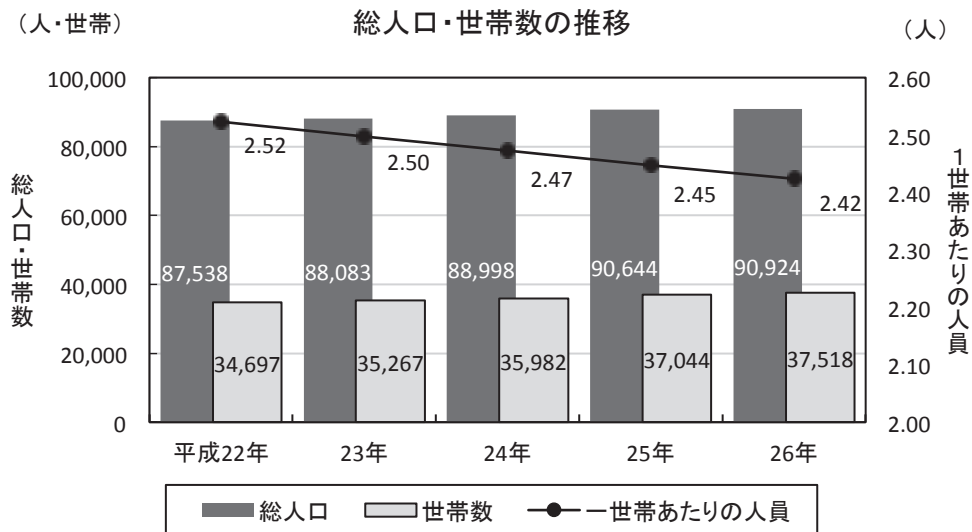
1. 市の現状

(1) 総人口・世帯数の推移

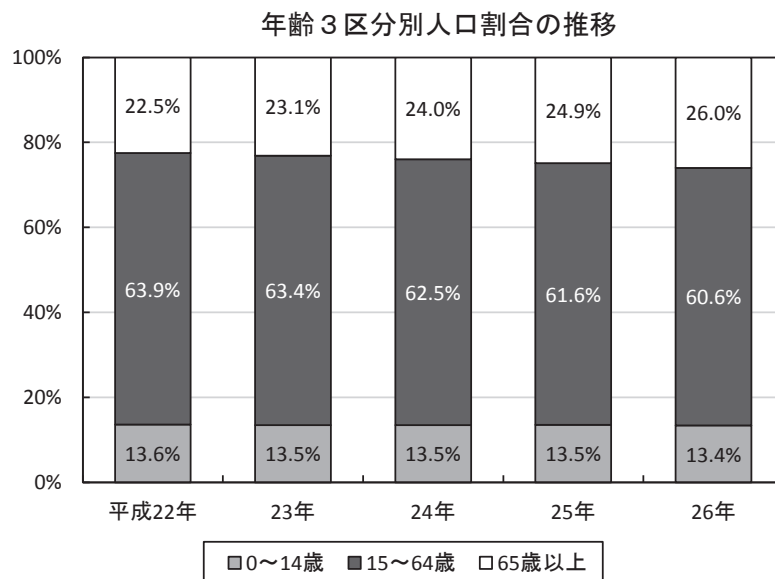
平成26年4月1日現在の市の総人口は90,924人、世帯数は37,518世帯となり、総人口、世帯数ともに増加傾向にある一方で、一世帯あたりの人員は減少しています。

また、年齢3区分別の人口割合でみると0～14歳の子どもの人口割合は横ばいで推移しています。

※平成24年7月9日に改正住民基本台帳法が施行されたことに伴い、平成25年と平成26年の人口には外国人を含めています。



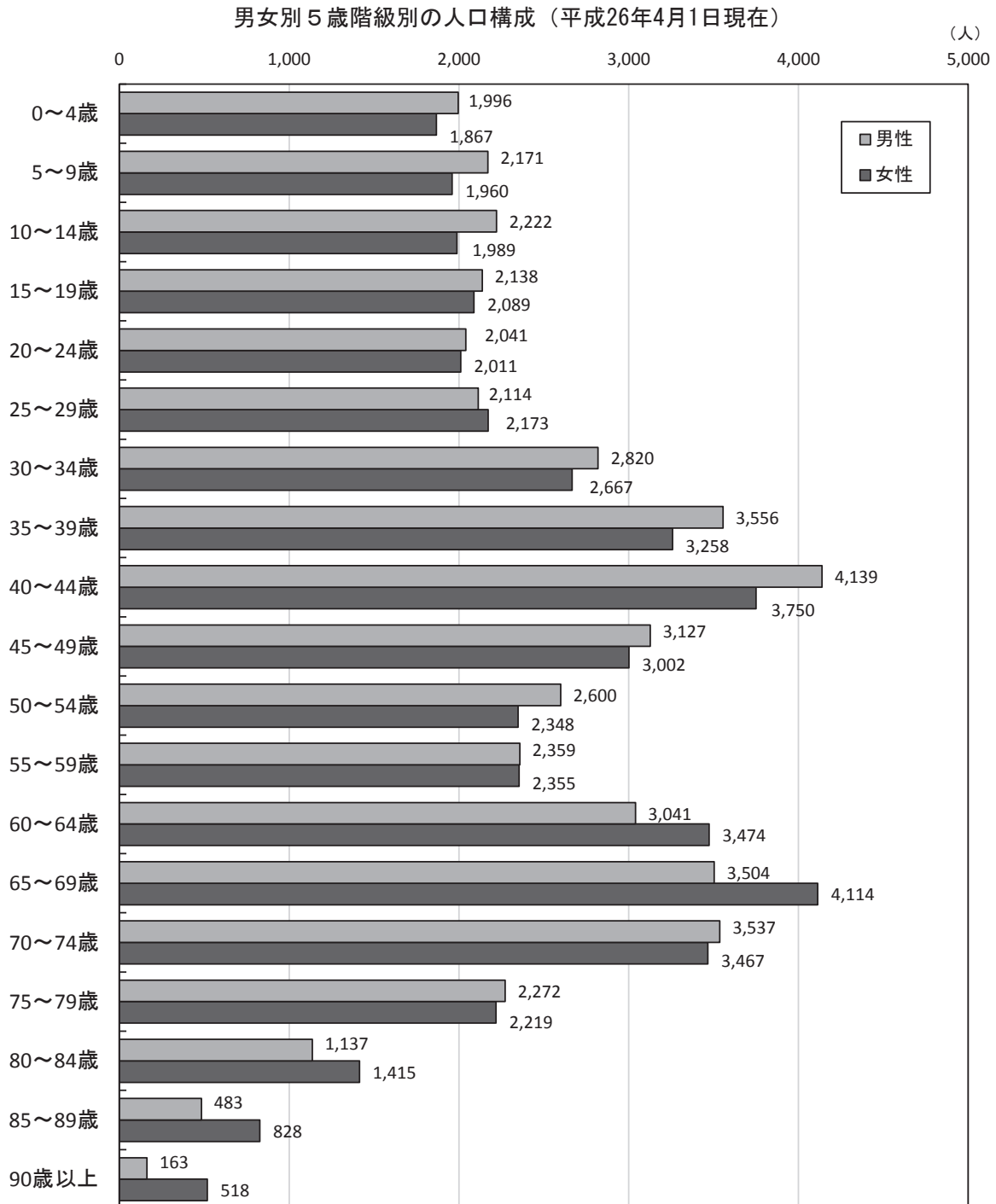
資料：住民基本台帳（各年4月1日）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 男女別 5 歳階級別の人口構成

平成 26 年 4 月 1 日現在の市の男女別 5 歳階級別の人口構成をみると、40 ～ 44 歳、次いで 65 ～ 69 歳の年齢層で人口が多く、29 歳以下の若い世代の人口が少なくなっています。

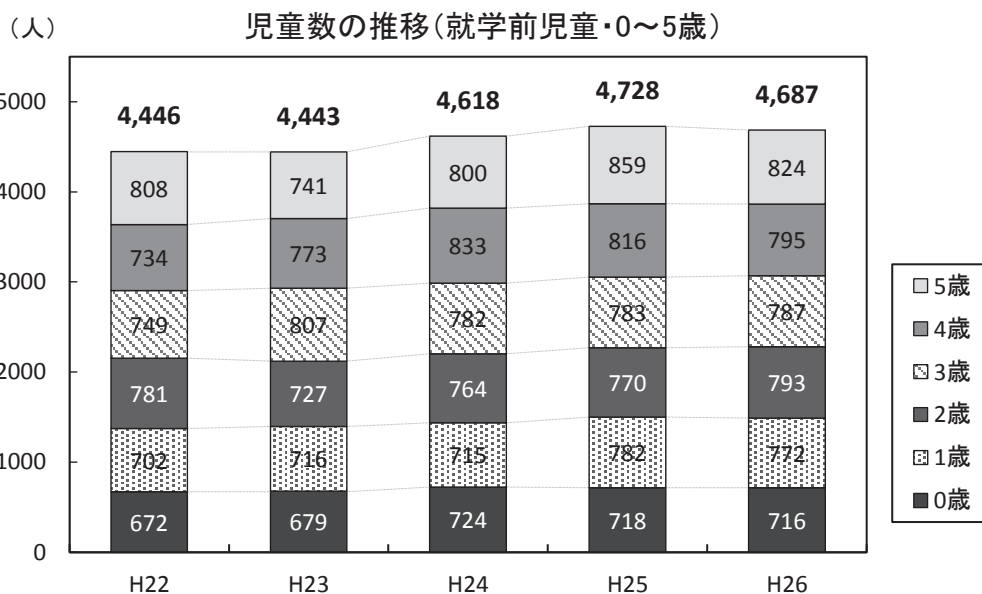


資料：住民基本台帳

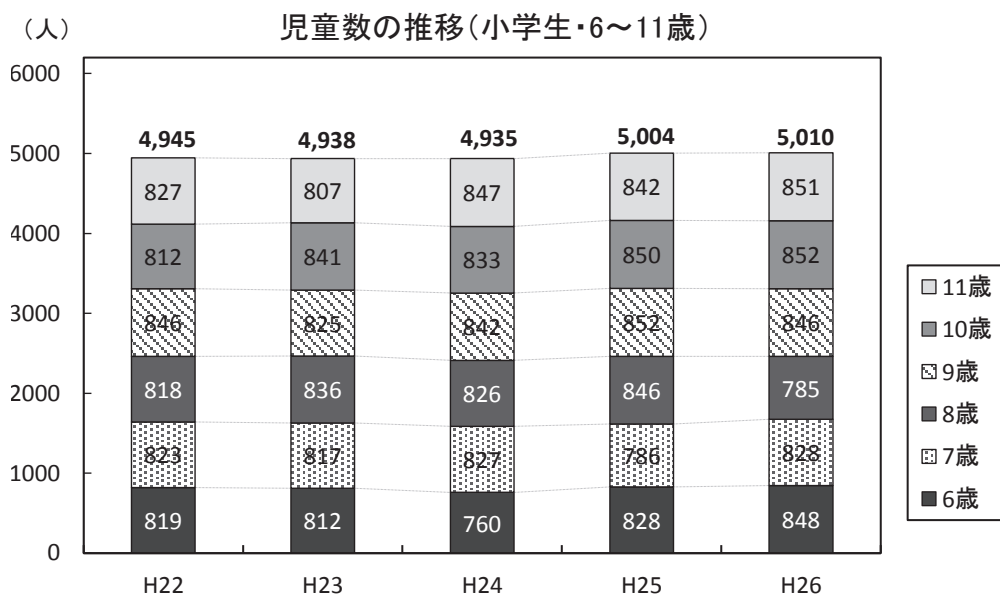
(3) 児童人口(児童数)の推移

児童人口(児童数)の推移をみると、平成24年及び25年は0～5歳の増加が大きくなりました。しかしこれも平成26年に入ると若干の減少に転じています。

※平成24年7月9日に改正住民基本台帳法が施行されたことに伴い、平成25年と平成26年の人口には外国人を含めています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

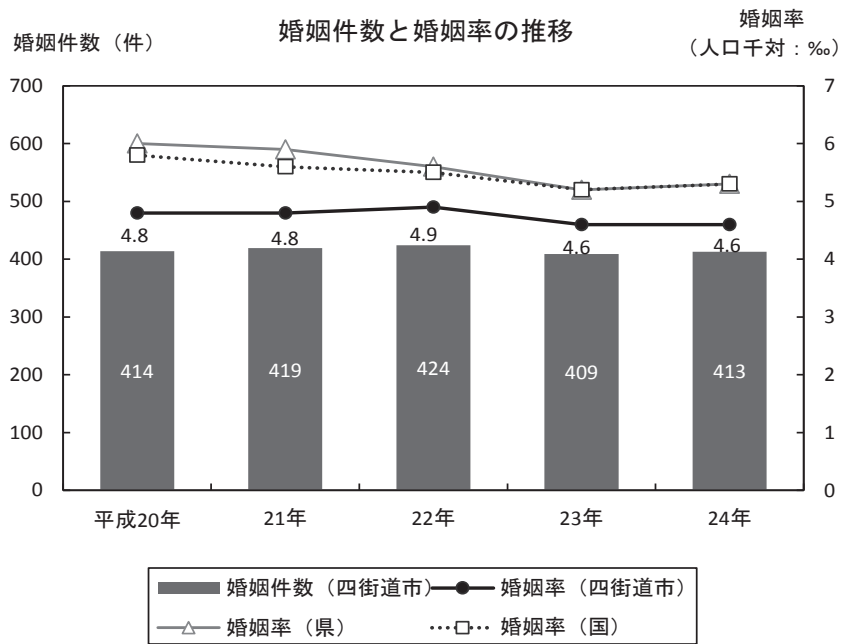


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

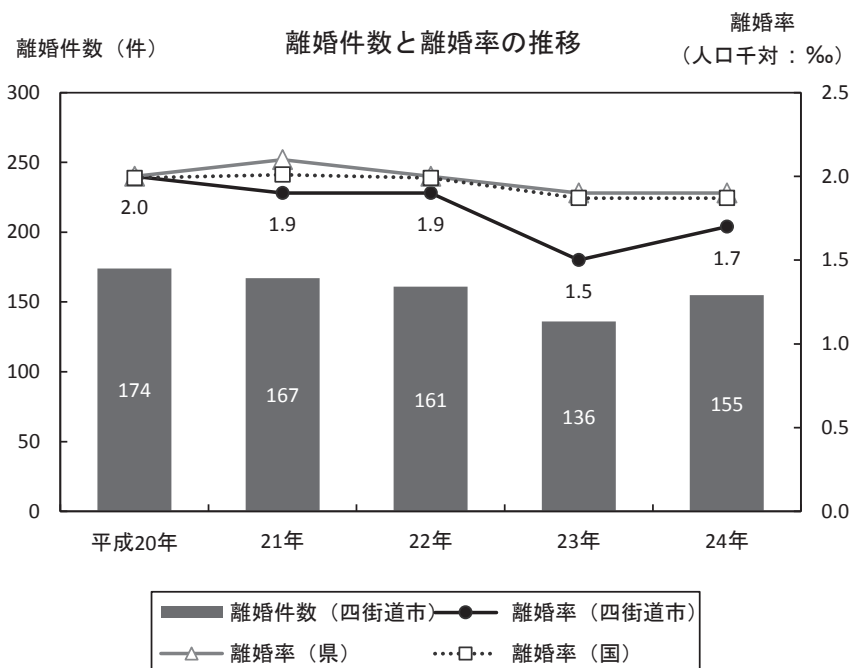
(4) 婚姻率・離婚率

婚姻件数はゆるやかな減少傾向にあり、ここ数年は410～420件前後で推移しています。婚姻率は県・国より低く、その推移をみると低下傾向にあります。

一方、離婚件数は年によってばらつきがあり、平成23年まで減少傾向にありましたが、平成24年は155件に増加しています。離婚率の推移をみると、婚姻率と同様、県・国より低く、1.5～2.0‰(パーミル)の範囲で推移しています。



資料：指標で知る千葉県（年間値）



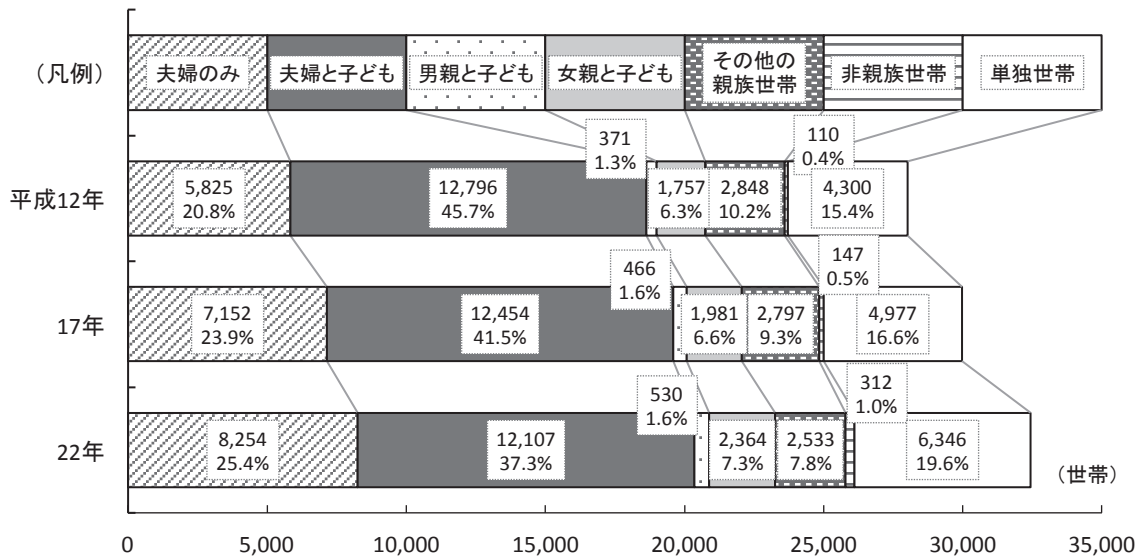
資料：指標で知る千葉県（年間値）

(5) 家族類型別世帯数の推移

家族類型別世帯数の推移をみると、総世帯数が増加する中で夫婦のみの世帯、女親と子ども世帯、単独世帯などが増加しています。

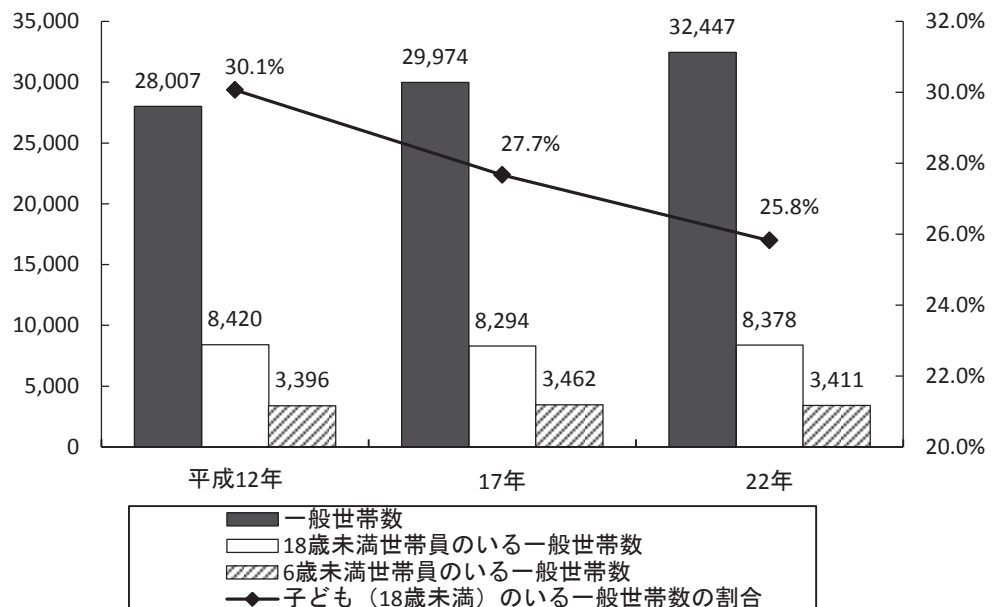
また、子ども（18歳未満）のいる一般世帯数の割合は低下傾向にあり、平成22年は25.8%となっています。

家族類型別一般世帯数の推移



資料：国勢調査

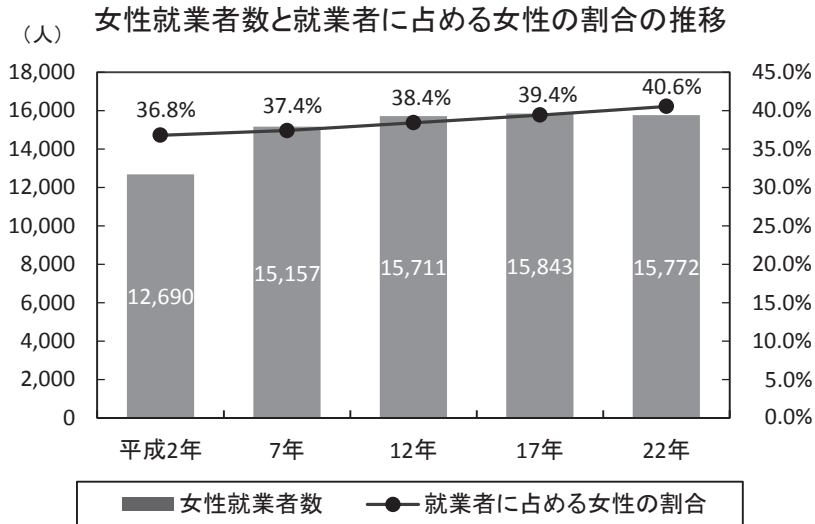
子どものいる一般世帯数の推移



資料：国勢調査報告

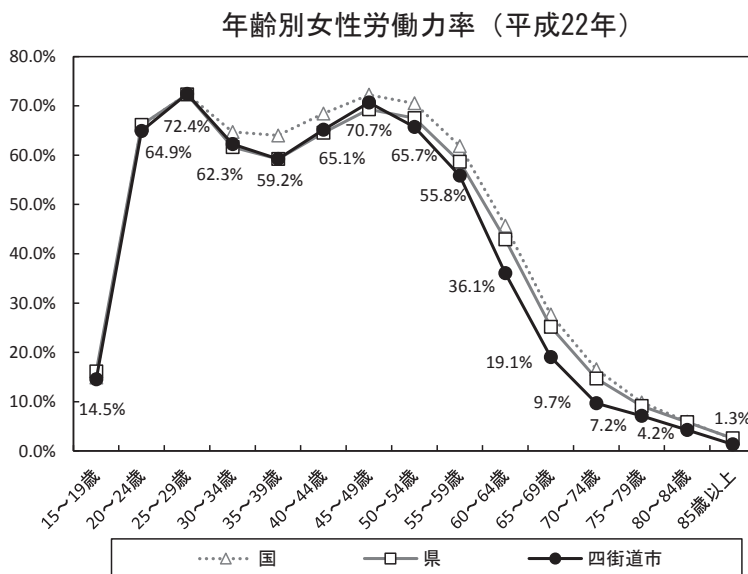
(6) 女性の就業状況

本市の女性就業者数（15歳以上）は、平成2年から平成7年にかけて大きく増加し、それ以降は微増で推移してきました。平成22年に女性の就業者数は減少しましたが、全就業者も減少していることを背景に、就業者に占める女性の割合は40.6%と過去最高に達しています。



資料：国勢調査

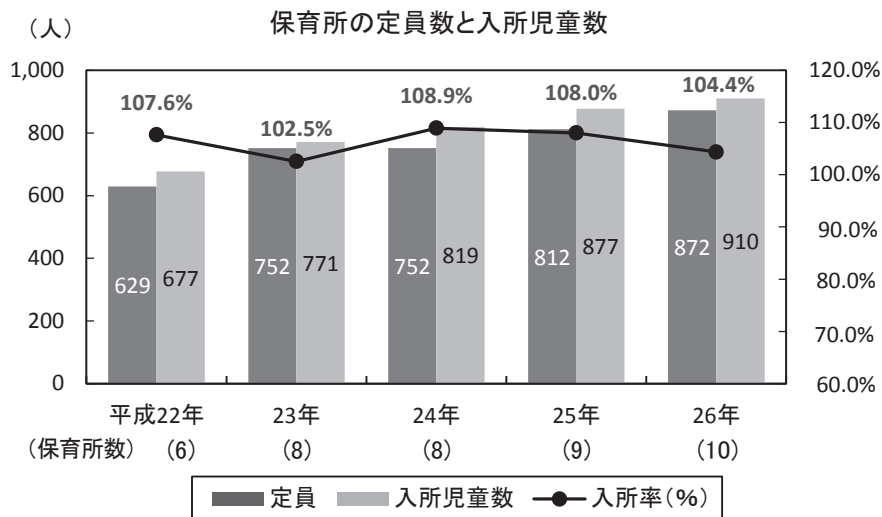
平成22年の女性労働力率を年齢別にみると、20～24歳64.9%、25～29歳72.4%と20歳代をピークに低下し、35～39歳は59.2%まで落ち込んでいます。その後、再び上昇に転じ、45～49歳の70.7%をピークに低下するM字型を描いています。県・国と比べると、50歳以上の年齢層において低い数値を示しています。



資料：国勢調査

(7) 保育所の状況

市内の保育所(認定こども園を含む)は10か所で、平成26年4月1日現在の入所児童数は910人、入所率は104.4%となっています。



年齢別入所児童数の推移をみると、保育所等の新設によりほぼすべての年齢で増加していますが、一方では待機児童についても増加する傾向にあります。

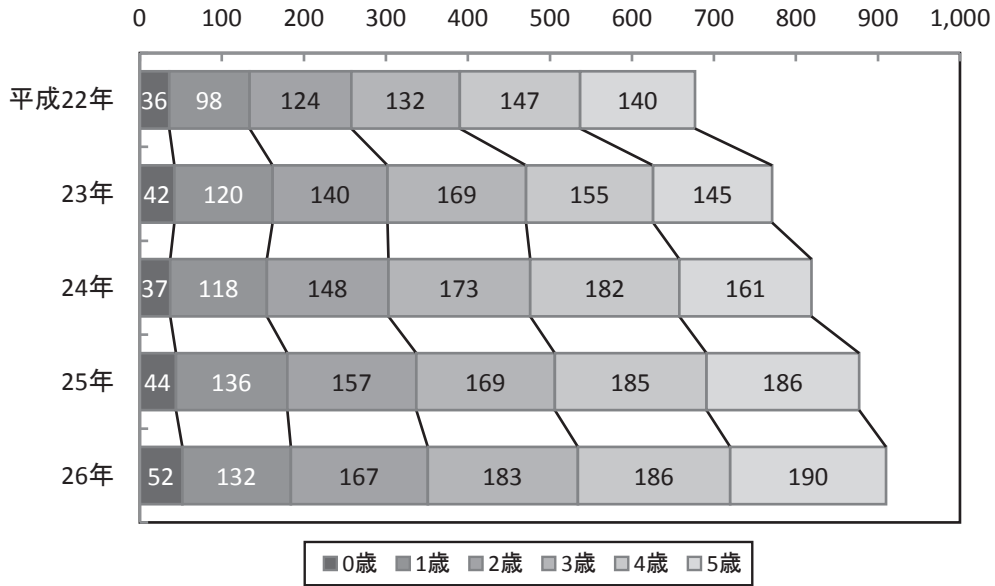
(単位:か所、人)

	保育所数		定員数	在園児数						
	公立	私立		総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成22年	2	4	629	677	36	98	124	132	147	140
平成23年	2	6	752	771	42	120	140	169	155	145
平成24年	2	6	752	819	37	118	148	173	182	161
平成25年	2	7	812	877	44	136	157	169	185	186
平成26年	2	8	872	910	52	132	167	183	186	190

資料:こども保育課(各年4月1日)

年齢別入所児童数の推移

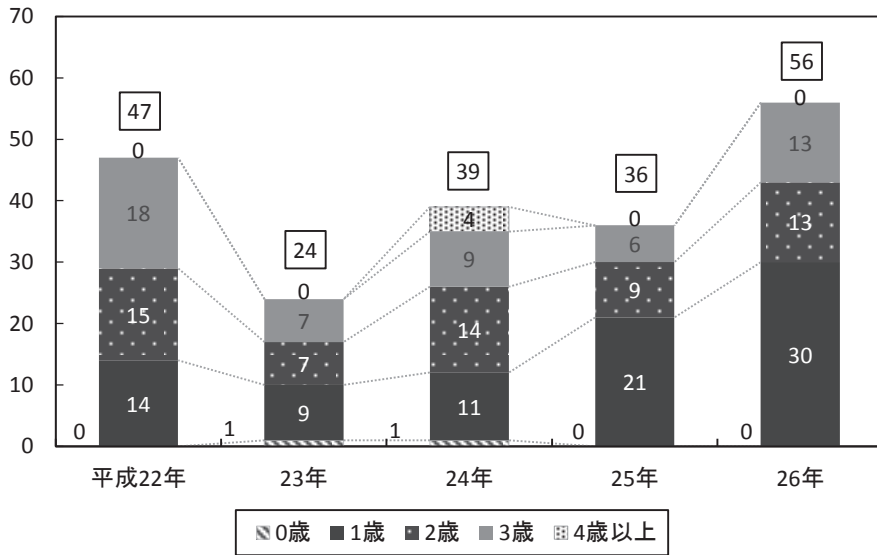
(人)



資料：こども保育課（各年4月1日）

待機児童数の推移

(人)



資料：こども保育課（各年4月1日）

(9) 小学校・中学校の状況

市内の小学校は12校で、平成26年5月1日現在の児童数は4,947人となっています。また、市内の中学校は5校で、平成26年5月1日現在の生徒数は2,322人となっています。小学校・中学校ともに児童生徒数はほぼ横ばいで推移しています。

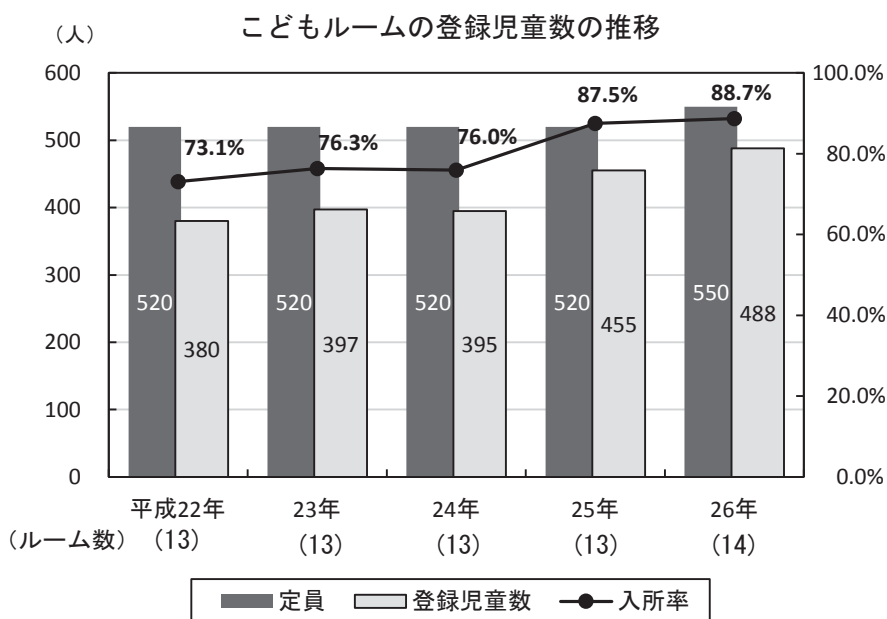
(単位:校、人、学級)

	小学校			中学校		
	学校数	児童数	学級数	学校数	生徒数	学級数
平成22年	12	4,925	190(26)	5	2,327	76(9)
平成23年	12	4,940	190(26)	5	2,340	78(9)
平成24年	12	4,941	192(28)	5	2,306	77(9)
平成25年	12	4,939	194(28)	5	2,338	80(10)
平成26年	12	4,947	198(29)	5	2,322	78(10)

※学級数の()は特別支援学級の内数
資料:学校基本調査、教育委員会(各年5月1日)

(10) こどもルームの状況

こどもルームでは、保護者が仕事や看護などのために昼間家庭で保育できない小学生(全学年)を対象に、放課後や学校休業日(夏季等における長期休業期間を含む)に遊びや生活の場を提供しています。平成26年4月にみそら小学校敷地内に新設したことにより、市内全小学校敷地内にこどもルームが整備され、平成26年4月1日現在、14ルーム、定員550人となっています。登録児童数は増加傾向にあり、入所率も上昇しています。

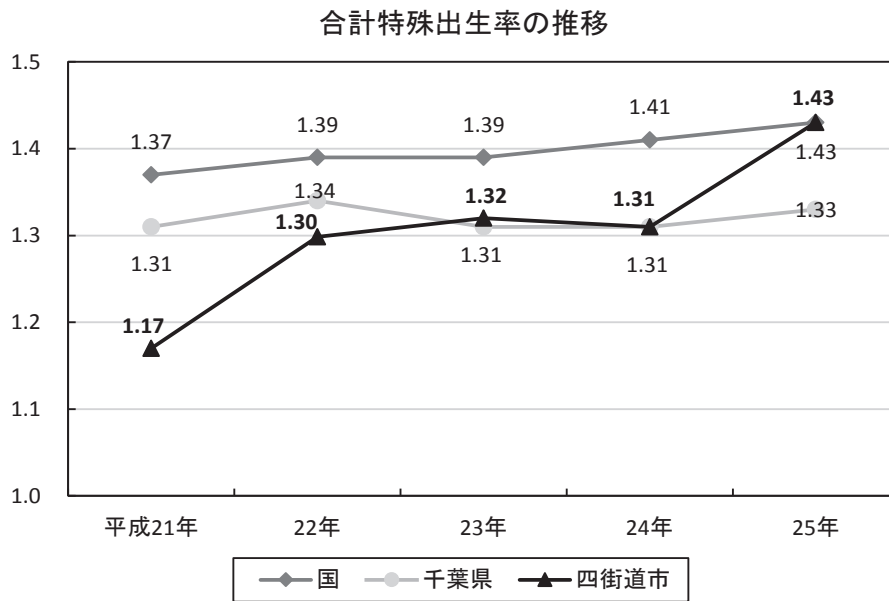


資料:こども保育課(各年4月1日)

(11) 母子保健関連

○合計特殊出生率の推移

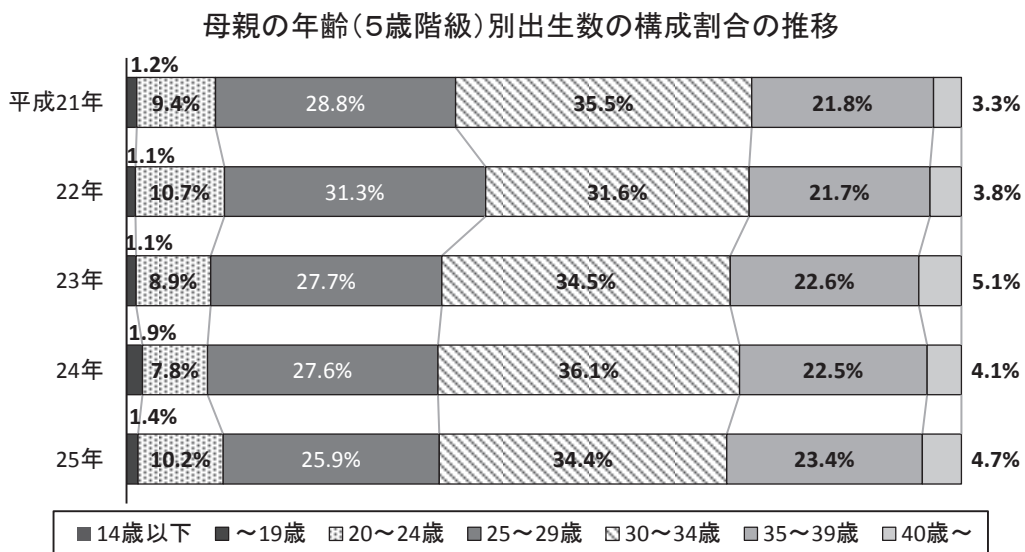
一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、県は国を下回っており、本市は平成22年まで県よりもさらに低い水準で推移していましたが、平成23年以降上昇傾向が見られ、平成25年には1.43となり、国と同水準となっています。



資料：人口動態統計

○出生時の母親の年齢

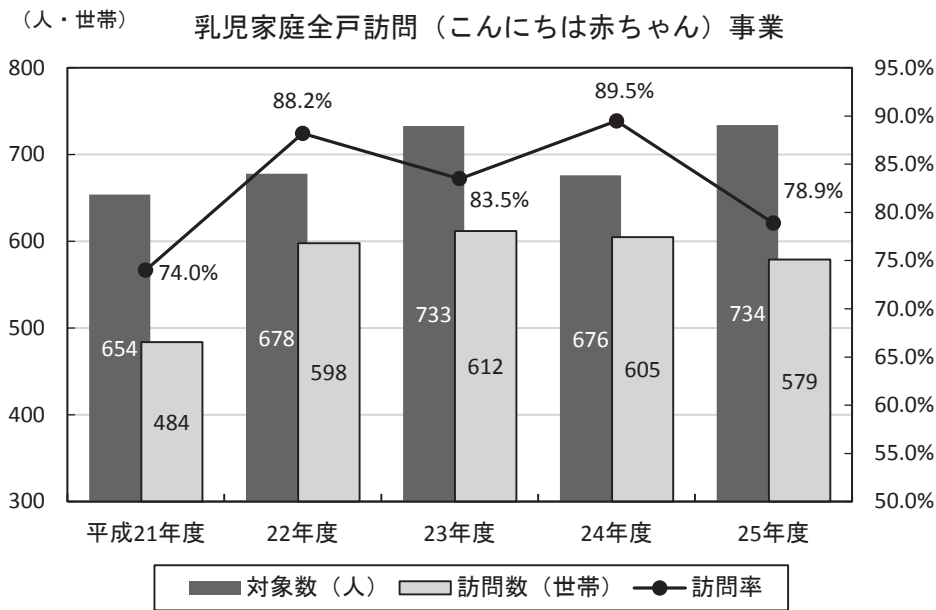
出生時の母親の年齢を5歳階級別にみると、近年は30～34歳、25～29歳、35～39歳の順に多くなっており、長期的な傾向として、晩婚化などによる高齢出産が増加しています。



資料：千葉県衛生統計年報

○乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業の実施状況

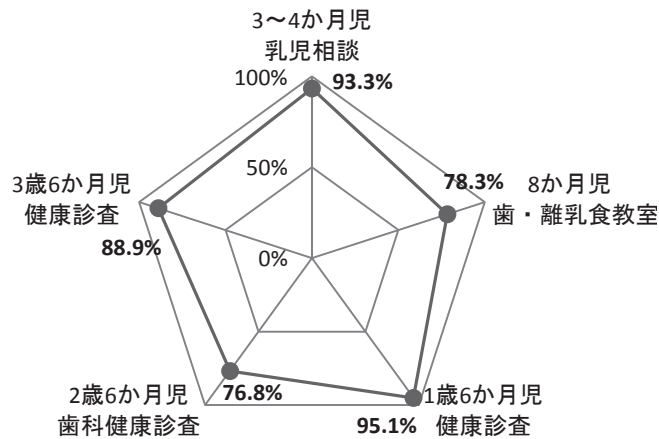
母親の産後うつや子育ての不安を軽減し、健全な子どもを育てることを支援する目的で、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を対象とした乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業を実施しており、訪問率は、平成23年度83.5%、平成24年度89.5%、平成25年度78.9%と8～9割程度で推移しています。



○乳幼児健康診査等の実施状況

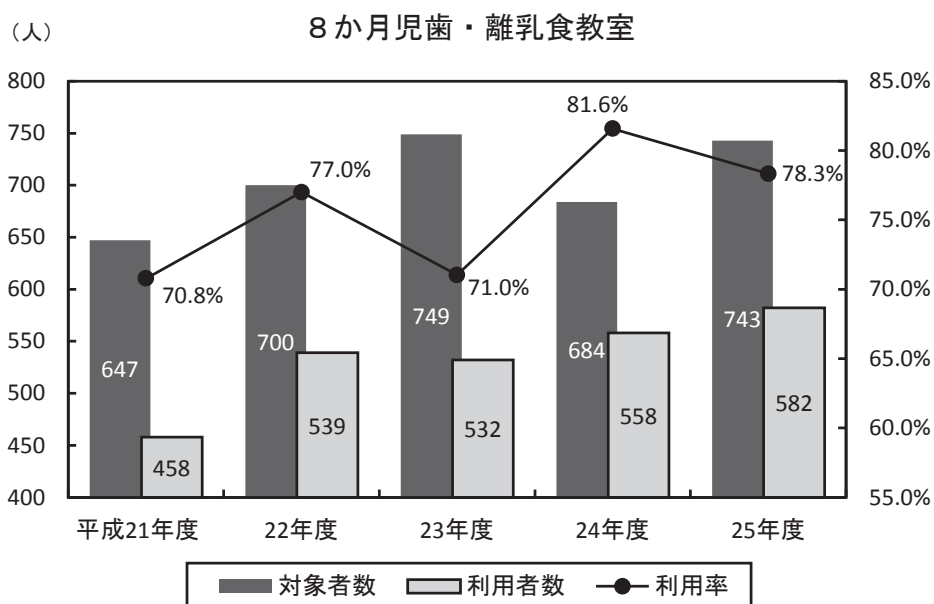
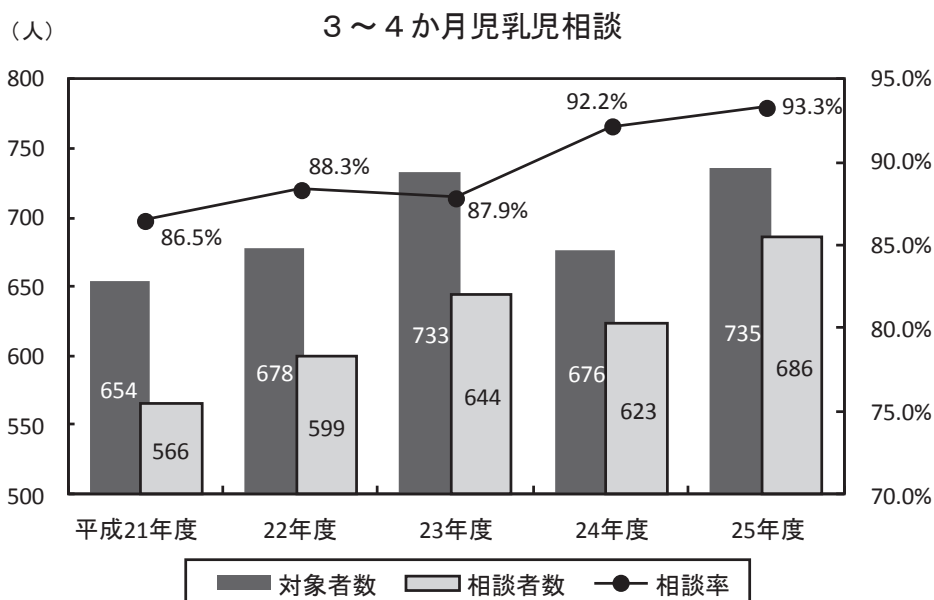
平成25年度の乳幼児健康診査等の受診率は、1歳6か月児健康診査が95.1%と最も高く、次いで3～4か月児乳児相談93.3%、3歳6か月児健康診査88.9%、8か月児歯・離乳食教室78.3%、2歳6か月児歯科健康診査76.8%となっています。

乳幼児健康診査等の受診率（平成25年度）



＜3～4か月児乳児相談、8か月児歯・離乳食教室＞

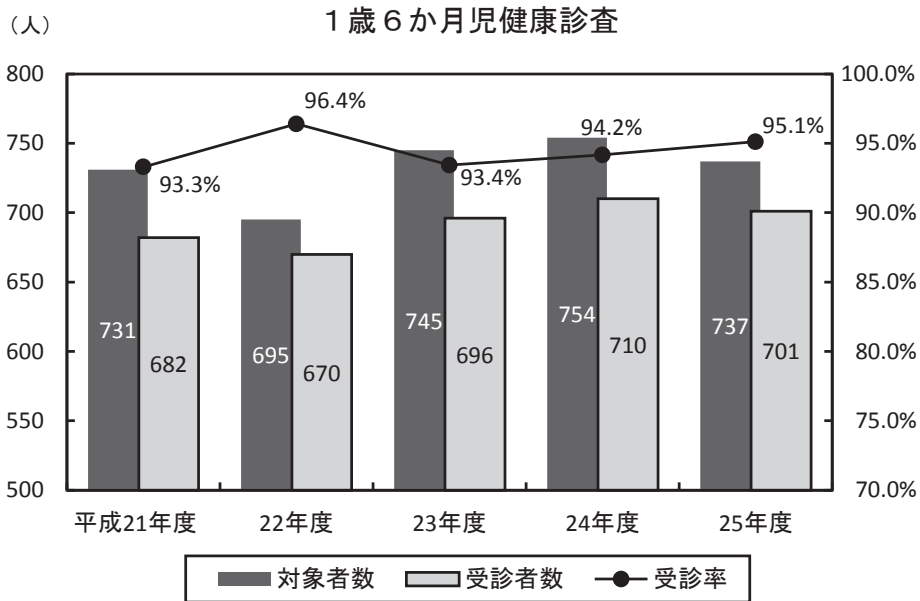
3～4か月児乳児相談や8か月児歯・離乳食教室は、相談者数などはばらつきがありますが、相談率は増加傾向にあり、3～4か月児乳児相談は平成25年度には93.3%となっています。



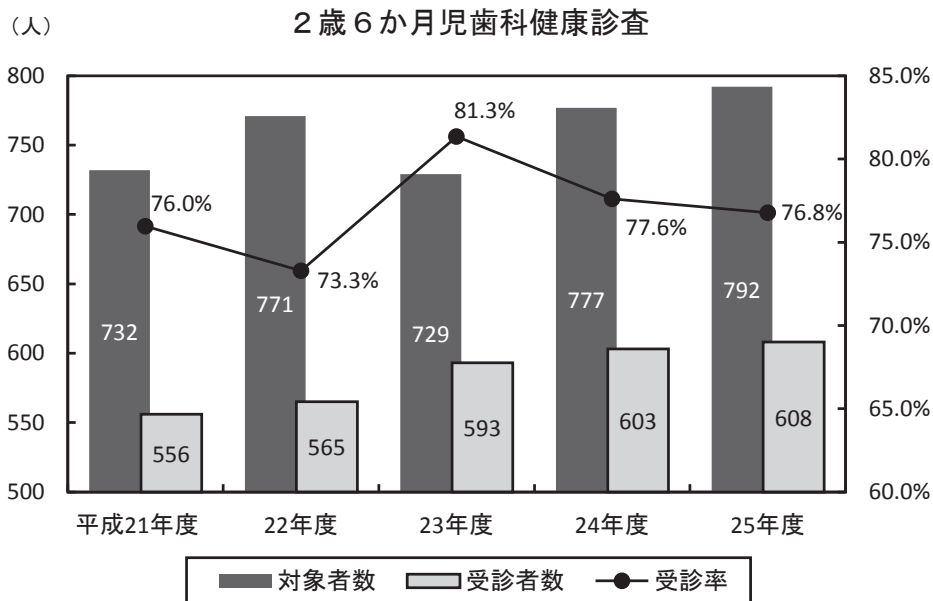
＜1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査＞

1歳6か月児健康診査は受診率が高く、9割を超えています。2歳6か月児歯科健康診査は、他の健康診査に比べてやや受診率が低くなっています。

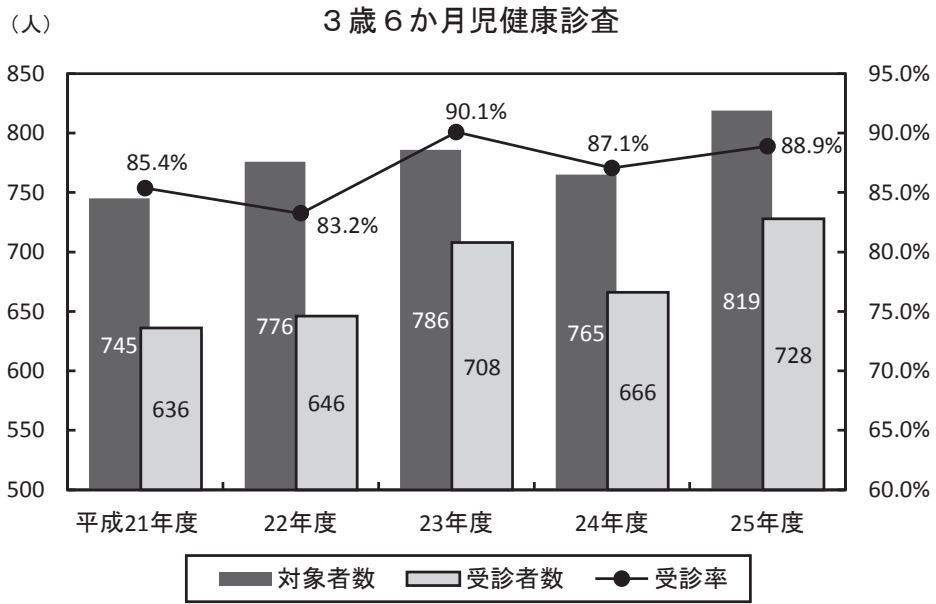
また、3歳6か月児健康診査は年度によって受診率にばらつきがあるものの、ここ数年は約9割が受診しています。



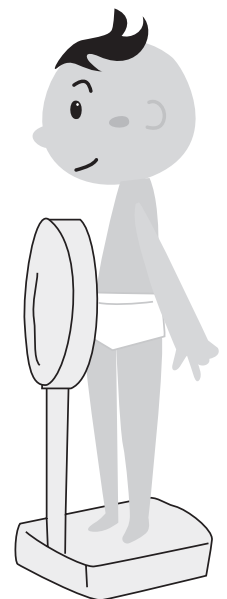
資料：健康増進課



資料：健康増進課



資料：健康増進課



2. 現行計画の達成状況

「四街道市子どもプラン（後期計画）」で数値目標を設定した事業の平成25年度時点での達成状況は以下の通りです。

区分	単位	目標値	実績値	達成度
		平成26年度	平成25年度	
通常保育事業	定員数 設置か所数	749人 8か所+分園1か所	812人 9か所+分園1か所	達成
延長保育事業	定員数 設置か所数	749人 8か所+分園1か所	812人 9か所+分園1か所	達成
病児保育事業	定員数 設置か所数	4人 1か所	0人 0か所	未達成
病後児保育事業	定員数 設置か所数	4人 1か所	4人 1か所	達成
こどもルーム事業	設置か所数	12校14か所	11校13か所	未達成
一時預かり事業	定員数 設置か所数	50人 5か所	59人 6か所	達成
子育て支援センター事業	設置か所数	4か所	7か所	達成
ファミリー・サポート・センター事業	設置か所数 会員数	1か所 650人	1か所 967人	達成
パパ・ママルームの土日曜開催	開催回数	6回/年	6回/年	達成
2、3歳児ひよこ教室(四街道公民館)	実施回数	7回	1回	未達成
2歳児子育て教室(千代田公民館)	実施回数	10回	9回	未達成
乳幼児なかよし教室 (現:3歳児レクリエーション教室 旭公民館)	実施回数	5回	7回	達成
乳幼児健康診査・相談	4か月児相談	85.0%	93.3%	達成
	8か月児教室	75.0%	78.0%	達成
	1歳6か月児健診	95.0%	95.1%	達成
	3歳6か月児健診	85.0%	88.9%	達成
「すくすくネット」の充実	登録団体数	30団体	—	未達成
2歳6か月児歯科健康診査	受診率	75.0%	76.8%	達成
むし歯のない幼児の割合	3歳児の割合	75.0%	85.5%	達成
幼児歯科健康教育	実施回数	10回/年	13回/年	達成
事故防止方法についての知識の普及	実施人数	580人	686人	達成
青少年健全育成推進大会	参加人数	800人	683人	未達成
思春期保健事業の推進	実施回数	2校	3校	達成
小さな子どもとふれあう機会の提供	開催回数	6回/年	0回	未達成
こどもルームでの障害のある児童の受け入れ	—	全ルーム	全ルーム	達成
「こども110番の家」の充実	設置軒数	3,000軒	2,553軒	未達成
(こどもルームでの)避難訓練の実施	実施回数	2回/年	2回/年	達成

3. アンケート調査による主な結果概要

(1) 調査の目的

本市では、本計画を策定するに先立って、市民の子育てに対する意識や意向などを把握するとともに、今後の子育て支援に関する基礎資料を得ることを目的に市内在住の就学前児童を持つ保護者1,000人（有効回収数 635人）、小学生を持つ保護者1,000人（有効回収数 591人）を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の設計

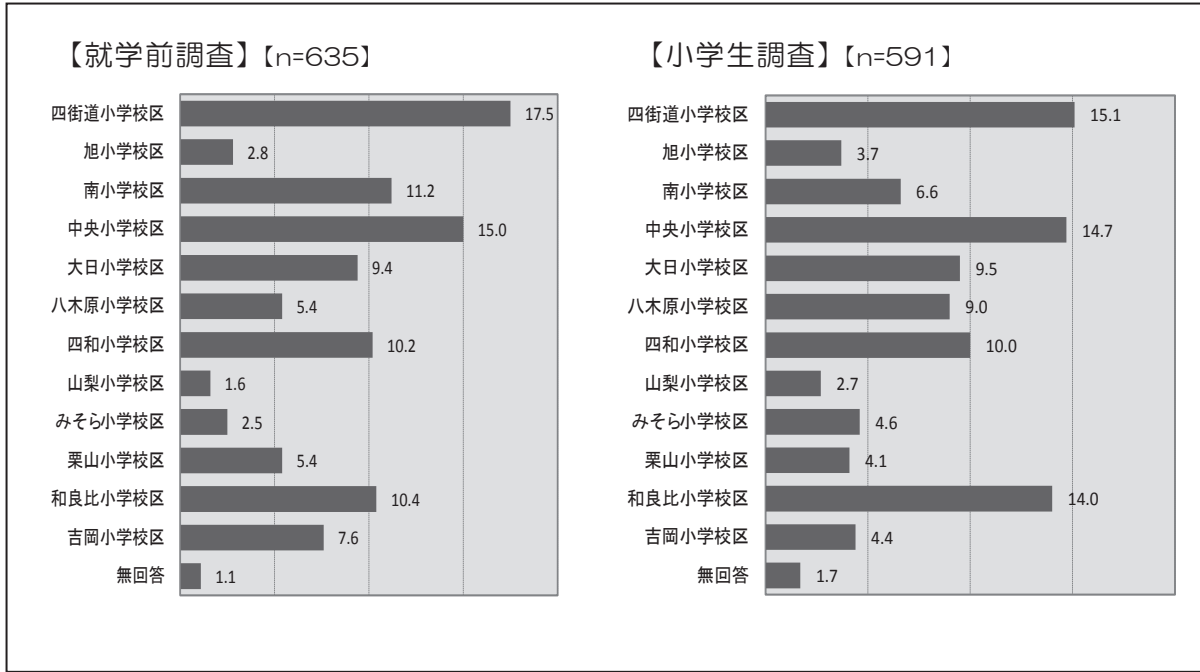
	四街道市子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童）	四街道市子育て支援に関するアンケート調査（小学生）
調査対象	四街道市内に居住する就学前児童を持つ保護者	四街道市内に居住する小学生を持つ保護者
標本数	1,000人	1,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出法	
回収数(率)	635人（63.5%）	591人（59.1%）
調査方法	郵送配布、郵送回収	
調査期間	平成25年11月29日～平成25年12月13日	

(3) 調査結果の分析

① 回答者のプロフィール

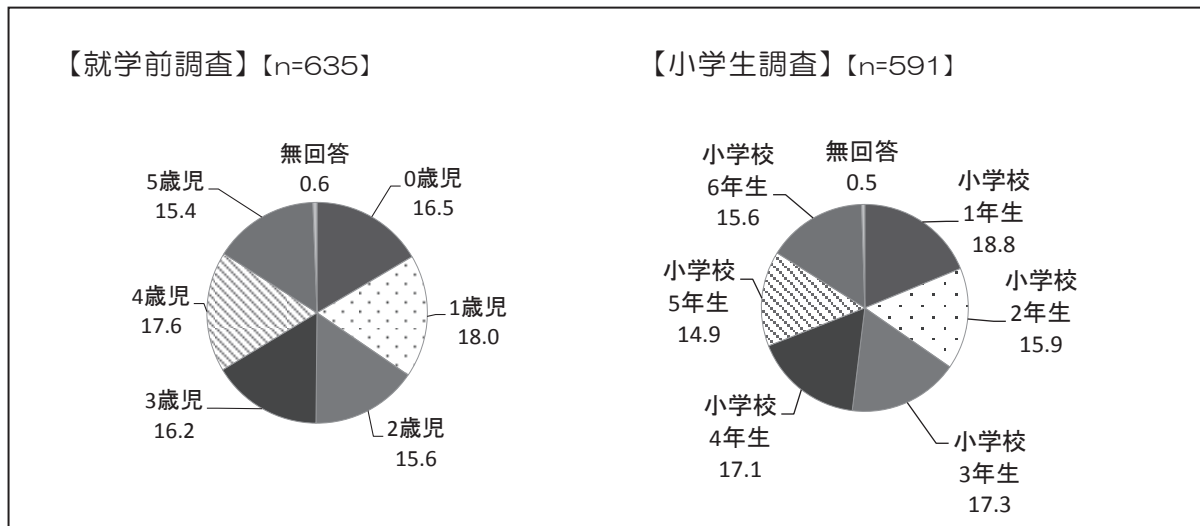
〈居住地区〉

(単位：%)



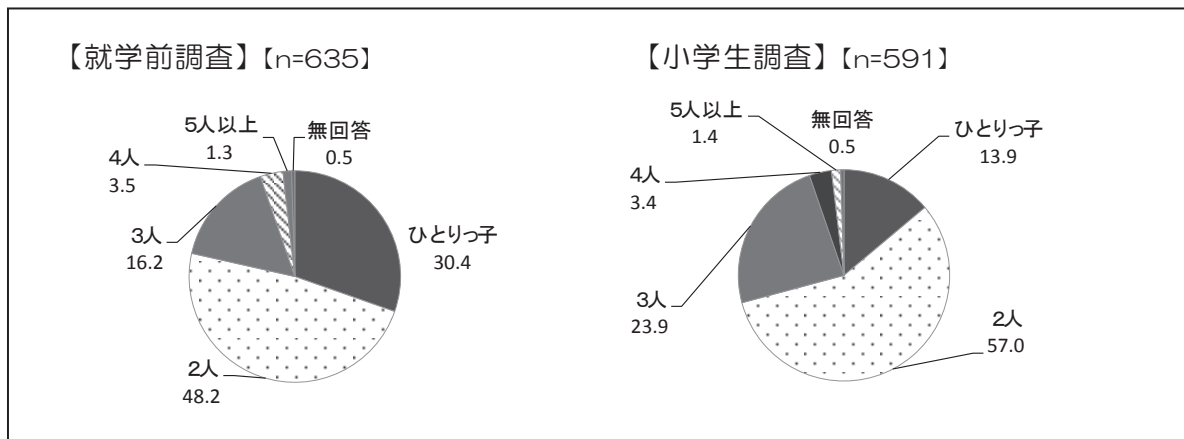
〈子どもの生年月日（学年齢）〉

(単位：%)



〈きょうだい数〉

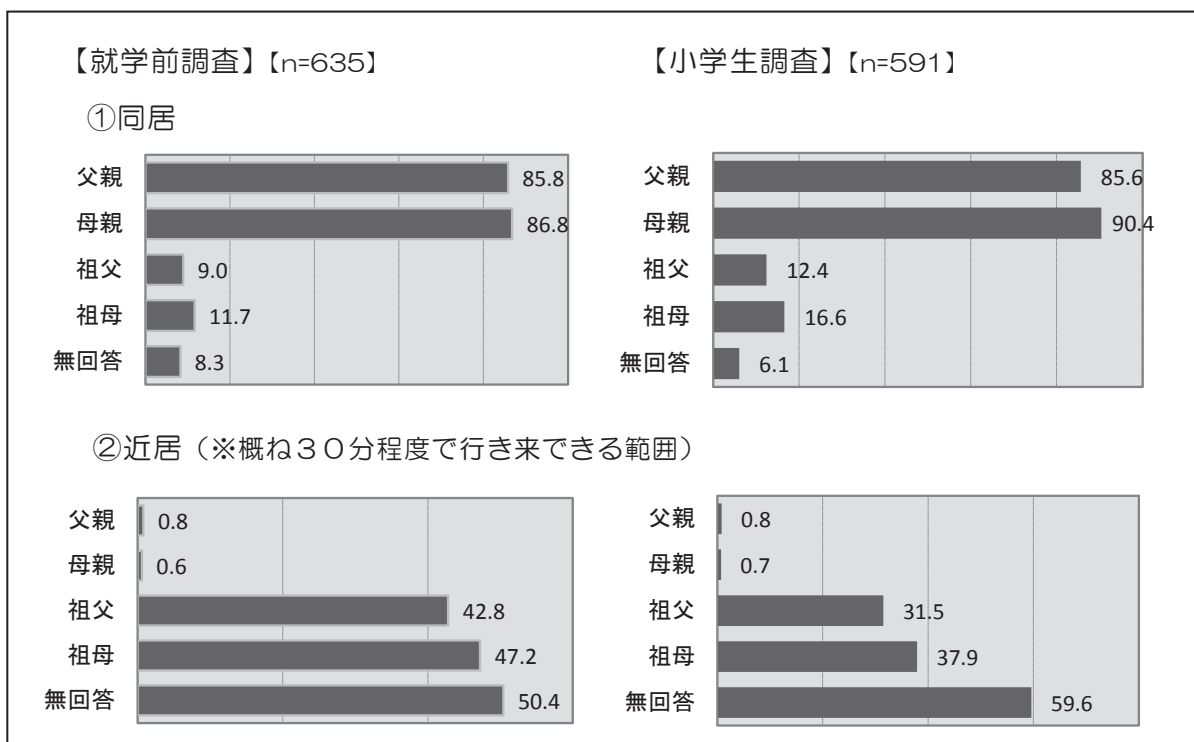
(単位：%)



○ きょうだいの人数は、就学前、小学生とも「2人」が最も高くなっています。また、就学前では「ひとりっ子」が2番目に高いのに対し、小学生では「3人」が2番目に高くなっています。

〈家族の同居・近居の状況〉

(単位：%)

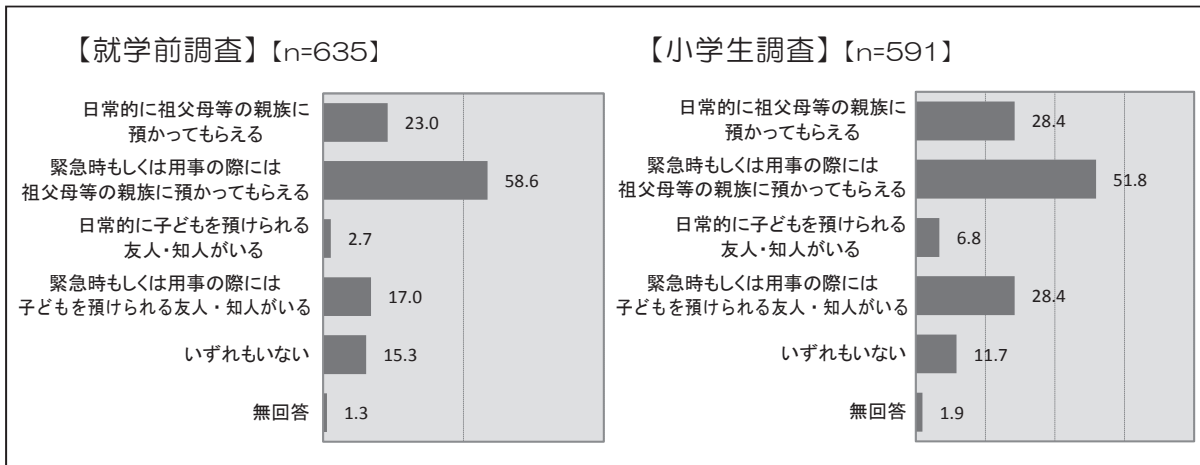


○ 家族の同居の状況では、就学前、小学生とも「父母同居」は9割近くを占めました。祖父母の同居割合は就学前の方が小学生より低く、1割程度にとどまっています。(無回答には「近居者がいない」保護者も含まれます)

近居の状況では、就学前では祖父母との近居は4割程度みられますが、小学生では3割程度と就学前に比べて低くなっています。

〈日頃のサポートの状況〉 ※複数回答

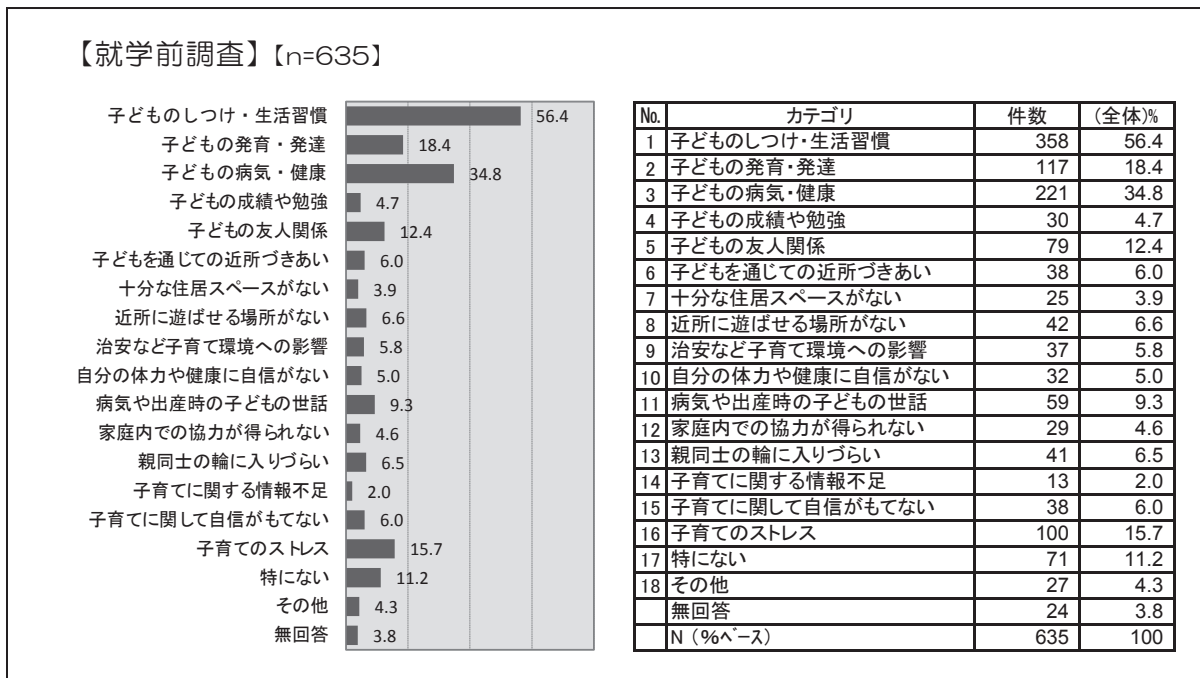
(単位：%)



○ 日頃のサポートの状況では、就学前、小学生とも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が最も高くなっています。「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」では、就学前より小学生が高くなっています。一方、「いずれもない」は、就学前では15.3%、小学生でも11.7%となっています。

〈子育てをするなかで悩んだり不安に感じたりすること〉

(単位：%)

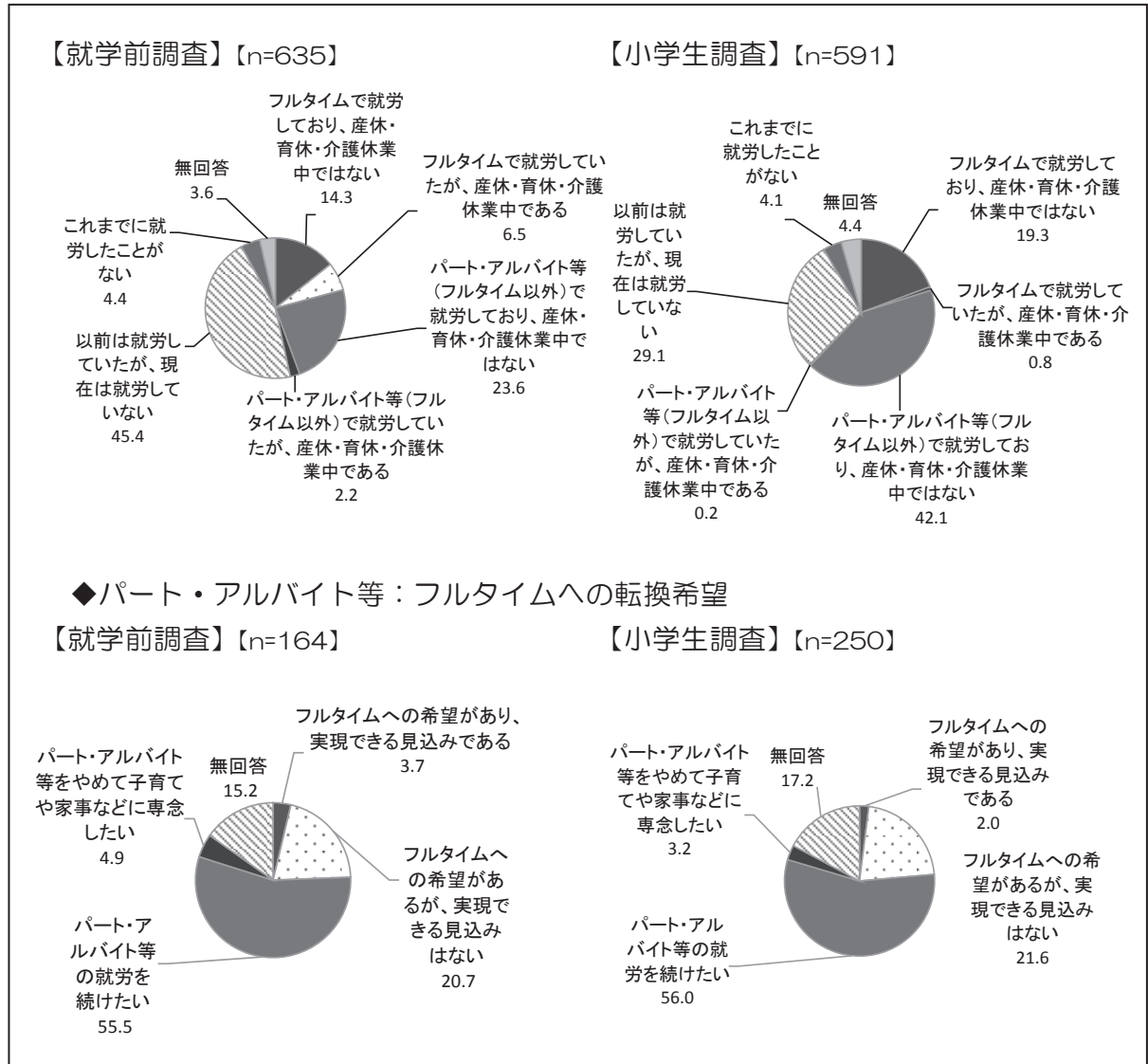


○ 子育てをするなかで悩んだり不安に感じたりすることは、「子どものしつけ・生活習慣」が56.4%と最も高く、次いで「子どもの病気・健康」が34.8%、「子どもの発育・発達」が18.4%、「子育てのストレス」が15.7%などとなりました。子どもの生活習慣や健康、子育てしている方自身に関することが上位となっています。

② 親の就労状況

〈母親の就労状況〉

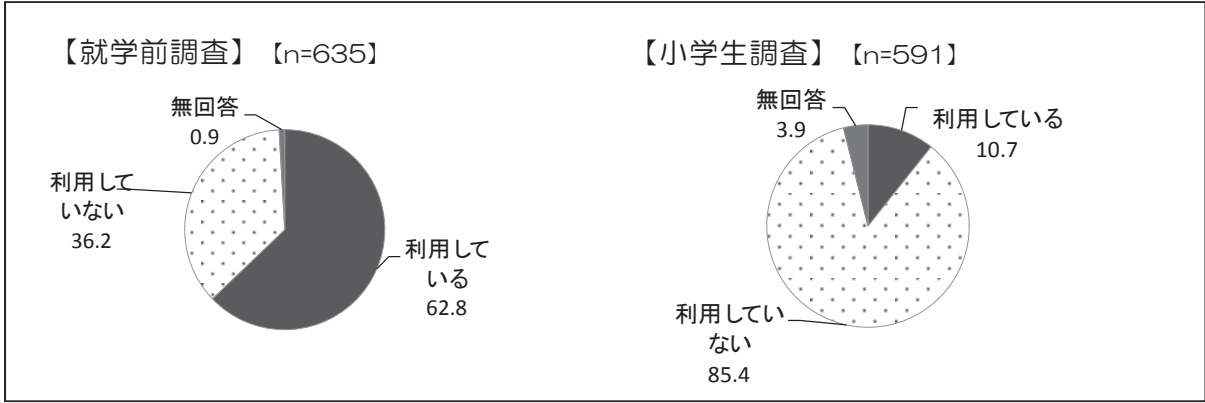
(単位：%)



○ 母親の就労状況では、就学前では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も高く、小学生では「パート・アルバイト等で就労」が最も高くなっています。フルタイムへの転換希望は、就学前、小学生とも2割程度にとどまり「パート・アルバイト等を続けたい」が半数を超えています。

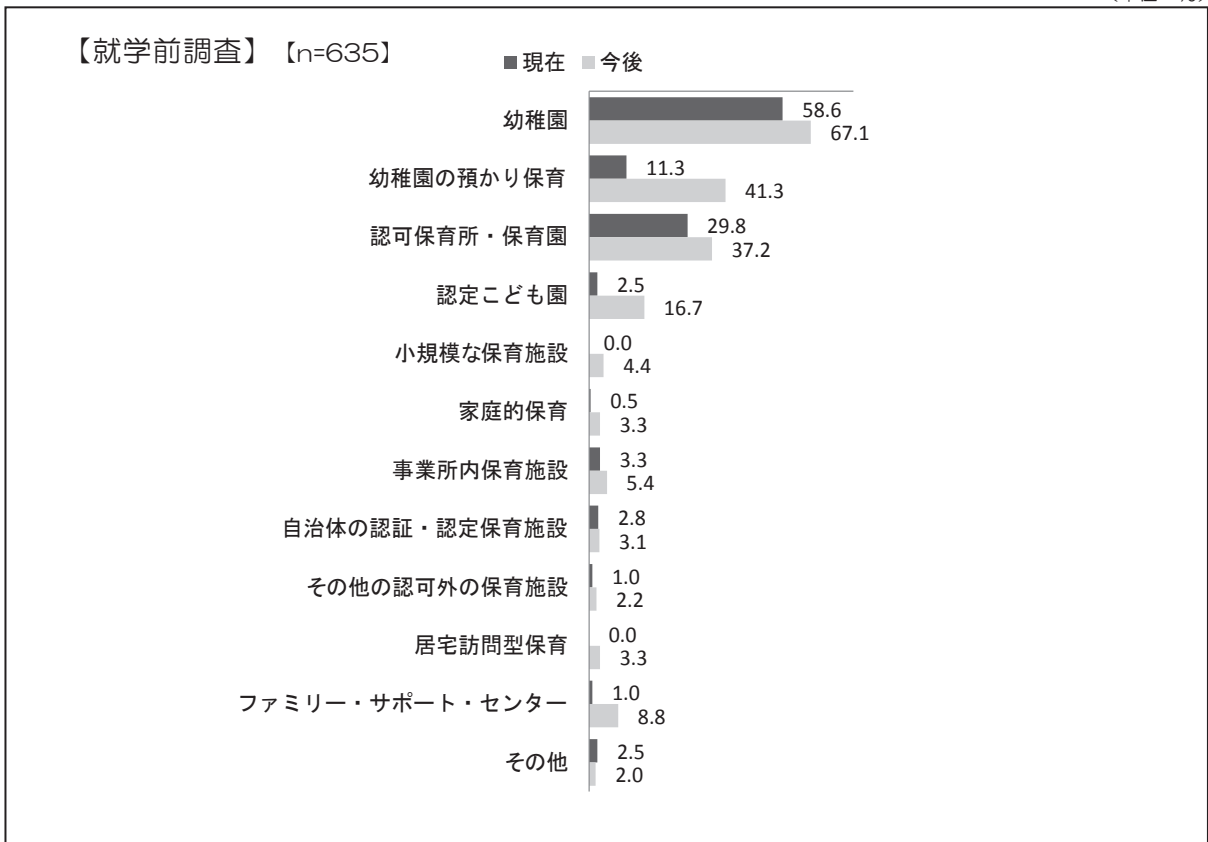
③ 教育・保育事業

〈定期的な利用状況（小学生はこどもルーム（学童保育所）の利用状況）〉 (単位：%)



○ 幼稚園・保育所などの教育・保育事業の利用状況は、就学前では「利用している」が約6割となっています。また、小学生のこどもルーム（学童保育所）の利用状況では「利用していない」が8割を超えています。

〈定期的にご利用したい教育・保育事業（就学前児童のみ）〉 ※複数回答 (単位：%)

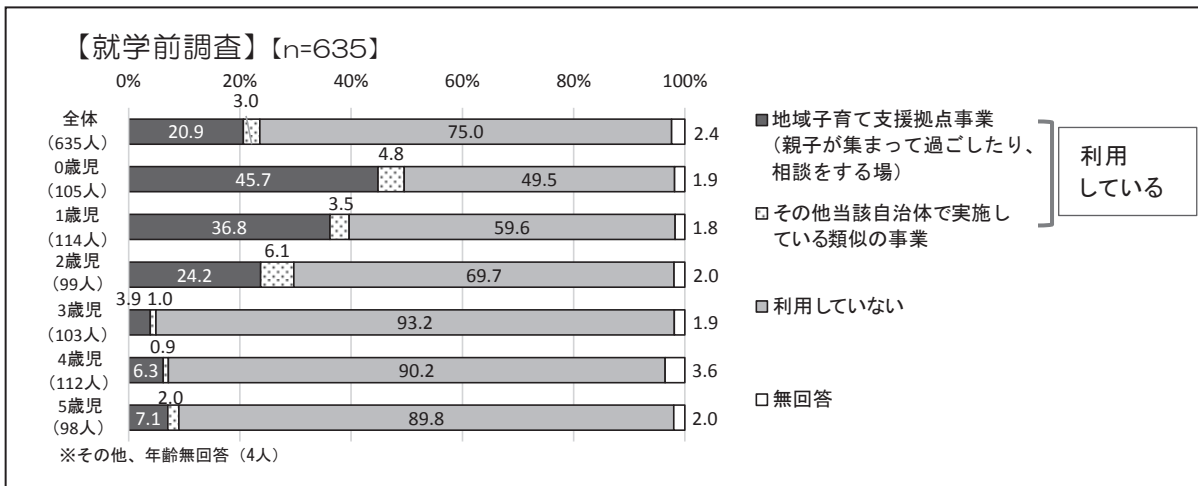


○ 現在の利用状況にかかわらず、今後定期的にご利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」が最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所・保育園」などとなっています。「幼稚園の預かり保育」では、現在（11.3%）よりも今後（41.3%）が特に大きくなっています。

④ 地域子育て支援拠点事業

〈年齢別の利用状況〉

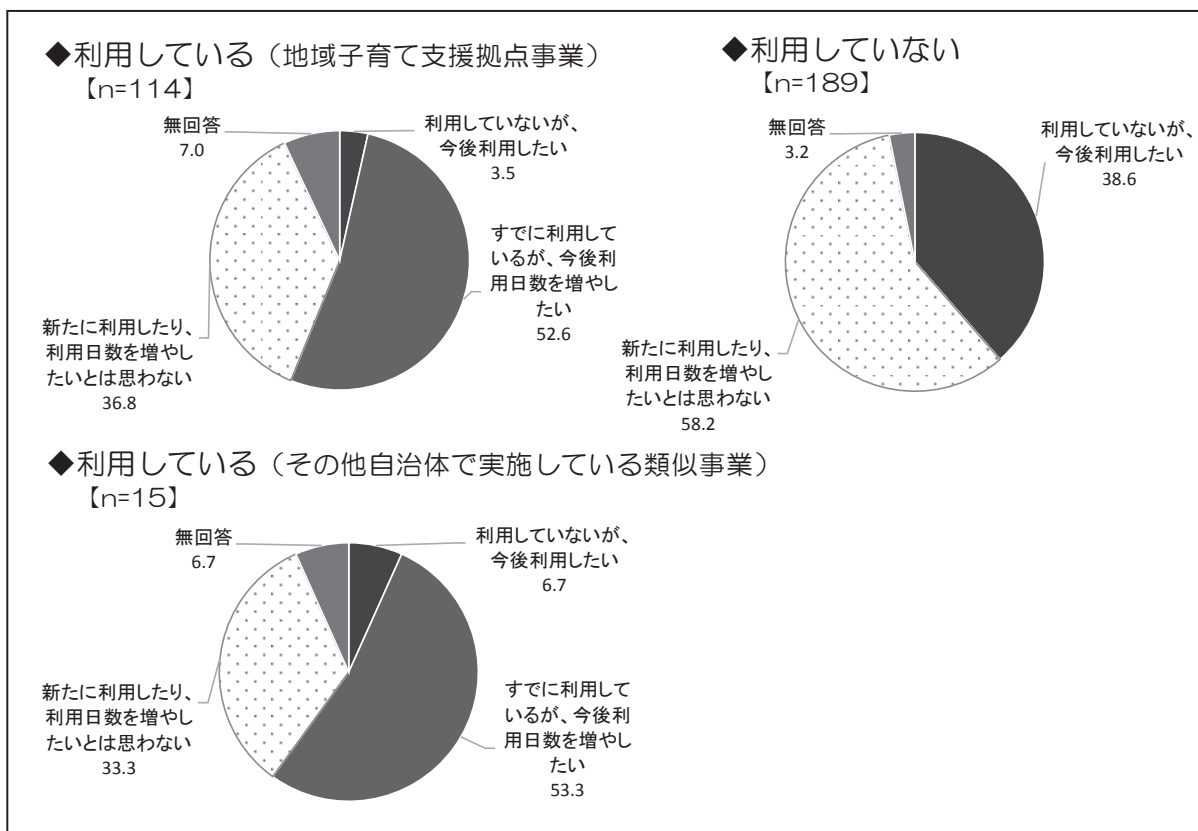
(単位：%)



○ 年齢別にみた利用状況は、0歳児が45.7%と最も高く、次いで1歳児が36.8%、2歳児が24.2%となっています。

〈現在の利用状況からみる今後の利用希望(0～2歳児のみ)〉

(単位：%)

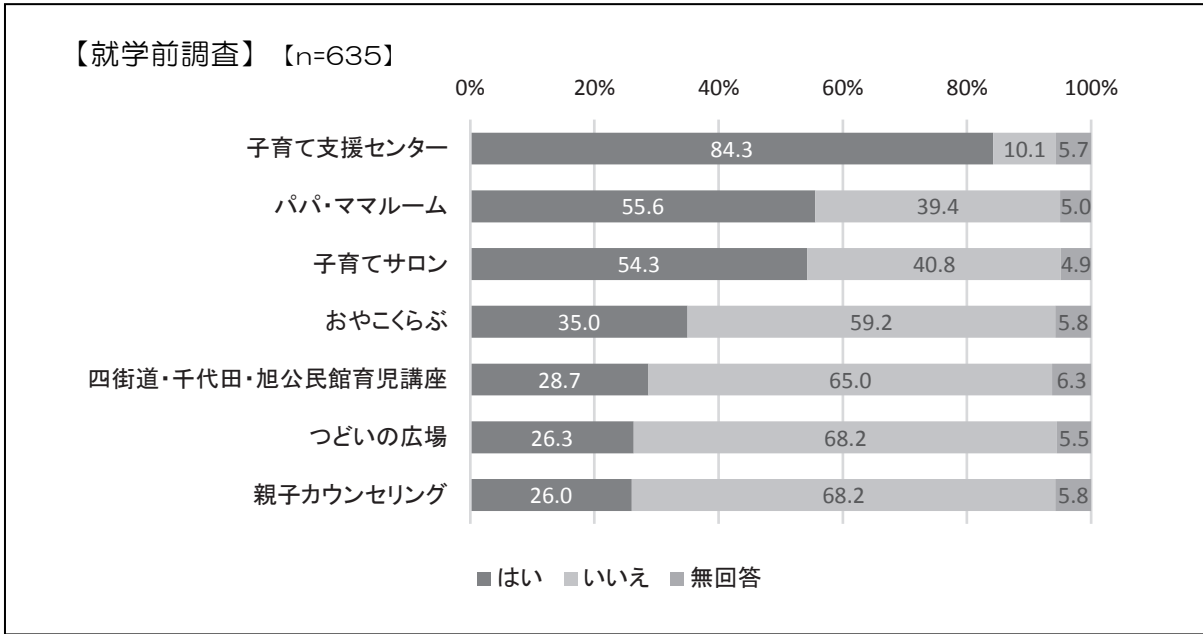


○ 現在の利用状況別に今後の利用希望(0～2歳児のみ)をみると、現在「利用している」と回答した保護者で「今後利用日数を増やしたい」は半数強、現在「利用していない」と回答した保護者で「利用したいとは思わない」は6割弱となりました。

⑤ 子育て支援サービス

〈認知度（知っている）〉

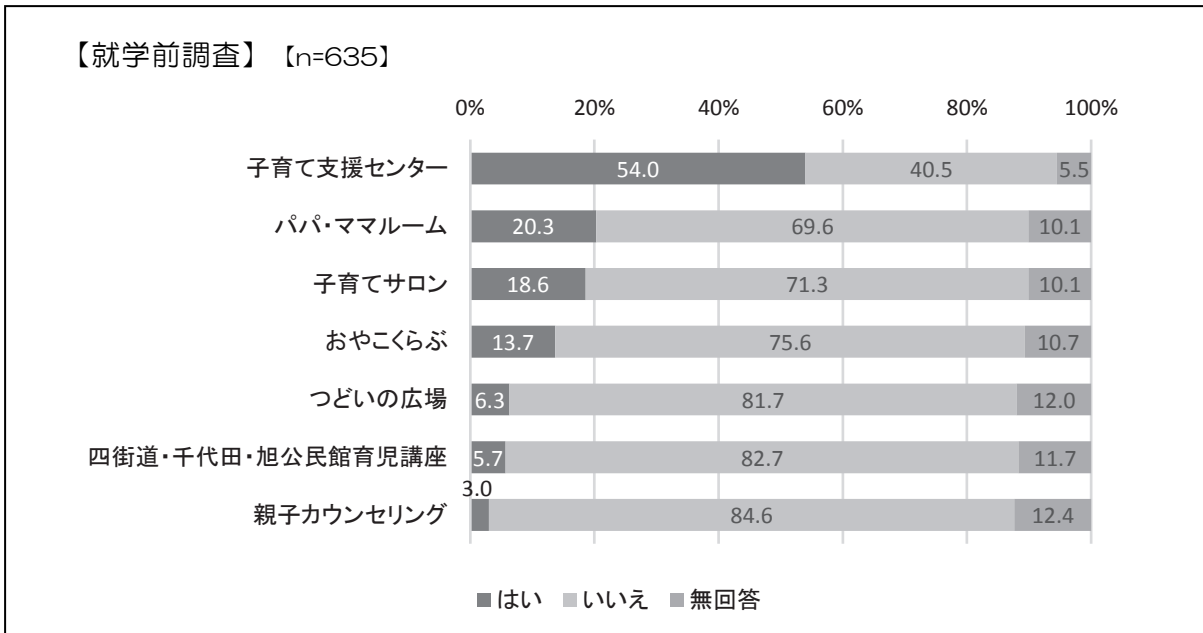
（単位：％）



○ 子育て支援サービスの認知度は、「子育て支援センター」が84.3%と最も高く、次いで「パパ・ママルーム」が55.6%、「子育てサロン（地区社協が実施する子育て支援事業）」が54.3%と半数を上回りました。「育児講座」や「つどいの広場」、「親子カウンセリング」の認知度は3割弱にとどまりました。

〈利用状況（利用したことがある）〉

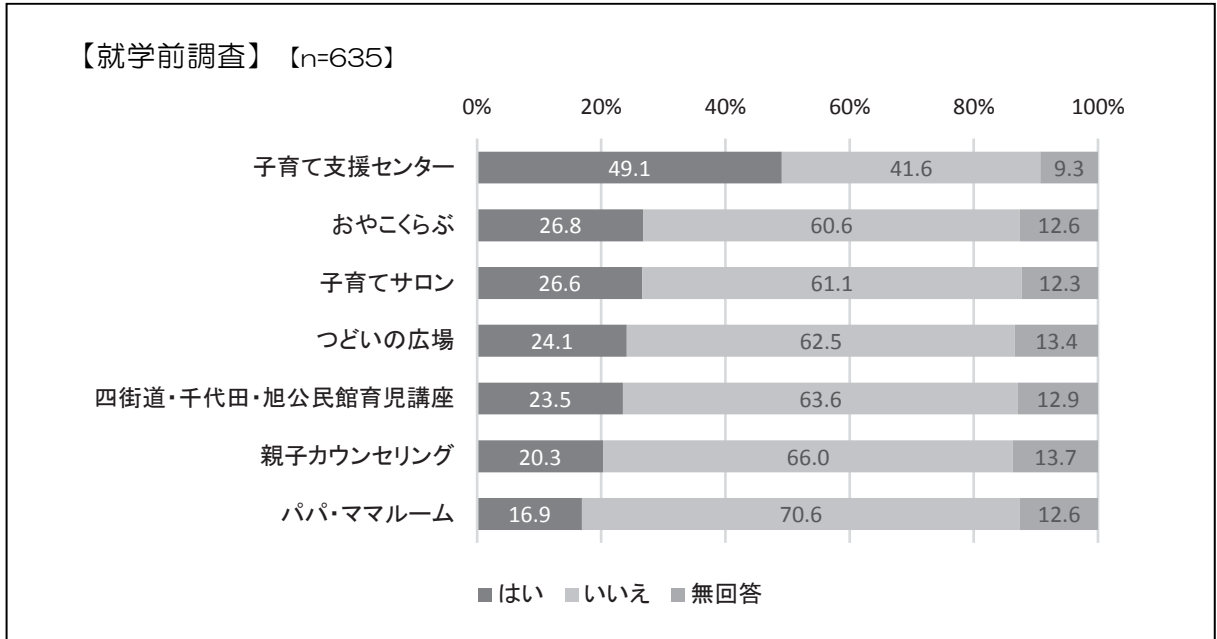
（単位：％）



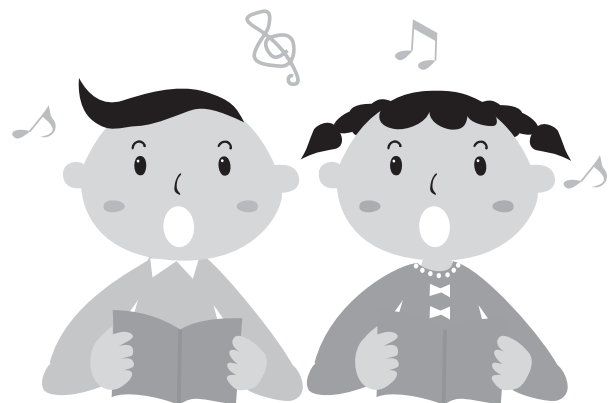
○ 子育て支援サービスの利用状況は、「子育て支援センター」が54.0%と半数を上回りました。

〈利用意向（今後利用したい）〉

（単位：％）

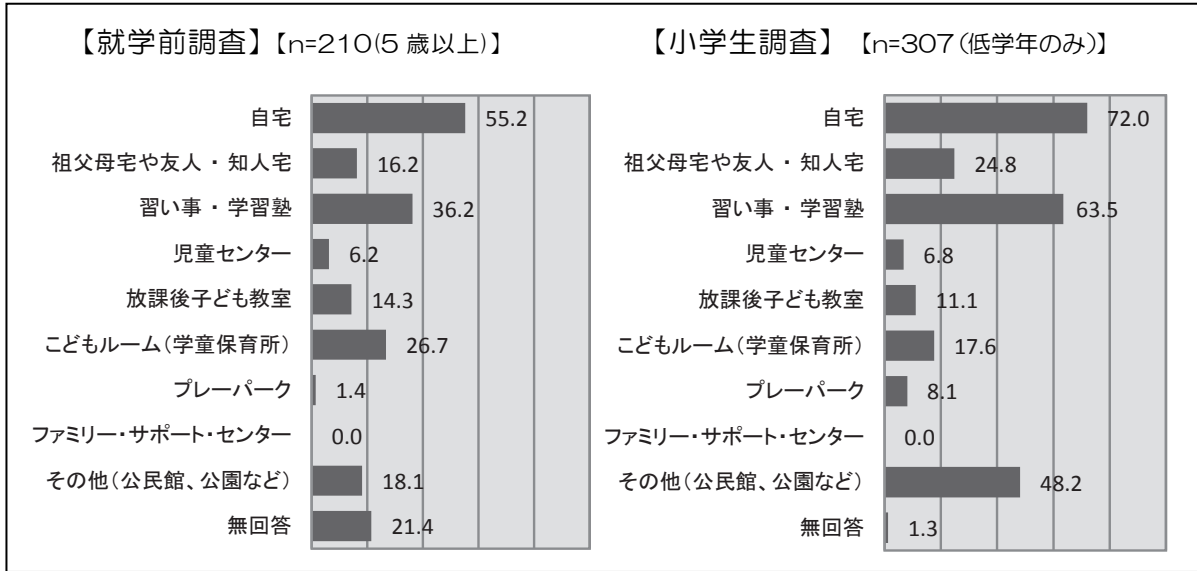


○ 子育て支援サービスにおける今後の利用意向は、「子育て支援センター」が49.1%と最も高く、約半数が利用したいとなっており、次いで「おやこクラブ（児童センターにおける子育て支援事業）」が26.8%、「子育てサロン」が26.6%などとなっています。



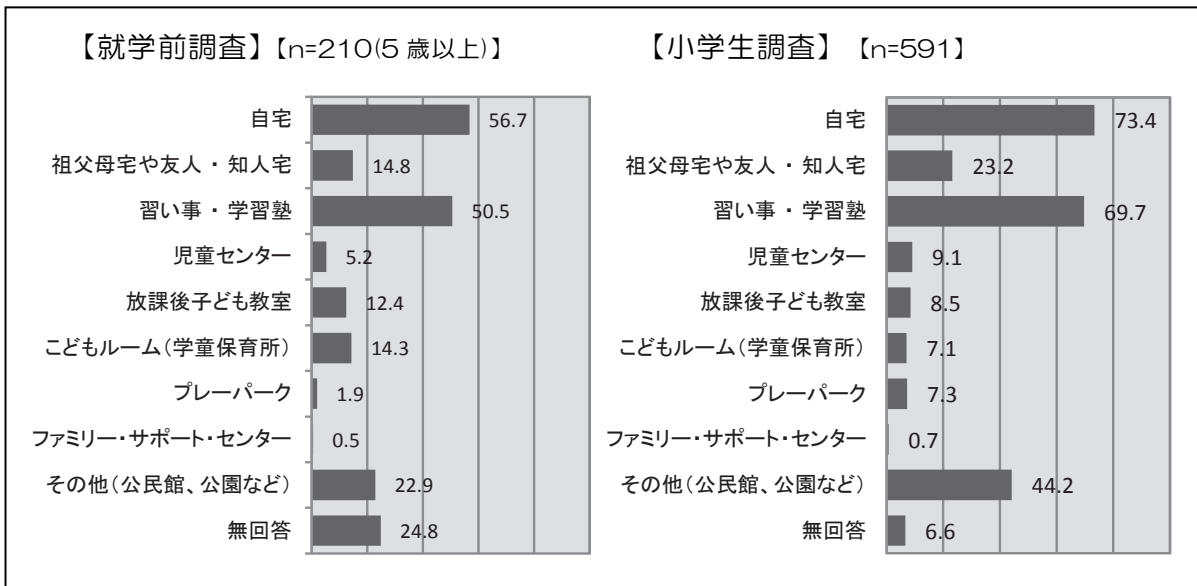
⑥ 小学校就学後の放課後の過ごし方

〈放課後に過ごさせたい場所（低学年）〉 ※複数回答 (単位：%)



○ 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所は、就学前（5歳以上）・小学生（低学年のみ）ともに「自宅」が最も高く、「習い事・学習塾」が2番目に高くなっています。「こどもルーム(学童保育所)」は就学前（5歳以上）では26.7%に対して、小学生（低学年のみ）では17.6%にとどまっています。

〈放課後に過ごさせたい場所（高学年）〉 ※複数回答 (単位：%)

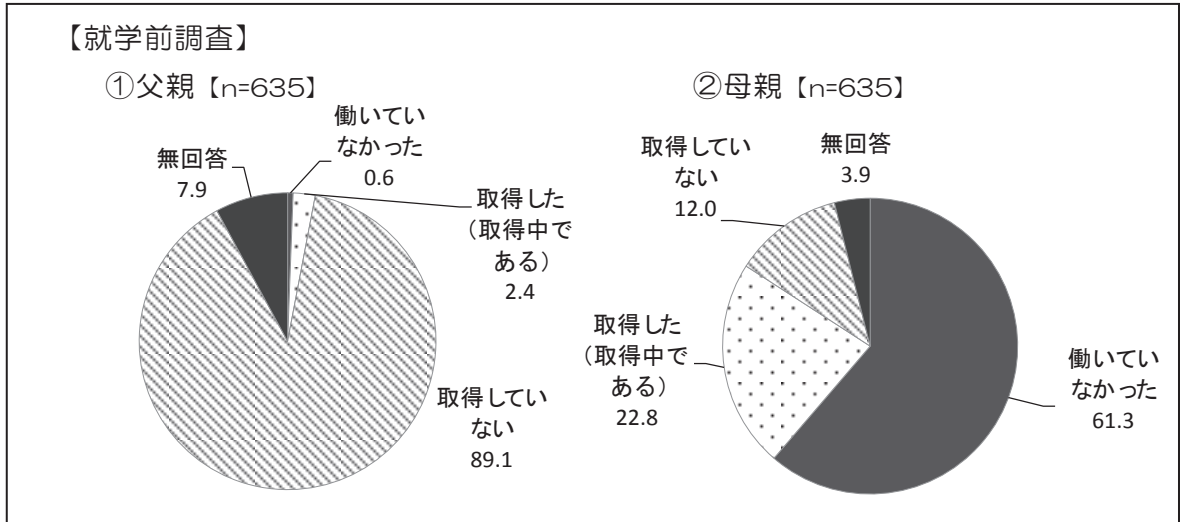


○ 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所は、就学前（5歳以上）・小学生とともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事・学習塾」と、低学年と同様となっています。「こどもルーム(学童保育所)」は就学前（5歳以上）で14.3%、小学生では7.1%と、低学年より低くなっています。

⑦ 育児休業制度(就学前児童のみ)

〈育児休業取得状況〉

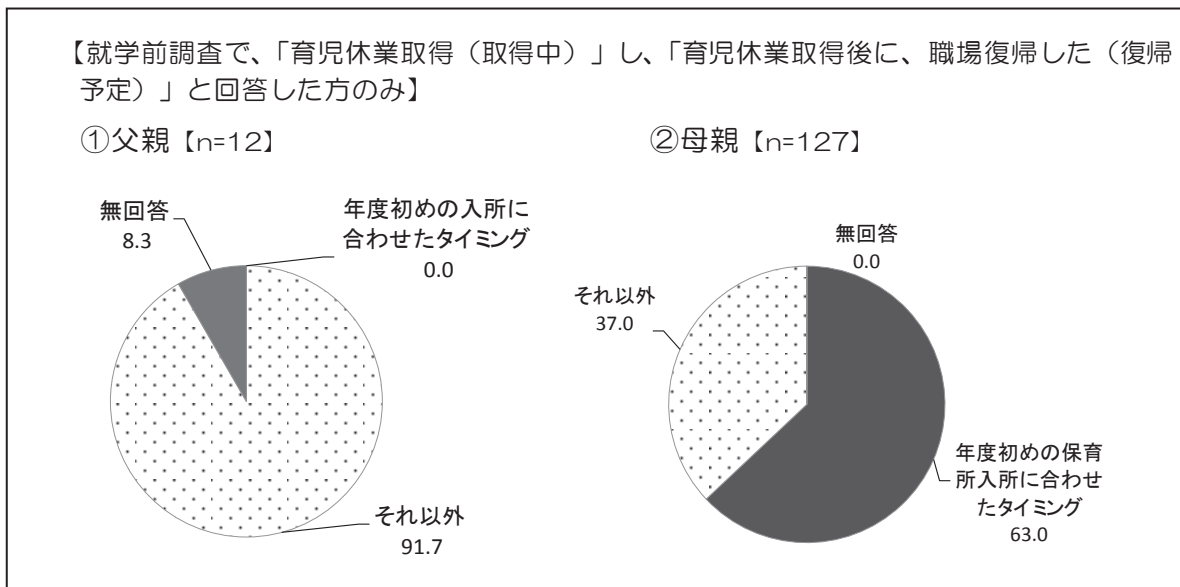
(単位：%)



○ 育児休業制度の取得状況を見ると、「取得した(取得中である)」は父親が2.4%、母親が22.8%と父親は少数にとどまっており、「取得していない」は父親が89.1%、母親が12.0%となっています。

〈職場に復帰した時期〉

(単位：%)



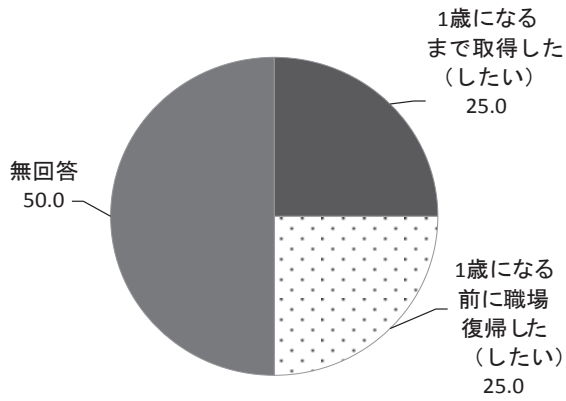
○ 育児休業取得後に、職場に復帰した(復帰予定)時期は、「年度初めの保育所入所に合わせたタイミング」は母親が63.0%と半数を超えていますが、父親は該当者がいませんでした。「それ(年度初めの保育所入所に合わせたタイミング)以外」は、父親が91.7%、母親が37.0%となっています。

〈1歳になるまでの育児休業取得意向〉

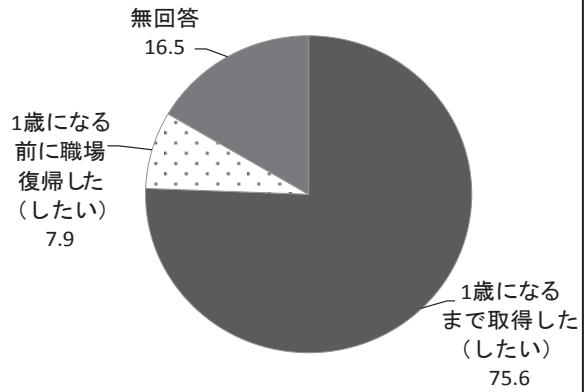
(単位：%)

【就学前調査で、「育児休業取得（取得中）」し、「育児休業取得後に、職場復帰した（復帰予定）」と回答した方のみ】

①父親【n=12】



②母親【n=127】



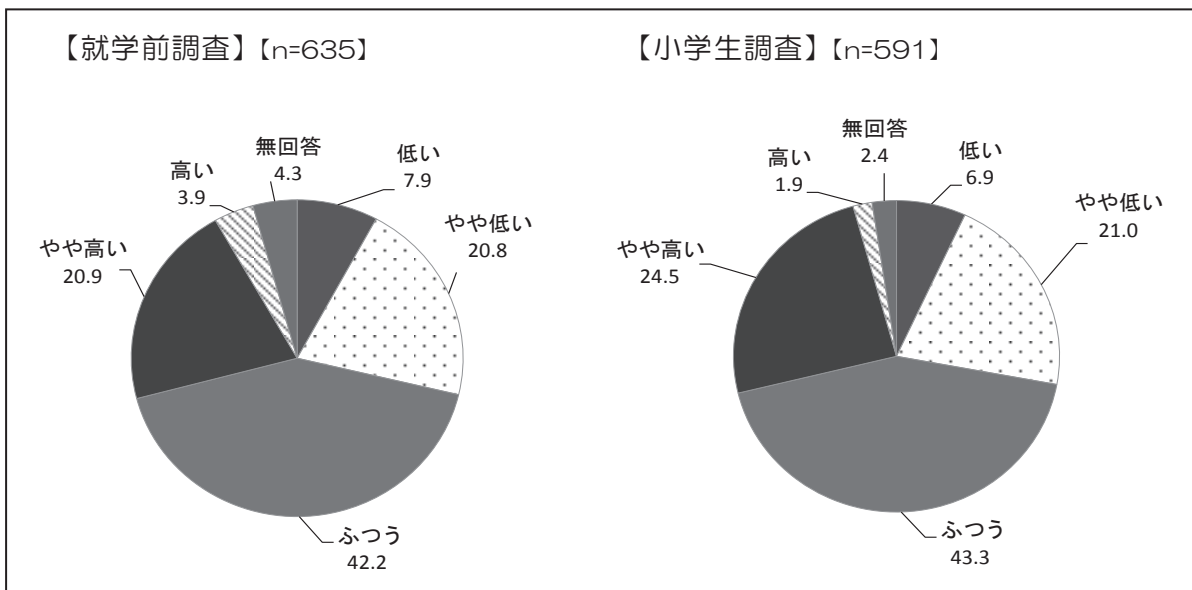
○ 1歳になるまでの育児休業取得意向を見ると、「(必ず預けられる保育所等があれば) 1歳になるまで取得した(したい)」は父親が25.0%、母親が75.6%、「1歳になる前に職場復帰した(したい)」は父親が25.0%、母親が7.9%となっています。



⑧ 行政サービス

〈住まいの地域における子育て環境や支援の満足度〉

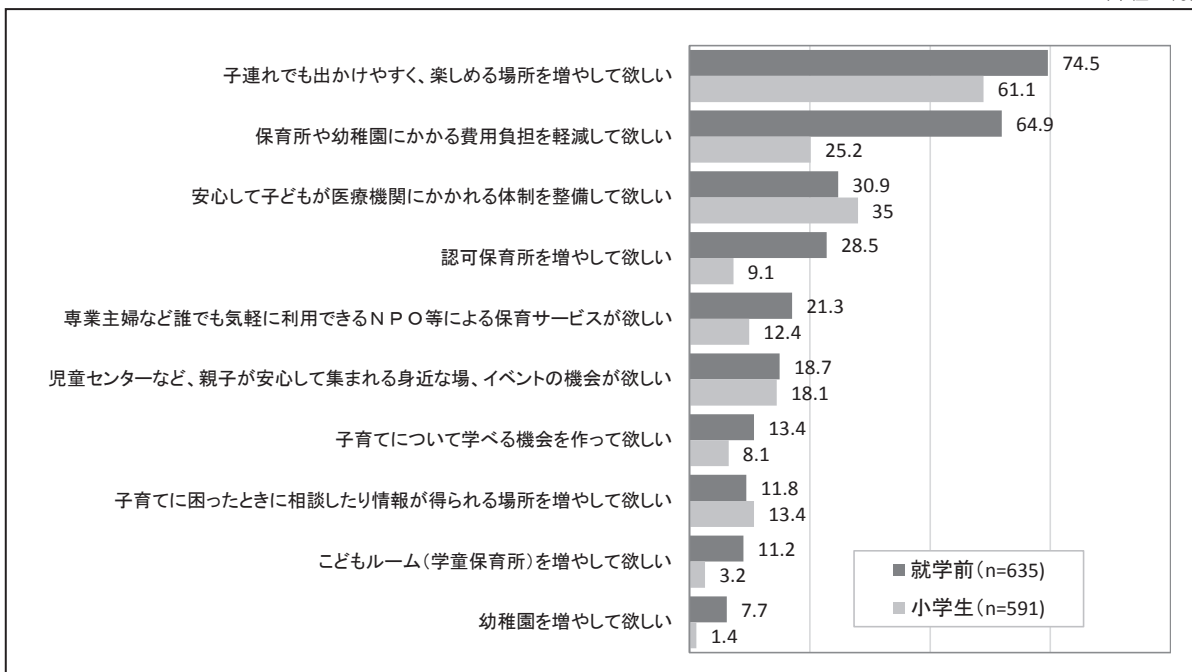
(単位：%)



○ 住まいの地域における子育て環境や支援の満足度は、就学前、小学生とも、満足度が「低い」と「やや低い」を合わせた『低い』が、満足度が「高い」と「やや高い」を合わせた『高い』を若干上回っています。

〈充実を図ってほしい市のサービス〉

(単位：%)



○ 充実を図ってほしい市のサービスでは、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やして欲しい」が就学前、小学生とも最も高くなっています。就学前では「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」も6割を超えています。

4. 子育て座談会・意見交換会の意見

(1) 調査の目的

四街道市内に住む母親などから、子育て環境における市の魅力や改善点などについて当事者の具体的な意見を聞き、本計画の実効性を高めることを目的に、「子育て座談会」および「意見交換会」をそれぞれ2回ずつ、合計4回実施しました。

(2) 実施概要

《子育て座談会》

日 時	平成26年7月1日 10:30～11:30
場 所	大日保育園 子育て支援センター「ひまわり」
参加者	就学前の子どもを持つ母親 6名

日 時	平成26年7月2日 13:00～14:30
場 所	中央保育所 子育て支援センター「すずらん」
参加者	就学前の子どもを持つ母親 5名

《意見交換会》

日 時	平成26年7月13日 15:00～17:00
場 所	四街道市福祉センター3階会議室1
参加者	小学生の子どもを持つ母親など 17名

日 時	平成26年7月14日 10:00～11:30
場 所	四街道市福祉センター3階会議室1
参加者	幼稚園児の子どもを持つ母親など 11名

(3) 主な意見

○四街道市の良いところ

〈環境〉

- ・ 都会でもなく田舎でもなく、子育てする環境としてちょうど良い。また、千葉市に近く、都内への通勤も可能で、近隣にはスーパーなど商業施設も集約されており、住環境としても良い。

〈医療・福祉〉

- ・ 子どもに対する医療費補助が手厚い(中学卒業まで保険診療の医療費無料)。
- ・ 夜間に子どもが体調を崩すことが多く、24時間救急ダイヤルは助かる。

〈相談体制〉

- ・ 市役所の保健師に相談した際、良いアドバイスをいただいた。

〈遊び場〉

- ・ わろうべの里はイベントが充実しており、食事スペースや図書室などがきれいで使いやすく、雨の日でも1日過ごせる場所として魅力的。
- ・ 面積、人口の割には、公園など子どもを連れて遊ぶ場所が多い。

〈情報〉

- ・ 月2回投函される「市政だより」で、イベント情報がある程度把握できる。

○四街道市の課題・改善点、市への要望等

〈子育て支援センター〉

- ・ 歩いていけるとところに子育て支援センターが欲しい。

〈遊び場〉

- ・ 歩いて行ける範囲に、公園など子どもが安心して遊べる場所が欲しい。
- ・ 公園に、遊具、芝生、時計、きれいなトイレ（オムツ交換台）など整備してほしい。
- ・ 魅力的な遊び場もあるが、立地に偏りがあり、地域格差を感じる。
- ・ 未就学児の施設は多いと思うが、小学生だけで遊べる場所が市内に満遍なくほしい。
- ・ 図書館や公園など、市民の楽しめる場所にお金をかけてほしい。

〈公共施設〉

- ・ 子育て支援センターやわろうべの里が徒歩圏内にないので、車もしくは公共交通機関（バス）の利用が不可欠だが、バスが通っていないか、通っていても本数が少ないため、巡回バス「ヨッピー」のルートに入れてほしい。
- ・ 四街道駅は、北口側しかエレベーターがなくて不便。
- ・ 道路の舗装状態が悪く、ベビーカーだと通りにくい。

〈医療・福祉〉

- ・ 休日や夜間の救急診療が不便（佐倉まで行かなければならない）。
- ・ 子どもが多いと予防接種の費用負担も大きいので、より手厚い支援があるとありがたい。
- ・ 健診の待ち時間が長い。
- ・ 他市のように、幼稚園児も病後児保育を利用できるようにしてほしい。

〈相談体制〉

- ・ 子育て支援センターなどへのアクセスが悪いため、行き場がなく引きこもってしまう母親もいるのではないかと。そのような人のためにも、保健師の訪問回数を増やすなど行政サイドから積極的にアプローチした方がよい。
- ・ かしこまらず、何かのついでに気軽に相談できる場が必要。
- ・ 子育て支援センターに定期的に保健師に来てほしい。
- ・ インターネットで相談し、回答がもらえる仕組みがあるとよい。

〈情報〉

- ・ 「市政だより」はイベントを一覧できるが、記載が単調で情報量が少ない。
- ・ ホームページなど1か所であらゆる情報を収集できるものが欲しい。
- ・ メールマガジンのように、こちらから情報を取りにいかなくても自動的に配信される仕組みがあると便利。

〈幼稚園〉

- ・ 働いている母親で、子どもを保育所に預けたくても空きがなく、やむなく幼稚園に入れているケースも少なくない。幼稚園の預かり時間をあと1～2時間延長してほしい。
- ・ 幼稚園ごとに特色があるので、幼稚園探しのときに一覧があると役立つ。

〈こどもルーム〉

- ・ 子どもが増えている地域で、待機児童の発生や指導員の確保が心配。
- ・ こどもルームの安全性と指導員の質を確保してほしい。
- ・ こどもルームの開所時間を早めてほしい。

〈その他〉

- ・ 座談会を定期的で開催し、母親同士で情報交換・意見交換する機会を作してほしい。
- ・ 横浜市にある365日24時間対応の緊急時に子どもを預けられる施設が羨ましい。
- ・ 古い団地の建つ地域では小学校が1クラスしかなく、そのまま持ち上がりなので、コミュニケーションの面で心配。

5. 子ども・子育てにおける本市の課題

アンケート調査結果や子育て座談会・意見交換会での意見をテーマ別に分類し、本市の現状を踏まえて整理したところ、以下の8つの点が、今後対応すべき課題として見えてきました。

【アンケート調査・子育て座談会・意見交換会の意見集約】

	アンケート(就学前)	アンケート(小学生)	アンケート自由意見	子育て座談会 (子育て支援センター)	意見交換会 (幼稚園児・小学生)	課題
保育サービス	保育所を利用する割合が高い地域は南小学校区、中央小学校区 育児休業から復帰するタイミングは6割が「年度初めに合わせて」		保育所が少ない(保育所にはいりづらい) 病児保育がほしい		幼稚園児の病後児保育を利用出来るようにしてほしい	ニーズに対応した保育サービス量の確保
相談	子育てで悩んでいることは「しつけ・生活習慣」が56.4%でトップ 子育てについて相談できる人がいない割合は4.6%	子育てで悩んでいることは「しつけ・生活習慣」が57.2%でトップ 次いで子どもの友人関係	いじめがあった時などに気軽に相談できる場所がほしい 小児救急が遠い 子育てに関する情報をわかりやすく発信してほしい	気軽に相談できる場が必要(わざわざ行くのではなく「ついでに」) インターネットで相談して返事がもらえる仕組みがあると良い イベントを一覧にするなどわかりやすく情報発信してほしい	24時間相談ダイヤルは助かる 市役所の保健師に良いアドバイスをもたらした 子育て支援センターに保健師など専門職に定期的に来てほしい	気軽に相談できる体制の充実
幼稚園	幼稚園の預かり保育を利用する割合が高いのは大日小学校区と南小学校区 希望する教育・保育事業では幼稚園の預かり保育が最も期待が高い 長期休暇中の幼稚園の預かり保育を希望する割合は56.4%(幼稚園利用者)		(負担の少ない)公立幼稚園がほしい 幼稚園で夏期休業期間も預かってもらいたい(働きたい)	預かり保育の時間を延ばしてほしい(保育所が入れないのなら)	幼稚園ごとに特色があるので幼稚園の一覧があると役立つ	多様な働き方に対応した保育サービスの充実
経済的負担	充実してほしいサービスで「費用負担の軽減」は2番目に高い		保育料、幼稚園の費用負担の軽減 医療費助成は大変ありがたい		中学生まで医療費無料は助かる	経済的負担軽減策の継続
子育て支援全般	子育て支援サービスは0歳、1歳児を持つ保護者の利用ニーズが高い 子育て支援サービス全体の満足度が低い地域は大日小学校区(41.7%)と吉岡小学校区(33.3%)、高いのは四和小学校区(32.3%) 相談先として子育て支援センターなどを選んだのは10.1%	子育て支援サービス全体の満足度が低い地域は吉岡小学校区(42.3%)とみそら小学校区(37.0%)と南小学校区(35.9%)、高いのは四和小学校区(45.8%)と和良比小学校区(36.1%)		支援センターを増やしてほしい(歩いて行ける距離) 座談会を定期的実施して意見を聞いてほしい		利用者ニーズを踏まえた地域子育て支援拠点(子育て支援センター)の充実
こどもルーム	小学校低学年でのこどもルーム利用希望者は26.7%	低学年でこどもルーム利用希望は17.6% 高学年では利用希望は7.1% 実際の利用は10.7%	こどもルームの保護者の負担が大きいため軽減してほしい 小学校の休業日の開所時間を早くしてほしい 保育所の利用時間との隔たりが大きい		児童数が増えているが、指導員の確保が不安 児童数が増えたらルームも増やしてほしい 小学校の休業日などの開所時間を早めてほしい こどもルームの安全性と指導員の質を確保してほしい	こどもルームの充実
遊び場	充実してほしいサービスは「子連れでも出かけやすい場所を増やす」がトップ 特に雨でも遊べる場所が必要	充実してほしいサービスは「子連れでも出かけやすい場所を増やす」がトップ 特に雨でも遊べる場所が必要	球技のできる公園が欲しい(小学生) 放課後利用できる児童センターが身近なところに欲しい 子どもが楽しく安全に遊べる公園の整備 図書館を充実してほしい	雨の日に子どもが行ける場所が少ない 公園など遊びに行ける場所の整備(芝生など) 子ども同士で遊びに行ける場所が少ない 子どもと遊び、お弁当も食べられる場所がほしい	公園の遊具が減っている(遊具がほしい) 子どもと利用できる施設(児童センターやわらうべの里)は評価できるが規模が小さい 小学生が利用できる施設が市内全体にあるとよい 図書館や公園など市民が楽しめる場所にお金をかけてほしい	放課後過ごせる場・遊び場の充実
まちづくり			ベビーカーでも出かけやすい道路・歩道整備 駅南口にエレベーターがほしい 公共機関を巡回するバス路線の充実 道路(通学路)の安全確保	車がないと子育て支援センターを利用できないヨツピイで回れると良い 駅南口のエレベーターや歩道整備 市内をバスで移動できる(公共施設間の移動など)	都会でもなく田舎でもなくちょうど良い住環境 子育て支援センターなどへヨツピイで行けるようにしてほしい 道路の舗装状態が悪く、ベビーカーで通りづらい	子ども・子育てを意識したまちの整備

(1) ニーズに対応した保育サービス量の確保

- ・ 児童数の増減にかかわらず、保育ニーズは増加傾向にあることから、本市においては、さらなる保育サービスの確保が必要です。
- ・ 特に、本市は住宅開発が行われているため、若い世帯、子育て世帯の流入が見られ、数の上でも保育サービスの拡大が求められています。
- ・ 近年、新たな保育所等の開所が続いていますが、認可保育所の利用希望は依然として多く、待機児童数は増加しています。

(2) 気軽に相談できる体制の充実

- ・ 情報化の進展とともに、子育てに関する情報の多さに戸惑う保護者も見られます。
- ・ 保健師や保育士など専門家に相談したいニーズは高くなっています。
- ・ 「遊びに行ったついでに専門家にそれとなく相談したい」「メールなどで相談し返事が欲しい」など、気軽に相談できる仕組みが求められています。
- ・ 相談内容が複雑化、多様化する傾向にあるため、ワンストップで受け付ける体制も必要です。

(3) 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

- ・ 核家族化の進行や就労形態の多様化により、保育ニーズの増加と同時に多様なサービスが求められています。
- ・ 幼稚園を利用しながら就労を希望する保護者もみられ、夏季等における長期休業期間の幼稚園における一時預かり（預かり保育）のニーズも高くなっています。
- ・ 保育サービスの充実により、働きたい人が働ける環境づくりが急務です。

(4) 経済的負担軽減策の継続

- ・ 逐次内容を充実した子どもの医療費助成は、子育て家庭の経済的負担の軽減に大きな効果をもたらしており、経済的支援を今後も継続していくことが必要です。

(5) 利用者ニーズを踏まえた地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の充実

- ・ 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）は雨の日でも子ども連れで利用できる場として利用ニーズは高く、身近な地域での開設が求められています。
- ・ 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）では専任職員を配置していることから、身近な地域で気軽に相談できる場として期待されています。

(6) こどもルームの充実

- ・ 全小学校敷地内にこどもルームを配置していることは本市の強みでもあり、また、開設当初から6年生までの全学年を対象としていることが特徴です。
- ・ しかし、近年は、特に人口増加地域においてこどもルームの利用を希望する児童が増加しており、安全で安心して利用できる環境の確保が急務となっています。
- ・ 1か所あたりの規模の拡大や増設など、児童数に応じた施設整備や指導員の確保が求められています。

(7) 放課後過ごせる場・遊び場の充実

- ・ 放課後子ども教室は市内の3か所で展開されていますが、継続して事業を実施するための人材確保が課題となっています。
- ・ 公民館での小学生対象の活動は1か所で展開されていますが、活動の周知と参加者の確保が課題となっています。
- ・ 小学生の遊び場として公園に対するニーズは高く、球技のできる公園など、利用しやすく楽しく過ごせる場が求められています。
- ・ 安全にのびのび遊べる場や、雨の日でも遊べる場の確保が必要です。

(8) 子ども・子育てを意識したまちの整備

- ・ 一部の市街地においては広い歩道が確保されるなど、歩道の安全性は高まっているものの、多くの住宅地では歩道が確保されていなかったり、道路の段差が散見されます。
- ・ 小さな子ども連れでの移動にはベビーカーが欠かせないため、ベビーカーが利用しやすい歩道や公共施設整備に対するニーズは高くなっています。
- ・ 通学路の安全確保についても保護者のニーズは高くなっています。
- ・ まちづくり全体において、子育てのしやすさを意識した整備が求められています。

第3章



計画の基本的な考え方



1. 基本理念

本市は、将来に向かって、めざすべきまちの姿である将来都市像を「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」と設定し、本市の地域資源である、人、自然、歴史を大切にしながら、文化を育み、都市機能と市民活動、そして子育て環境を充実していくことで、誰もが安心して快適に暮らせる都市として、選ばれる四街道をめざしています。

子育てについては「子育て日本一」を目標とするなか、相談体制や子育て支援サービスの充実はもとより、遊びや生活の場となるこどもルームを全小学校敷地内で運営するほか、地域で子どもたちを育てる活動を推進し、安心して子育てできる環境づくりに取り組んできました。

子どもは「生きる力」「今とこれからを生き抜く力」を生まれ持っています。しかし、自立心の育成、心身の調和のとれた発達のためには周囲の環境が重要であり、地域全体で子育てに理解や関心を持ち、寄り添うことが大切です。

このことから、子育て支援サービスのさらなる充実だけでなく、子育て家庭への情報提供や同世代の交流の場づくりにより、地域で子育てできる環境をつくるのが急務となっています。

本市では、市民参加によるまちづくりを継続して実施してきた実績を有していることから、これを強みとし、地域住民と行政が一体となって地域の子育て環境の向上に取り組み、子育ての孤立化を防止し、地域全体、すなわち「みんな」で子育て家庭を応援するまちをめざすこととし、基本理念を次のとおりとします。

すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道



2. 基本方針

本計画では、基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定して、それらを柱として総合的に子ども・子育て支援に関する各施策を推進していきます。

基本方針1 多様な子育て支援の充実

少子高齢化により家族形態が変化する中、持続可能なまちづくりのため、働く世代の流入や定住促進が注目されています。特に、若い世代に対しては、子どもを持ちたい人が持つことができ、子どもを育てながら働きたい人が働けるような環境づくりが重要です。

児童数の増減にかかわらず、保育ニーズは増加傾向にあることから、認可保育所などの教育・保育サービスの提供体制の強化を図るとともに、在宅での子育てを含むすべての子育て家庭を支援するための地域の子育て支援サービスを充実します。

全国的な核家族化の進行や近隣関係の希薄化などにより、子育てに対する負担や不安感・孤立感を感じる家庭が増加しています。このような状況を改善するため、相談しやすい体制づくりを進め、子育てに困っている家庭を減らすとともに、子ども自身の心の問題にも寄り添い対応していくことで、地域で子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、地域住民も子育て支援に参加しやすい仕組みづくりを進め、地域全体で子育て家庭を応援するまちをめざします。

基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

若年や高齢での妊娠、出産が増加傾向にあるなど、きめ細かい対応が必要な妊産婦が増えています。妊娠中からリスクを抱えていると、子育てへの不安も高まる傾向にあります。このため、保護者の気持ちに寄り添った相談支援により子育てに対する不安の軽減に努めるとともに、子どもの健やかな心身の成長のための適切な保健サービスを提供し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制を充実します。

出産に関する希望の実現をあきらめる理由の一つに、経済的理由が挙げられています。逐次内容を充実してきた子どもに対する医療費助成など、子育てに関する経済的支援を継続して実施し、子育て家庭の負担を軽減していきます。

また、小児医療に関する不安が強いことから、小児救急医療体制について周知を図り、健康や医療に関する不安を軽減します。

基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備

小さい子どもを育てながら、就労を希望する保護者が増加しています。子育て支援サービスを利用してきた保護者が、子どもの就学と同時に就労に支障が出ることのないよう、こどもルームの充実を図り、保育サービスの提供において切れ目ない支援を実施します。

児童生徒が放課後安心して過ごせる場所の確保に努め、地域住民と子どもとの接点を増やした体験活動を充実し、地域との連携を強化します。

次代の親となる思春期の子どもたちが、子ども自らの生きる力を培い、将来子どもを産み育てる喜びが実感できるように支援することが重要となっているため、心の安らぎとなる家庭の機能や命の大切さ、性に関する正しい理解及び望ましい食習慣の普及など発達に応じた健康教育・思春期保健を推進します。

また、感動することのできる豊かな心を育むため、生まれ育ったまちについての歴史・文化の伝承や豊かな自然を肌で感じ、ふるさとへの愛着や誇りを持ち、心に刻む学習の機会の充実を図ります。

基本方針4 多様な子育て家庭への支援

社会経済情勢の変化や女性の社会参画意識の変化により、共働き世帯が増加し、その就労形態も多様化しています。仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現のために、国では職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や意識の醸成について、積極的・継続的に取り組むこととしています。市でも、事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育て意識を共有できるよう、男性も子育てに参画しやすい環境づくりに向けた啓発活動を推進していきます。

ひとり親家庭など特に配慮が必要な家庭や子どもに対しては、相談体制や支援内容などの充実を図り、関係機関と連携して複合的な対応に取り組みます。

また、障害のある子どもに対しては、一人ひとりの状況に応じた生活支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の充実を図ります。

基本方針 5 子ども・子育てにやさしいまちづくり

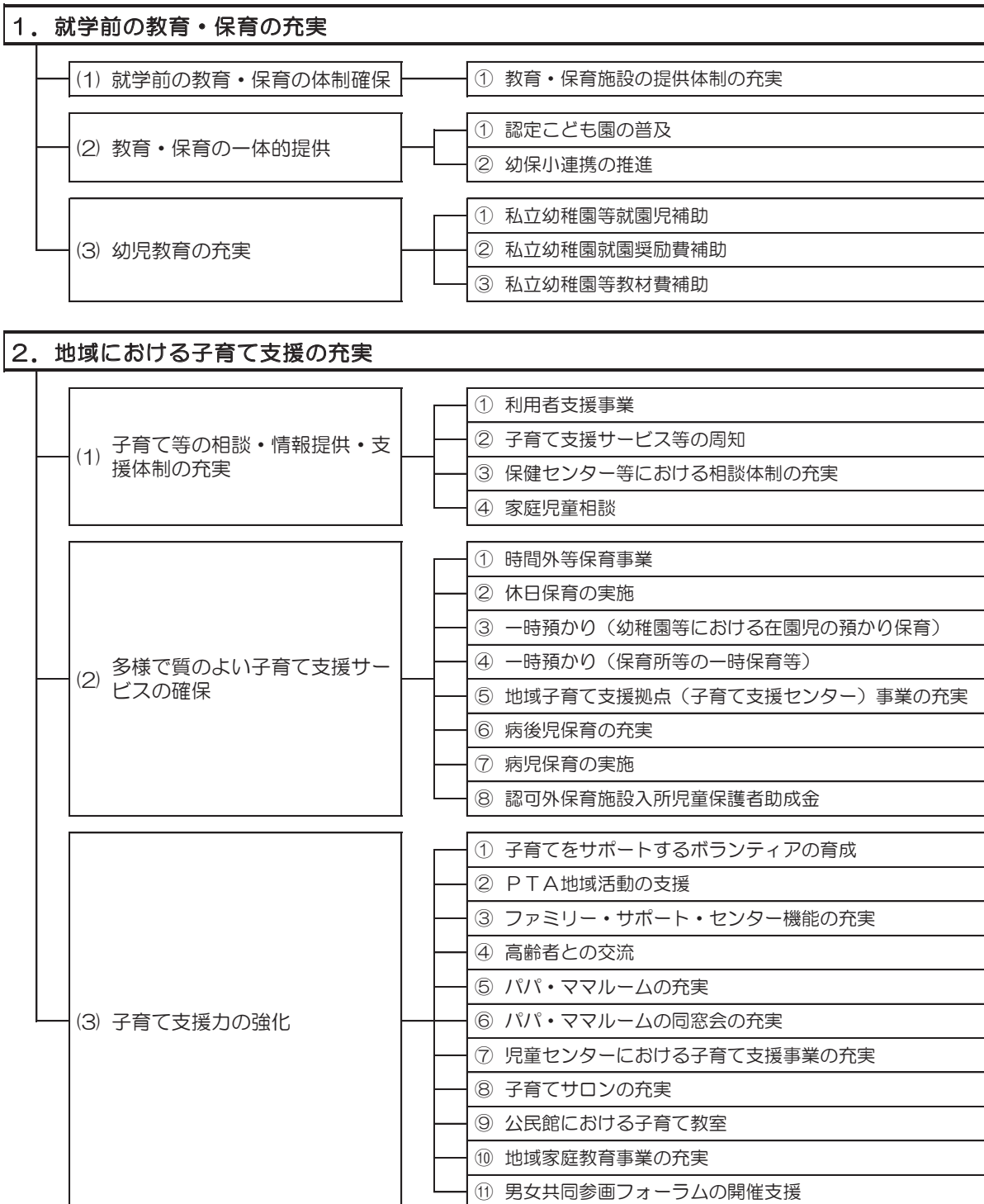
まちづくり全体において子育て支援を意識し、子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策を推進するとともに、道路や公共交通の整備を実施します。

また、子どもの交通安全意識の高揚に努めるとともに、子育て家庭が安心して子どもを育て、子どもが安全に暮らせるように、家庭、学校、地域などさまざまな分野が連携し、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守り、安心・安全な環境づくりを推進します。



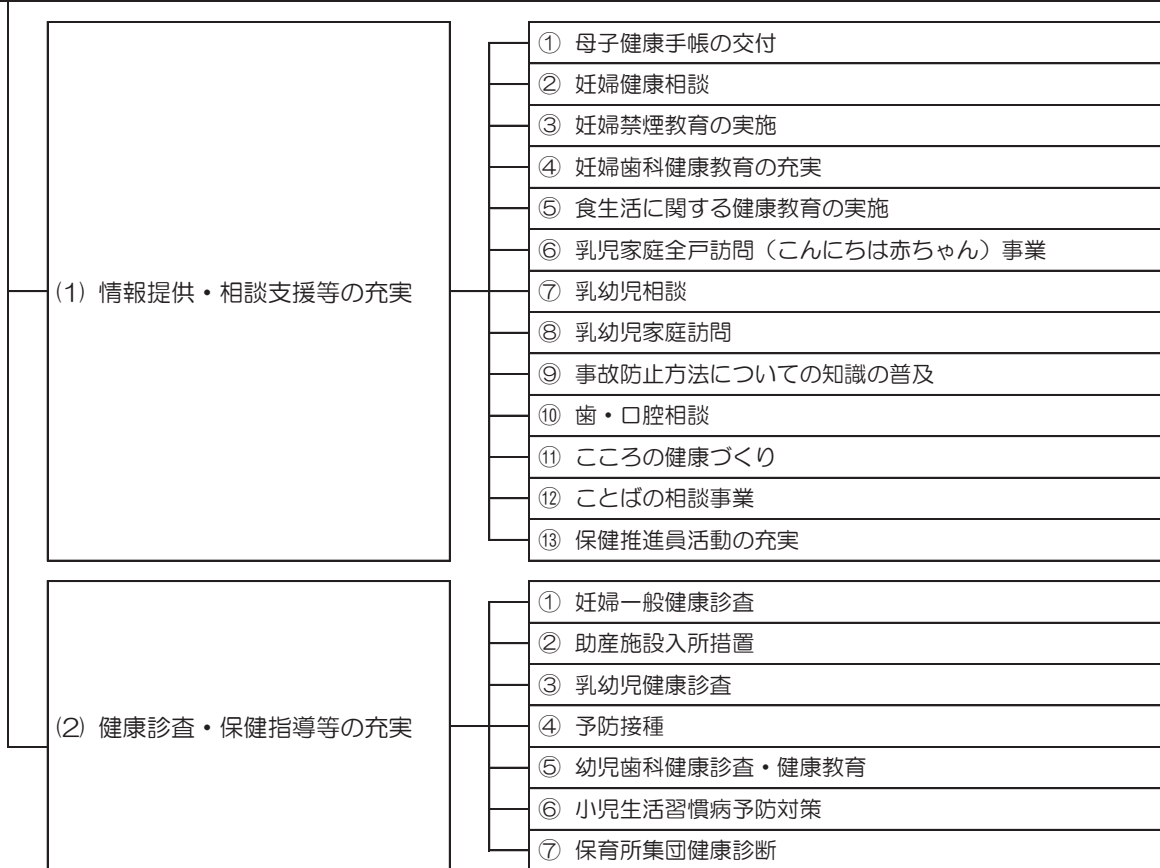
3. 施策体系

《基本方針1》多様な子育て支援の充実



《基本方針2》子どもや母親の心とからだの健康づくり

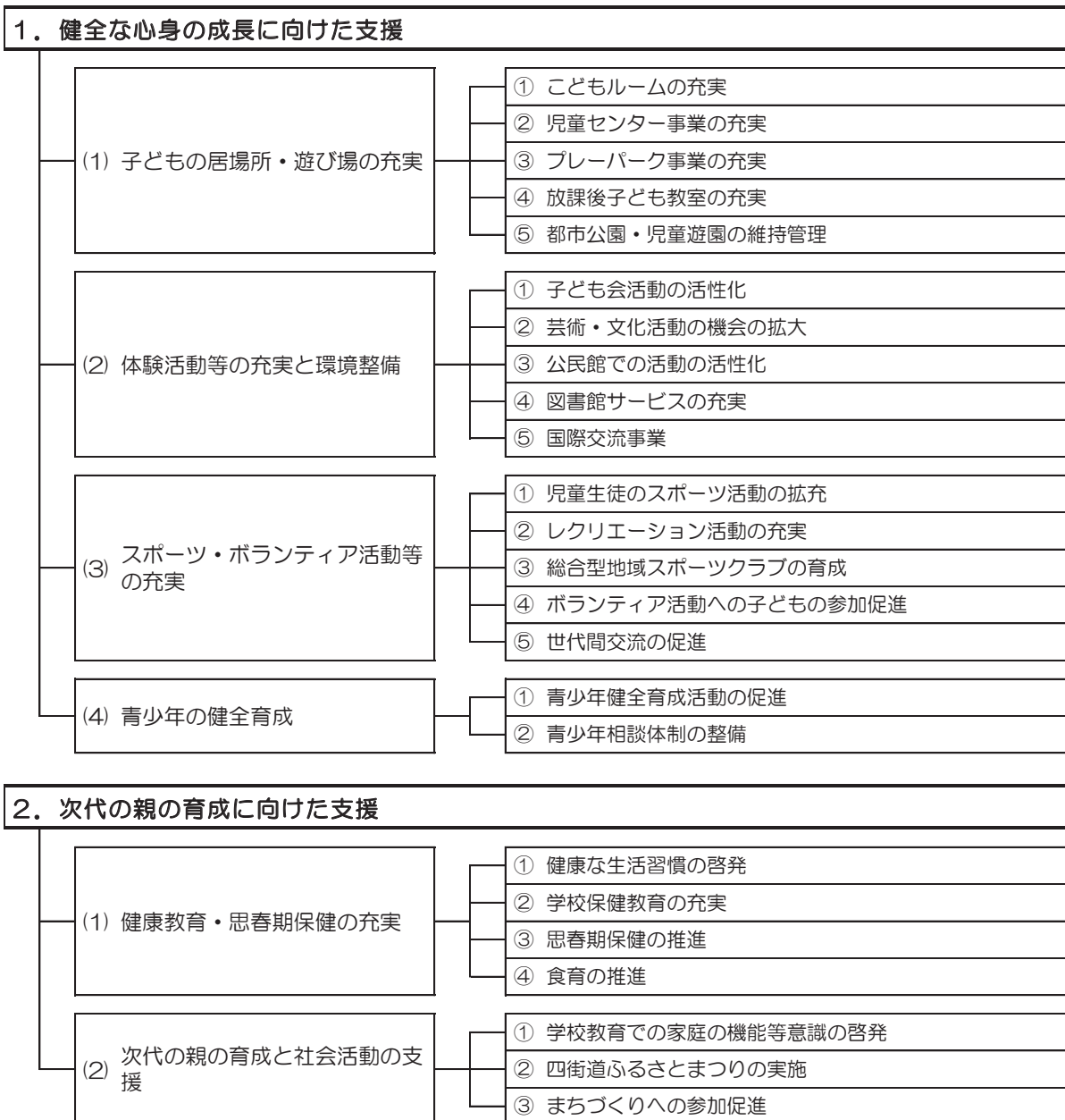
1. 母子保健の充実



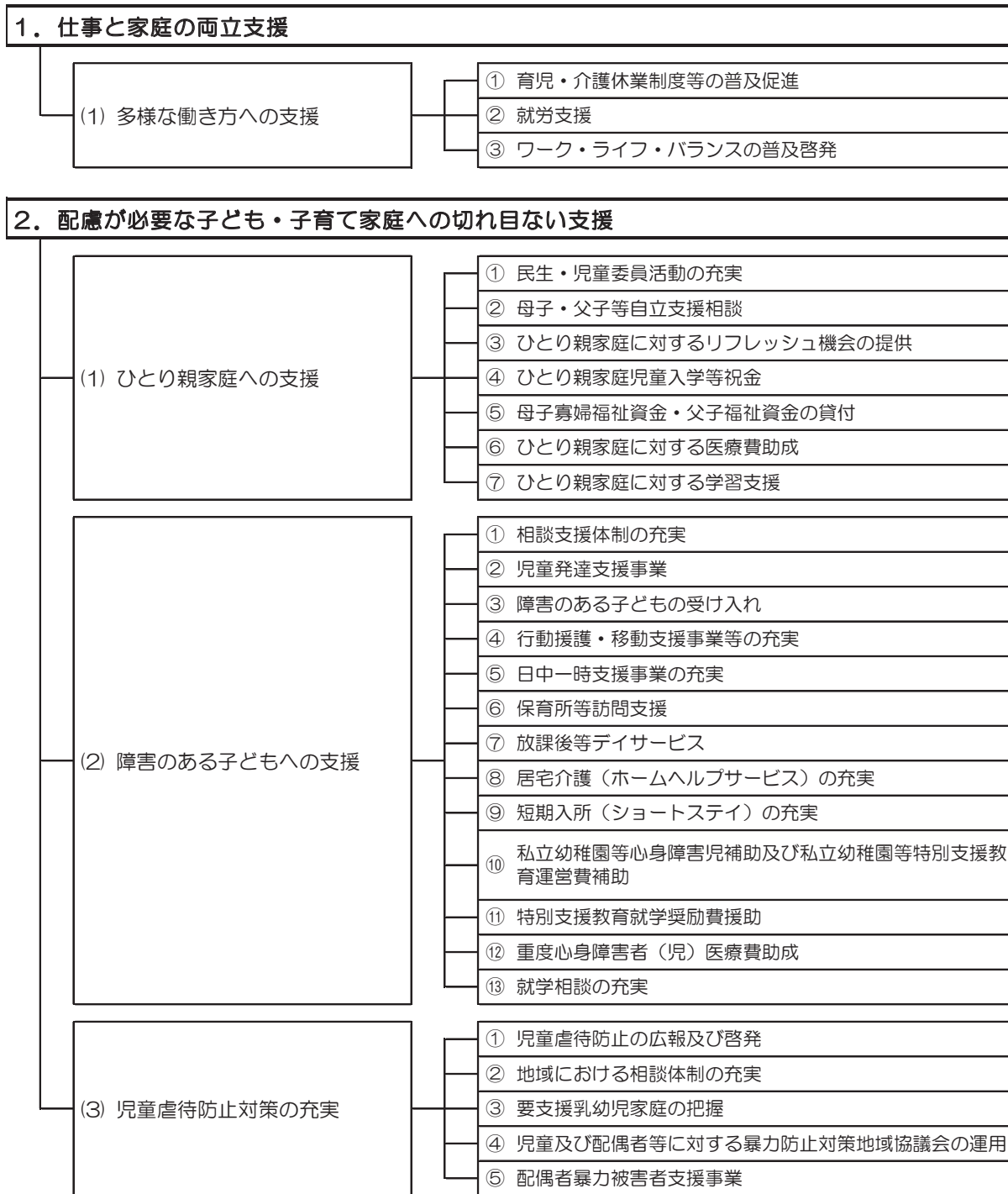
2. 医療体制の充実



《基本方針3》豊かな心を育む育成環境の整備



《基本方針4》多様な子育て家庭への支援



《基本方針5》子ども・子育てにやさしいまちづくり

1. 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実	
(1) 公共交通機関等の整備	① 道路バリアフリー事業
	② 交通安全施設の保守・整備
	③ 交通バリアフリーの推進
	④ 利用しやすい公共施設の整備
(2) 身近な安全の強化	① 交通安全教育・交通安全運動の推進
	② シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底
	③ 消費者教育の推進
	④ 「こども110番の家」の充実
	⑤ 防犯パトロールの実施
	⑥ 子どもの防犯・防災意識の向上



4. 重点施策

基本理念である「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を実現するため、「重点施策」を設定し、重点的・優先的に取り組みます。

(1) 相談・情報提供・支援体制の充実

教育・保育施設をはじめとするさまざまな子育て支援サービスの中から、適切なものを選択し、円滑に利用できるよう相談に応じ、助言できる体制づくりに取り組みます。また、子育て家庭などへ子育てに関するさまざまな情報が的確に届くよう、子育てガイドブックの配布や市ホームページなどを活用した情報提供を実施していきます。さらに、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を通じて、子育て世代の交流の活性化を促進していきます。

<具体的施策名>

- 利用者支援事業 ⇒ 62 ページ
- 子育て支援サービス等の周知 ⇒ 62 ページ

(2) 就学前の教育・保育の提供体制の確保

就学前の子どもに、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供できるよう、計画的に提供体制を確保していきます。特に、保育サービスの量と質の充実や、多様な保育サービスの提供などについては、地域特性を考慮したうえで、民間で設置・運営を行う保育所を設置し、待機児童の解消をめざします。

<具体的施策名>

- 教育・保育施設の提供体制の充実 ⇒ 59 ページ

(3) 多様な保育サービスの確保

利用者ニーズの高い、幼稚園等（認定こども園については1号認定）での通常の教育時間の前後や夏季等の長期休業期間に行う一時預かり（預かり保育）の充実を図るため、幼稚園等に対して支援を行います。また、保育所等における一時預かりの拡充により、育児不安の解消や負担の軽減などを図るほか、新たな保育サービスとして「休日保育」と「病児保育」について実施に向けた体制整備に着手し、多様な保育ニーズに対応していきます。

<具体的施策名>

- 一時預かり ⇒ 63、64 ページ
- 休日保育の実施 ⇒ 63 ページ
- 病児保育の実施 ⇒ 64 ページ

第4章



施策の展開



基本方針 1 多様な子育て支援の充実

【基本施策】

1. 就学前の教育・保育の充実

【現状・課題】

本市では、平成23年度に保育所及び認定こども園を各1園開所、定員を123名増員し、平成25年度にはさらに保育所を1園開所、定員を60名増員しました。また、平成26年度には、保育ニーズの高かった市南部地域に60名定員の保育所を1園開所し、保育サービスの量の拡大に取り組んできました。しかし、保育所数、定員数ともに増加したものの、それを上回る利用希望者数の増加により、保育サービスの提供体制の強化が求められています。

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能などを備えた認定こども園は、前述のとおり平成23年に1園開所しています。今後の認定こども園の設置・移行については、既存の私立幼稚園等関係施設と十分な協議を踏まえて検討することが重要となっています。

《基本施策の取り組みの方向性》

- ◇保育所の開設などにより、市民の保育ニーズに対応し、待機児童の解消をめざします。
- ◇就学前の教育・保育を一体的に提供できる体制づくりを推進します。

◆取り組み内容

(1) 就学前の教育・保育の体制確保

施 策 名	①教育・保育施設の提供体制の充実	担 当 課	こども保育課
事業内容	待機児童解消の抜本的な対策として、民間で設置・運営を行う保育所を設置し、併せて一時預かり事業や地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を実施することで子育て支援サービスの充実を図ります。なお、保育所設置にあたっては地域の状況を考慮した配置に努めます。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 102ページ

(2) 教育・保育の一体的提供

施 策 名	①認定こども園の普及	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	多様化する保育ニーズへの対応を図るため、認定こども園の設置を促進していきます。		

施 策 名	②幼保小連携の推進	担 当 課	指導課
事 業 内 容	<p>教育・保育の連続性や一貫性を確保するため、子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に接続できるよう指導のあり方の共通理解などを図ります。</p> <p>また、生活や学びにおける指導方法の工夫や改善に努め、研修などの機会でも円滑な接続の重要性を捉えるとともに、交流活動を充実していきます。</p>		

(3) 幼児教育の充実

施 策 名	①私立幼稚園等就園児補助	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	私立幼稚園等に通う子ども(認定こども園については1号認定)の保護者の経済的負担を軽減するため、助成を行います。		

施 策 名	②私立幼稚園就園奨励費補助	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	私立幼稚園に通う子どもの保護者に対し、その世帯状況に応じた助成を行います。		

施 策 名	③私立幼稚園等教材費補助	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	市内の私立幼稚園や認定こども園に対して、教材や施設などの整備にかかる費用の助成を行います。		

【基本施策】

2. 地域における子育て支援の充実

【現状・課題】

子育てに関する相談は、複雑多岐にわたる傾向があり、きめ細やかな対応が可能となるよう、さらなる相談支援体制の強化とともに、子どもやその保護者などが気軽に相談できる場所、子育て関連情報を一元的に把握し提供できる相談窓口の設置など、多様なニーズに対応できる体制づくりが課題です。また、平成23年度より子育てや健康・医療に関する相談、医療機関の情報提供などを24時間年中無休で行う健康安心ダイヤルを市独自で開始しており、子育ての不安解消に努めていますが、より適切な周知が重要です。

保育サービスについては、休日保育などの未実施の保育サービスも、ニーズを踏まえながら導入の検討を進める必要があります。特に、病児保育は医療機関の協力が不可欠であるため、実施にあたっては、医療機関と連携を図ることが必要です。

経済状況の変化や女性の社会参画意識の変化により、働きながら子育てをしたいと考えている家庭が増加しており、幼稚園等を利用しながら就労を希望する保護者のためにも、幼稚園等における一時預かりの充実など、保育サービスの充実が課題です。

地域における子育て支援は、各学校のPTAや地域住民、ボランティアなどにより支えられています。各団体などが連携して活動できるような仕組みづくりや、ボランティアの参加促進により、地域住民と子どもたちとの交流を活性化し、地域の教育力を高めることが必要です。

また、公民館や社会福祉協議会でも多様な子育て支援サービスを実施していますが、参加者を増やし、子育ての孤立化を防止することが重要です。

《基本施策の取り組みの方向性》

- ◇相談支援体制を強化し、子育ての不安解消につなげます。
- ◇子育て支援サービスの質や量の向上により、子育てしやすい環境づくりを推進します。
- ◇子育て家庭が地域住民と交流できる機会や、地域住民が子育て支援に参加できる機会を増やし、子育ての孤立化を防止します。

◆取り組み内容

(1) 子育て等の相談・情報提供・支援体制の充実

施 策 名	①利用者支援事業	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、新たに相談窓口を設置し、支援します。</p> <p>また、さまざまなニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 104ページ①

施 策 名	②子育て支援サービス等の周知	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>各種の子育て支援サービスなどが十分周知されるよう、子育てガイドブックを作成し、子育て家庭や各種団体に配布します。</p> <p>市のホームページ「子育て応援サイト」においては、掲載内容を充実し、発信機能を高めていきます。</p> <p>特に、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を強化し、子育て世代の交流の活性化を促進します。</p>		

施 策 名	③保健センター等における相談体制の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>子育て電話相談を常設し、随時、相談を受け付け、子育ての疑問や不安の解消に努めるとともに、適宜、情報提供を行います。</p> <p>また、親の子育て負担感の軽減、子育てが辛いときのフォローなどのため、小児科医、臨床心理士、言語聴覚士、保健師などが連携し、随時、相談や支援などを展開します。</p> <p>さらに、四街道市健康安心ダイヤル24において、24時間年中無休で電話相談を受け付け、子育てや健康・医療に関する相談、医療機関の情報提供などを行います。</p>		

施 策 名	④家庭児童相談	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	<p>家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、さまざまな問題を抱える家庭の相談、助言、支援、情報提供などを行います。心の問題に対する援助が必要な場合は、臨床心理士が相談に応じます。</p> <p>また、専門の指導員の確保や研修によるスキルアップを図り、地域ごとのきめ細やかな対応を行います。</p>		

(2) 多様で質のよい子育て支援サービスの確保

施 策 名	①時間外等保育事業	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>市内保育所等における7時から19時までの保育（さらに20時まで実施の保育所が1か所）を継続するとともに、延長時間などについて、市民のニーズに応じて検討していきます。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 104ページ②

施 策 名	②休日保育の実施	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>保護者の就労形態が多様化しているなかで、日曜日や祝日などに保育が必要となる子どももいます。このため、日曜日などの休日に保育所等で保育を行う休日保育の実施に向けて、体制を整備していきます。</p>		

施 策 名	③一時預かり （幼稚園等における在園児の預かり保育）	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>幼稚園等（認定こども園については1号認定）において、通常の教育時間の前後や夏季等の長期休業期間に行う一時預かり（預かり保育）の充実を図るための支援を行います。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 105ページ③

施 策 名	④一時預かり (保育所等の一時保育等)	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	保護者などのパート就労や疾病、入院などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の子育て負担の軽減などのために、保育所等における一時預かりの充実を図ります。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 105ページ④

施 策 名	⑤地域子育て支援拠点(子育て支援センター)事業の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>地域における子育て全般に関する支援を行う拠点として、市内8保育所で地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を運営しています。支援センター連絡会により、相互に情報提供や意識の共有を図るとともに、出前による子育て支援活動などを実施し、事業の充実を図ります。</p> <p>また、既存施設などにおける子育て支援拠点の設置を働きかけるとともに、保育所新設の際には、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）を併設し、事業の一層の充実を図ります。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 106ページ⑤

施 策 名	⑥病後児保育の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	中央保育所で実施している、保育所等を利用している病気回復期の乳幼児を対象とした病後児保育を継続するとともに、幼稚園児の病気回復期の預かりを検討します。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 106ページ⑥

施 策 名	⑦病児保育の実施	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	子どもが病気にかかり集団保育ができない場合などに、その子どもを預かって世話をする病児保育について、市内の医療機関と連携を図りながら、体制を整備していきます。		

施 策 名	⑧認可外保育施設入所児童保護者助成金	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	保育を必要とする子どものうち認可外保育施設に入所している子どもの保護者に対して、保護者の負担を軽減するため、市の保育料基準額との差額（上限あり）を助成します。		

(3) 子育て支援力の強化

施 策 名	①子育てをサポートするボランティアの育成	担 当 課	福祉政策課
事 業 内 容	ボランティア養成講座を開催し、地域で活動するボランティアを育成するボランティアセンター（社会福祉協議会内）の活動を支援します。		

施 策 名	②PTA地域活動の支援	担 当 課	社会教育課
事 業 内 容	教育に関する地域課題を話し合う場として、PTA地域活動を支援します。 市PTA連絡協議会の運営費補助などにより、活動を支援し、PTA相互の連携強化などを図るとともに、家庭及び地域の教育力の向上に努めます。		

施 策 名	③ファミリー・サポート・センター機能の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を実施します。 また、相互援助活動が有効に行われるよう市政だよりやリーフレットの配布による広報活動を継続するとともに、研修の実施により提供会員の知識の向上に努めます。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 105ページ④
 107ページ⑦

施 策 名	④高齢者との交流	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	高齢者福祉施設や高齢者サークルなどとの交流及び高齢者ボランティア活動を保育所等で積極的に受け入れることにより、高齢者との交流を促進します。		

施 策 名	⑤パパ・ママルームの充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	初妊婦とそのパートナーを対象に、子育ての知識や体験実習などを通じ、周産期の健康づくりを推進するとともに、父親の子育てへの積極的な参画促進や、夫婦共同による子育て思想の普及に努めます。 また、父親の子育てへの参画を促すため、実施内容の工夫・充実に努めます。		
	区 分	単 位	実績値 (平成25年度)
	パパ・ママルームの土・日曜 開催	実施回数 (回)	目標値 (平成31年度)
		6回	6回

施 策 名	⑥パパ・ママルームの同窓会の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	パパ・ママルームでともに学び交流した人たちが出産後、子どもたちを連れて集まり、子育ての情報交換や、初めて親になる人への支援、仲間づくりなどを行う場として、パパ・ママルームの同窓会を開催します。 子育ての悩みなどを持ち寄れる場として、母親のみでなく、父親も参加しやすい同窓会となるよう、実施方法を工夫し、父親の参加を促進します。		

施 策 名	⑦児童センターにおける子育て支援事業の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	児童センターにおいて、0歳児、1歳児、2歳児とその保護者をそれぞれ対象にした教室を開催し、親子のふれあいを大切にしながら、遊びなどを実施し、親子間の交流を促進します。 また、親子が地域で孤立することがないように、プログラムの充実などを図り、仲間づくりや地域交流を促進します。		

施 策 名	⑧子育てサロンの充実	担 当 課	福祉政策課
事 業 内 容	<p>地区社会福祉協議会が、市内5地区6か所で、読み聞かせやベビーマッサージなどのプログラムや遊びを通じて、子どもや母親などの交流を広げる場として開催している子育てサロンを支援します。</p> <p>また、新たな開催場所の検討に対する取り組みについても支援を行います。</p>		

施 策 名	⑨公民館における子育て教室	担 当 課	社会教育課
事 業 内 容	<p>遊びを通じて子どもの行動心理や接し方を学んでもらうため、主に2歳児、3歳児を対象とした子育て教室を各公民館で実施します。</p> <p>また、親子のふれあい、子ども同士のふれあい、同じ年代の子どもを持つ保護者などの交流の場となるよう工夫します。</p>		

施 策 名	⑩地域家庭教育事業の充実	担 当 課	社会教育課
事 業 内 容	<p>小学校・中学校の児童生徒を持つ保護者などを対象に、就学時健康診断や入学説明会の際に、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する子育て学習講座を開催します。</p> <p>また、各小学校・中学校の要望に沿った学習内容を提供し、連続した学びの機会の提供を通じて家庭教育力や地域教育力のさらなる向上につなげます。</p>		
	区分	単位	実績値 (平成25年度)
	地域家庭教育学級実施回数	実施回数 (回)	9件13回
			目標値 (平成31年度)
			6件18回

施 策 名	⑪男女共同参画フォーラムの開催支援	担 当 課	政策推進課
事 業 内 容	<p>男女共同参画推進計画に基づき、市民が企画・実行する男女共同参画フォーラムの開催や広報活動について、継続して事業が実施できるよう支援を行うことで、市民の男女共同参画に対する意識づくりや男性の家庭参画などを促進します。</p> <p>また、講座などの開催において託児サービスを充実し、子育て世代の参加を促進します。</p>		

基本方針 2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

【基本施策】

1. 母子保健の充実

【現状・課題】

本市では、合計特殊出生率が増加傾向にあり、平成25年には1.43となっています。母子健康手帳交付時にはすべての妊婦と面接し、家庭環境や子育て不安など妊婦の状況把握に努めていますが、経済面や健康面などで支援や配慮の必要な妊婦が増加しており、切れ目のない継続的な支援体制の充実が求められています。

出産後も各種事業を実施していますが、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業で連絡がつかない家庭や健康診査を受診しない家庭など、状況把握の必要な家庭があります。子どもの健やかな発達と保護者への支援のため、関係機関との連携を強化した体制整備が早急な課題となっています。

健康づくりにおいては、幼児期からの生活習慣病の予防や健康診査の実施など、さまざまな機会を通して、保護者を含めた啓発・周知を実施し、意識を高めていくことが必要です。

《基本施策の取り組みの方向性》

- ◇妊娠から出産、育児の各ステージに応じた母子保健体制を充実し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。
- ◇きめ細かい相談・支援体制の構築により、支援の必要な家庭を継続的に見守ります。

◆取り組み内容

(1) 情報提供・相談支援等の充実

施策名	①母子健康手帳の交付	担当課	健康増進課
事業内容	<p>母子健康手帳の交付時に子育て支援に関する事業・制度について紹介し、手帳の活用促進と、妊娠、出産から産後までの円滑な子育て支援を図ります。</p> <p>また、手帳交付の際に、面接やアンケートを実施して、家庭環境や子育て不安など妊婦の状況把握を行うとともに、漏れのない支援に努めます。</p>		

施 策 名	②妊婦健康相談	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>母子健康手帳交付時の面接で得た情報を生かし、電話や訪問などにより適切な相談を行い、周産期死亡の減少や子育ての不安解消に努めます。</p> <p>また、妊娠、出産から産後までを安心して過ごせるよう、健康や子育てに関する相談体制を充実します。</p>		

施 策 名	③妊婦禁煙教育の実施	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>妊婦を対象にした禁煙教育を実施し、喫煙や受動喫煙による悪影響に関する知識の普及に努め、禁煙・分煙を働きかけます。</p> <p>また、受動喫煙が妊産婦や乳幼児へ及ぼす悪影響について、妊婦のパートナーに対して啓発し、禁煙・分煙に向けた取り組みを推進します。</p>		

施 策 名	④妊婦歯科健康教育の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>胎児の歯の形成期である妊娠中の栄養の摂り方や、口腔の手入れなどに関する健康教育を充実します。</p> <p>各種相談、健康診査の場を通じて歯科に関する学習の機会や情報を提供するとともに、パパ・ママルームにおいてブラッシング実習を行い、歯磨きの知識や技術の向上を図ります。</p>		

施 策 名	⑤食生活に関する健康教育の実施	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>パパ・ママルームで「取り分け離乳食」の調理実習を取り入れながら、胎児の発育に必要な妊娠中の栄養の摂り方やバランスの取れた食生活の重要性を伝えます。</p> <p>乳児相談時に離乳食見本の展示を行い、幼児健康診査ではエプロンシアターなどを用いて、方法を工夫しながら健康的な食生活について啓発します。</p>		

施 策 名	⑥乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、よりよい子育てのスタートができるよう支援します。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 107ページ⑧

施 策 名	⑦乳幼児相談		担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>3～4か月相談や8か月歯・離乳食教室では、発達・発育を確認するとともに、月齢に合わせた正しい知識を提供します。</p> <p>また、問診票などから、早期に保護者の子育ての不安や負担感を把握し、虐待予防や子育て支援につなげます。</p> <p>面接では保護者の気持ちに寄り添い、精神的な支援を心がけるとともに、必要な場合には、グループ形式による支援を通じ、悩みや不安を共有することで子育て不安などの軽減を図ります。</p> <p>各問診票は個人ごとにファイル化し、切れ目ない継続的な支援に生かします。</p> <p>さらに、保健師などが地域子育て支援拠点（子育て支援センター）や子育てサロンなど、地域に出向いて子育て相談や講話を行います。</p>			
	区分	単位	実績値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
	3～4か月児相談	受診率 (%)	93.3%	100%
	8か月歯・離乳食教室	受診率 (%)	78.0%	80.0%

施 策 名	⑧乳幼児家庭訪問	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>複雑な問題を抱える家庭や、つらい子育てになっている家庭、ネグレクトなどの虐待の疑いがあり継続支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携を図り、保健師や関係機関との同行による訪問・面接を実施し、早期の支援に努めます。</p> <p>また、即時の対応を図るためにも、関係職員の専門知識習得による資質の向上に努めます。</p>		

施策名	⑨事故防止方法についての知識の普及		担当課	健康増進課
事業内容	乳幼児相談や健康診査の場などを活用し、事故防止の方法について知識の普及を行い、乳幼児期における不慮の事故防止と、事故防止のための環境づくりを啓発していきます。 3～4か月児相談などにおいては、モデルやパネル展示などにより、事故防止行動の啓発を行います。			
	区分	単位	実績値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
	事故防止方法についての知識の普及	実施回数 (回)	12回	12回
実施人数 (人)		686人	700人	

施策名	⑩歯・口腔相談		担当課	健康増進課
事業内容	妊婦や子ども、母親などを対象に口腔内診査を実施し、口腔状態に合わせた指導を行い、生活習慣の改善や口腔疾患の早期発見・治療につなげます。			

施策名	⑪こころの健康づくり		担当課	健康増進課
事業内容	乳児全戸家庭訪問による産後うつ状態の把握、健康診査などの問診票での保護者の心身の状態の把握など、心の健康にも注目しながら支援に努めます。 1歳6か月児、3歳6か月児健康診査時に、臨床心理士による心理相談を実施します。 また、小児科医及び臨床心理士による相談事業を実施します。			

施 策 名	⑫ことばの相談事業	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>ことばの遅れやコミュニケーション・行動に心配のある幼児ならびにその保護者に対する個別相談の充実を図るとともに、児童発達支援施設や関係機関と連携し、子どものことばの発達促進に努めます。そのため、来所相談だけではなく、保育所等への派遣相談「ことばとそだちの育み相談」を実施します。</p> <p>また、複雑化する保護者の相談ニーズに対応できるよう、保育所等、病院など関係機関との連携を深めるとともに、職員の専門性の向上を図ります。</p>		

施 策 名	⑬保健推進員活動の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>地区社会福祉協議会で行う地域の子育てサロンを支援するとともに、保育所等、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査において食育活動を実施します。</p> <p>また、保健推進員に子育て支援関係の研修の機会を提供し、知識の向上に努めます。</p>		

(2) 健康診査・保健指導等の充実

施 策 名	①妊婦一般健康診査	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>公費負担で14回までの妊婦一般健康診査を実施します。そのなかで妊婦B型肝炎母子感染防止のための血液検査、妊婦超音波検査も実施します。母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票の活用を促し、妊婦・胎児の健康確保を進めます。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 108ページ⑨

施 策 名	②助産施設入所措置	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設入所支援を行います。		

施 策 名	③乳幼児健康診査	担 当 課	健康増進課	
事 業 内 容	疾病の早期発見、身体及び精神の発育・発達確認などを目的に、3～6か月児、9～11か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を実施します。 幼児健康診査ではきめ細やかな面接を実施し、子育て不安感の軽減、ネグレクトなど虐待の発見と予防、保護者の精神的支援と子どもの健やかな発達支援に努めます。また、コミュニケーションや行動に心配のある子どもの把握、相談を行います。 問診票は個人ごとにファイル化し、継続的な切れ目ない支援に生かします。			
	区 分	単 位	実績値 (平成25年度)	
	1歳6か月児健康診査	受診率 (%)	95.1%	目標値 (平成31年度)
	3歳6か月児健康診査	受診率 (%)	88.9%	90.0%

施 策 名	④予防接種	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	出生時に予診票の入ったこども手帳を配布し、適正な時期の接種開始を促します。 また、乳幼児健康診査・相談などにおいて予防接種の知識の普及を行います。 さらに就園・就学時などの節目においては、接種の必要性を保護者に啓発し、接種率の向上を図ることにより、感染症の予防に努めます。		

施 策 名	⑤幼児歯科健康診査・健康教育			担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健康診査において、歯科健康診査・健康教育を実施します。2歳6か月児歯科健康診査では希望者にはフッ素塗布、歯垢染め出しを行います。</p> <p>また、依頼に応じて保育所や地域子育て支援拠点（子育て支援センター）などに出向き、歯科健康教育・相談を実施します。</p>				
	区 分	単 位	実績値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	
	2歳6か月児歯科健康診査	受診率 (%)	76.8%	80.0%	
	幼児歯科健康教育	実施回数 (回)	13回	15回	
		実施人数 (人)	709人	800人	
むし歯のない幼児の割合	割合 (%)	85.5%	85.0%		

施 策 名	⑥小児生活習慣病予防対策			担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>1歳6か月児、3歳6か月児健康診査で、肥満度15%以上と判定された幼児に対し、保護者への相談を行います。肥満度30%以上の幼児に対しては精密検査依頼書を発行し、小児生活習慣病の予防に努めます。</p> <p>また、肥満への対応について、健康診査・相談の機会に食事の改善に向けた方法などを保護者とともに考えます。</p>				

施 策 名	⑦保育所集団健康診断			担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>保育所での集団健康診断を継続して実施し、疾病の早期発見、集団生活における感染予防などに努めます。</p>				

【基本施策】

2. 医療体制の充実

【現状・課題】

医療体制については、千葉県保健医療計画に基づき、印旛医療圏において、地域小児科センター（小児の入院・手術に対応できる病院）が4か所、地域周産期母子医療センター及び母体搬送ネットワーク連携病院（分娩リスクの高い妊娠や高度な新生児医療などに対応できる病院）3か所が指定され、各医療機関と連携し、役割分担に応じた医療を提供しています。

子どもの医療費助成においては、逐次内容を充実し、平成24年12月からは中学3年生までの通院、入院にかかる医療費の助成を実施、平成25年8月からは所得制限も撤廃し、経済的支援の拡充を推進してきました。子育て世帯の経済的負担を軽減するため、今後も継続することが必要です。

《基本施策の取り組みの方向性》

◇かかりつけ医の普及と初期救急医療や広域的な救急体制の維持に取り組むとともに、医療費に関する経済的支援を継続します。

◆取り組み内容

(1) 医療体制の充実

施策名	①かかりつけ医の普及促進	担当課	健康増進課
事業内容	市民が身近な地域で継続的な医療が受けられるよう、乳児家庭全戸訪問、各種相談・教室、健康診査など乳幼児にかかわるさまざまな機会を捉え、かかりつけ医を持つことの大切さを周知します。		

施策名	②広域的な医療体制の充実	担当課	健康増進課
事業内容	かかりつけ医による初期診療から、必要に応じて専門的な医療へ、円滑な医療連携体制の充実に努めます。 また、医療機関のそれぞれの機能に応じた役割分担により、適切な医療を提供できるよう、千葉県保健医療計画に基づき、広域的な観点から医療体制の充実に努めます。		

施 策 名	③小児救急医療体制の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>印旛医療圏の中で、印旛市郡小児初期救急支援事業として、救急医療体制が整備されています。</p> <p>引き続き、印旛市郡医師会などへ協力を要請し、小児救急医療体制の充実に努めます。</p>		

施 策 名	④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>各種健康診査・相談、予防接種などの機会に、各専門関係機関と連携して子どもの健康に関する情報の提供や相談、支援に努めます。</p>		

施 策 名	⑤子ども医療対策事業	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	<p>中学3年生までの子どもを対象に、入院、通院にかかる医療費の助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>		

基本方針 3 豊かな心を育む育成環境の整備

【基本施策】

1. 健全な心身の成長に向けた支援

【現状・課題】

こどもルームについては、平成26年4月にみそら小学校敷地内に新設したことにより、市内のすべての小学校敷地内に整備されました。しかし、一部のこどもルームにおいて、利用者の増加がみられることや、入学者数の増加が見込まれるため、こどもルームの入所定員を増やすことが必要になっています。

どんぐりの森（和良比地区）と栗山小鳥の森（栗山地区）の市内2か所で開催されているプレーパークは、自然の中で思いきり遊べる場として幅広く利用されています。今後は、出張プレーパークの開催により、さらに多くの市民が利用できる遊びの場所として充実が必要です。

地域の子どもの人数は横ばいであるものの、子ども会の活動が中断している地域が見られるなど、地域住民と子どもの交流機会が減少しています。子ども会活動をさらに周知するとともに、ジュニアリーダーなどの育成を継続して実施し、活動を活性化することが必要です。

また、ボランティア体験など多様な活動の充実とともに、地域住民があたたかく見守り、将来の四街道市を支える子どもや青少年の健全育成を推進することが重要です。

《基本施策の取り組みの方向性》

- ◇子どもが放課後に安心して過ごすことのできる場を充実します。
- ◇さまざまな体験活動を通して、子どもや青少年の健全育成を図ります。
- ◇地域住民の協力のもと、子どもや青少年、地域住民の交流の場を活性化します。

◆取り組み内容

(1) 子どもの居場所・遊び場の充実

施 策 名	①こどもルームの充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	放課後や小学校の休業日に、遊びや生活の場となるこどもルームを、専用施設において、市内全小学校敷地内で運営します。 また、入所状況や、小学校の児童数の状況などをもとに、施設整備や指導員の確保を検討し、充実を図ります。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 108ページ⑩

施 策 名	②児童センター事業の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	児童センターにおいて、子ども会や自治会など各関係団体との連携を強化し、子育てに関する各種講座、教室、イベントの充実を図ります。 また、施設の老朽化に対応するため、設備の計画的な改善を図ります。		

施 策 名	③プレーパーク事業の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	行政と市民が連携し、子どもの冒険心や好奇心を引き出す遊び場として、自然の中で思いきり遊べるプレーパーク事業を継続します。 また、多くの市民が利用しやすいよう出張プレーパークを開催し、遊びの場所の充実に努めます。		

施 策 名	④放課後子ども教室の充実	担 当 課	社会教育課
事 業 内 容	放課後における子どもたちの安心・安全な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、地域の方々の参画を得て、放課後子ども教室を実施します。 また、子どもたちが参加しやすい事業展開に努めます。		

施策名	⑤都市公園・児童遊園の維持管理	担当課	こども保育課・都市計画課
事業内容	<p>地元自治会の協力を得て、都市公園の管理運営を実施します。 また、協力団体への支援を行い、児童遊園の維持管理体制を充実していきます。</p>		

(2) 体験活動等の充実と環境整備

施策名	①子ども会活動の活性化	担当課	社会教育課
事業内容	<p>子どもが自主的に事業を計画し、実施することができるよう、子ども会の活動を支援します。 また、活動が次世代に引き継がれるよう、ジュニアリーダーの講習会などを開催し、異年齢での集団活動ができるよう活動の活性化を図ります。</p>		

施策名	②芸術・文化活動の機会の拡大	担当課	社会教育課
事業内容	<p>児童生徒を対象として、演劇や音楽などの優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、多様な活動手法を取り入れ、新規参加者の増加を図ります。 また、活動団体の自立した運営が可能となるよう、活動方法について助言を行います。</p>		

施策名	③公民館での活動の活性化	担当課	社会教育課
事業内容	<p>小学5・6年生を対象とした主催講座「チャレンジスクール」を開催し、体験学習や野外活動などを行っています。今後も子どもたちのニーズの把握に努めるとともに、事業内容の検討を行い、より多くの受講生確保に努めます。</p>		

施 策 名	④図書館サービスの充実	担 当 課	図書館
事 業 内 容	<p>読書活動の活発化を図るため、図書館活動を広くPRするとともに、幼児から小学生を対象とした講座などを開催します。また、中学・高校生がより読書に関心をもつブックリストの作成や展示の工夫をします。</p> <p>さらに、多様化、高度化した図書館ニーズに応えるため、県内外の図書館、各機関とのネットワークを強化するとともに、移動図書館「ドリーム号」や児童書・育児書の充実を図り、利用者の読書活動や地域課題に役立つ身近な情報拠点となることをめざします。</p>		

施 策 名	⑤国際交流事業	担 当 課	シティセールス推進課
事 業 内 容	<p>異文化理解や国際交流の重要性を学習する機会として、中学生を対象とした姉妹都市・リバモア市との交換留学を推進します。</p>		

(3) スポーツ・ボランティア活動等の充実

施 策 名	①児童生徒のスポーツ活動の拡充	担 当 課	スポーツ振興課
事 業 内 容	<p>学校体育施設の開放などにより、児童生徒の幅広いスポーツ活動の場を設けるとともに、児童生徒対象の各種スポーツ教室などを積極的に開催します。</p> <p>また、スポーツリーダーバンク制度を活用し、専門性の高いスポーツ教室を開催し、児童生徒のスポーツ活動の充実を図ります。</p>		

施 策 名	②レクリエーション活動の充実	担 当 課	スポーツ振興課
事 業 内 容	<p>スポーツ推進委員連絡協議会などとの連携により、子どもから大人まで、だれもが親しめるニュースポーツやレクリエーション活動の場を充実します。</p> <p>また、地域のスポーツリーダーのための研修会を強化し、後継者の育成を促進します。</p>		

施策名	③総合型地域スポーツクラブの育成	担当課	スポーツ振興課
事業内容	生涯スポーツ社会の実現や地域コミュニティの再構築のため、市民がいつでも身近なところでスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブを育成します。		

施策名	④ボランティア活動への子どもの参加促進	担当課	福祉政策課
事業内容	児童生徒を対象とした福祉教育授業・ボランティア体験講座などを開催しているボランティアセンター（社会福祉協議会内）の活動を支援します。		

施策名	⑤世代間交流の促進	担当課	福祉政策課・社会教育課
事業内容	世代間交流を行っている市シニアクラブ連合会の活動を支援します。 また、公民館においては、事業内容の充実を図るとともに、青少年を対象とした講座では高齢者を講師とするなど、世代間交流に努めます。		

(4) 青少年の健全育成

施策名	①青少年健全育成活動の促進	担当課	社会教育課・青少年育成センター
事業内容	<p>地域や異年齢間の交流活動を推進するとともに、街頭啓発キャンペーンや青少年健全育成推進大会などの青少年問題行動の防止活動について広く市民に周知し、青少年の健全育成活動を啓発します。</p> <p>街頭補導については、青少年が集う場所や時間帯を特定したうえで実施し、青少年を見守り声掛けをする「愛の一声」活動を推進します。</p> <p>青少年問題の複雑化、多様化に対応するため、関係機関との連携を一層強化しながら、青少年の非行や問題行動の未然防止を図るための啓発活動を推進します。</p>		

施 策 名	②青少年相談体制の整備	担 当 課	家庭支援課・指導課・青少年育成センター
事 業 内 容	<p>非行、問題行動、いじめ、虐待、不登校などの少年問題の早期発見と早期対応を図るため、学校教育相談、家庭教育相談、家庭児童相談などの相談体制の充実や相談機関相互の連携を図ります。</p> <p>また、各機関の相談状況を共有し、相互に補完できるよう情報交換を密にし、連携強化を図ります。</p>		



【基本施策】

2. 次代の親の育成に向けた支援

【現状・課題】

次代の親となる思春期の子どもたちに、命の大切さや正しい性知識、自己を大切にする行動選択を学習するなどの思春期保健、また、豊かな自然を肌で感じ心に刻む機会の充実や、生まれ育ったまちの伝統文化を伝承する心を育む「ふるさと四街道」の学習を推進し、知識と心の育成、地域への愛着の醸成を図ることが重要です。

成長に応じた食育については、地場産農産物の利用促進などの年間を通じた実施を継続するとともに、アレルギーに対する意識の高まりから、食に関する知識の普及・啓発の充実が求められています。

子どもや若い世代が参加しやすい取り組みを今後も継続しながら、新たな取り組みについても検討し、次代の親としての子どもたちの意識を育てることが重要です。

《基本施策の取り組みの方向性》

- ◇学校等における健康教育や思春期教育を強化し、命の大切さや子育ての楽しさを伝えます。
- ◇未来を担う子どもたちに対して、まちに対する愛着を高め、文化に親しむ機会を充実します。

◆取り組み内容

(1) 健康教育・思春期保健の充実

施策名	①健康な生活習慣の啓発	担当課	健康増進課
事業内容	パパ・ママルームや乳幼児健康診査などで、保護者などの子育て世代に対して、健康に対する知識・生活習慣について伝え、健康への意識の向上を図ります。		

施 策 名	②学校保健教育の充実	担 当 課	学務課・指導課
事 業 内 容	<p>児童生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断を実施するとともに、生涯を健康に生き抜くための基礎を培う保健教育を推進します。</p> <p>また、学校における保健教育の充実のために、指導者の研修会への参加を促進します。</p>		

施 策 名	③思春期保健の推進	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>健康に関する情報を提供し、生命誕生や正しい性知識、自己を大切にす る行動選択を学習することにより、性感染症の予防、望まない妊娠の予防 を図るとともに、生命を尊重する気持ちを醸成させていきます。</p>		

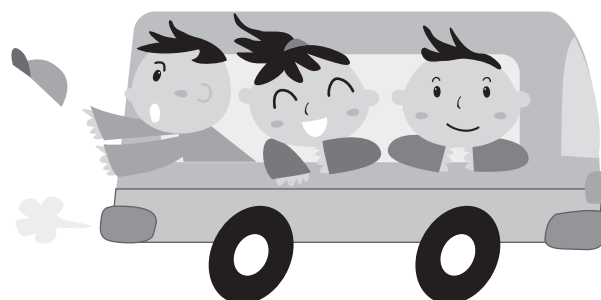
施 策 名	④食育の推進	担 当 課	こども保育課・健 康増進課・産業振 興課・指導課
事 業 内 容	<p>子どもたちの成長に応じた、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を 身につけることができるよう、各分野の栄養士などの連携に努めます。ま た、保育所給食、学校給食などに導入されている「地産地消」を通して、 食への理解を深めます。</p> <p>食物アレルギーに関しては、その事故を未然に防ぐため、研修などへの 積極的な参加を促します。</p>		

(2) 次代の親の育成と社会活動の支援

施 策 名	①学校教育での家庭の機能等意識の啓発	担 当 課	指導課
事 業 内 容	<p>道徳の時間、保健体育、家庭科などの授業を中心にしながら、学校教育全 般を通して、家庭の機能や子どもの発達についての基礎的知識の習得と心の 育成を図ります。</p>		

施 策 名	②四街道ふるさとまつりの実施	担 当 課	自治振興課
事 業 内 容	市民がふるさと意識を共有し、若い世代に地域文化を伝えるために、四街道ふるさとまつりを実施します。 ふるさとまつりにおける「子どもみこし」「子ども山車」などにおいて、子どもたちの参加と交流を促し、若い世代への地域文化の伝承を図ります。		

施 策 名	③まちづくりへの参加促進	担 当 課	シティセールス推進課・都市計画課
事 業 内 容	小・中学生と共に昼食をとりながら、子どもの目線からのさまざまな意見を取り入れる機会を充実します。 公園の整備・再整備の計画を策定する際には、地元の区・自治会などに働きかけ、子どもの意見を取り入れる機会を設けます。		



基本方針 4 多様な子育て家庭への支援

【基本施策】

1. 仕事と家庭の両立支援

【現状・課題】

育児・介護休業制度などについて啓発を継続し、市内の事業所全体において、子育て支援に積極的に協力するよう働きかけていくことが必要です。

また、出産などにより仕事を辞めた女性に対して、就労希望者の再就職実現に向けた支援策の検討が重要です。

仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを実現するうえでは、市民への意識啓発はもとより、事業所における積極的な取り組みが不可欠であり、効果的な手法を検討する必要があります。

《基本施策の取り組みの方向性》

◇ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画社会について、市民や企業に周知し、子育て支援への関心を高めていきます。

◆取り組み内容

(1) 多様な働き方への支援

施 策 名	①育児・介護休業制度等の普及促進	担 当 課	産業振興課
事 業 内 容	市商工会と連携し、リーフレットやパンフレットを配布・掲示することにより、育児・介護休業制度などの周知に努めます。		

施 策 名	②就労支援	担 当 課	産業振興課
事 業 内 容	<p>みんなで地域づくりセンターが主催した「ママのための起業講座」から立ち上がった「ままのて」などの団体と連携し、出産などにより仕事を辞めた女性が再就職を実現するために必要な支援策などを検討します。</p> <p>また、空き店舗活用補助制度を活用し、女性の起業に対して助言・支援を行います。</p>		

施策名	③ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	担当課	政策推進課
事業内容	男女共同参画推進計画に基づき、関係部署との連携を図りながら、講座の開催や広報活動を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた普及・啓発に取り組みます。		



【基本施策】

2. 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

【現状・課題】

地域のひとり親家庭に対しては、相談員などが課題解決のための助言や自立に必要な指導を行っているほか、地域においては、身近な相談相手として民生委員・児童委員が活動しています。

障害のある子どもに対する相談支援サービスが平成 24 年度から本格的にスタートし、日常生活における円滑なサービス利用が促進されていますが、切れ目ない効果的な支援を身近な場所で提供する環境整備の強化が求められています。

児童虐待に対する市民の意識や理解が徐々に浸透しつつあるなか、児童虐待に関する相談件数や通告の件数は増加傾向にあります。本市では、児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会（通称：CANPY）を設置し、児童虐待の防止や啓発に努めてきましたが、より一層の相談支援体制の強化が必要です。

《基本施策の取り組みの方向性》

- ◇配慮が必要な子ども・子育て家庭に対して、相談体制や支援内容の充実を図ります。
- ◇障害のある子どもが地域で生活しやすいよう、きめ細かい支援を充実します。
- ◇支援の必要な家庭の把握に努め、児童虐待防止に積極的に取り組みます。

◆取り組み内容

(1) ひとり親家庭への支援

施策名	①民生・児童委員活動の充実	担当課	福祉政策課・家庭支援課
事業内容	子育てや経済的な不安などを抱える、ひとり親家庭などへの身近な相談相手として、また、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関へのつなぎ役を担っている民生委員・児童委員の活動を支援します。		

施策名	②母子・父子等自立支援相談	担当課	家庭支援課
事業内容	ひとり親家庭や寡婦・寡夫に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育などさまざまな問題の解決への手助けや就労に関する情報提供、自立に必要な指導を充実します。		

施策名	③ひとり親家庭に対するリフレッシュ機会の提供	担当課	家庭支援課
事業内容	ひとり親家庭を対象に日帰りバス旅行などを実施し、参加者のリフレッシュを図ります。		

施策名	④ひとり親家庭児童入学等祝金	担当課	家庭支援課
事業内容	ひとり親家庭等の子どもが、小学校・中学校に入学、中学校を卒業した場合に祝金を支給します。		

施策名	⑤母子寡婦福祉資金・父子福祉資金の貸付	担当課	家庭支援課
事業内容	ひとり親家庭の保護者や寡婦の技能習得や、児童の就学に係る費用などを対象に、県の福祉資金の貸付を行います。		

施策名	⑥ひとり親家庭に対する医療費助成	担当課	家庭支援課
事業内容	ひとり親家庭等における18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害がある場合は20歳に達するまで）及びその保護者を対象に医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。		

施策名	⑦ひとり親家庭に対する学習支援	担当課	家庭支援課
事業内容	ひとり親家庭の子どもに対して、学習支援の実施を検討します。		

(2) 障害のある子どもへの支援

施 策 名	①相談支援体制の充実	担 当 課	障害者支援課・健康増進課
事 業 内 容	<p>健康診査や相談で把握した発育・発達上の心配のある子どもとその保護者に対する相談支援体制を充実し、親子に寄り添いつつ関係機関と連携しながら、適切な早期療育につながるよう努めます。</p> <p>また、就学などに円滑につながるよう、支援体制の充実を図ります。</p> <p>平成24年度から障害のある子どもの相談支援を行う障害児相談支援事業所が設置されているため、利用者のニーズに合わせた相談支援ができるよう、障害児相談支援事業所を整備し、相談支援体制の充実を図ります。</p>		

施 策 名	②児童発達支援事業	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>心身の発達について支援を必要とする子どもとその保護者を対象に、各種専門スタッフや学校、関係機関と連携し、日常生活動作や集団生活への適応訓練を行います。</p> <p>当該事業についての周知を図るとともに、質の高い支援を提供していきます。</p>		

施 策 名	③障害のある子どもの受け入れ	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>こどもルーム、保育所等において、障害のある子どもを受け入れるため、施設及び運営体制の充実を図ります。</p> <p>質の高いサービスを提供するため、研修などを通じて保育内容の充実を図ります。</p>		

施 策 名	④行動援護・移動支援事業等の充実	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>行動援護、同行援護、移動支援など、障害のある子どもの地域における自立生活、余暇活動のための外出を支援します。</p> <p>また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>		

施策名	⑤日中一時支援事業の充実	担当課	障害者支援課
事業内容	<p>障害のある子どもに日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための生活訓練などを行います。</p> <p>また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>		

施策名	⑥保育所等訪問支援	担当課	障害者支援課
事業内容	<p>保育所等を利用中または今後利用予定である障害のある子どもに対し、訪問により保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>		

施策名	⑦放課後等デイサービス	担当課	障害者支援課
事業内容	<p>学校就学中の障害のある子どもに対し、夏季等における長期休業期間において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。</p>		

施策名	⑧居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	担当課	障害者支援課
事業内容	<p>障害があるために日常生活を営むことが困難な子どもに対し、在宅のまま入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p> <p>また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>		

施策名	⑨短期入所（ショートステイ）の充実	担当課	障害者支援課
事業内容	<p>介護する人が病気などにより自宅で介護ができない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事などの介護などを行います。</p> <p>また、利用者のさまざまな利用形態に対応できるようにサービスの充実を図ります。</p>		

施 策 名	⑩私立幼稚園等心身障害児補助及び私立幼稚園等特別支援教育運営費補助	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>私立幼稚園等に通う障害のある子ども（認定こども園については1号認定）の保護者の経済的負担を軽減するため、助成を行います。</p> <p>また、特別支援を要する子どもを受け入れている市内幼稚園等に対して、特別支援教育運営費を補助します。</p>		

施 策 名	⑪特別支援教育就学奨励費援助	担 当 課	学務課
事 業 内 容	<p>小学校・中学校の特別支援学級などに在籍し、一定の障害や疾病がある児童生徒の保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費などの一部を援助します。</p> <p>特別支援教育への社会的な関心の高まりと、特別な支援を必要とする児童生徒への教育に対応するため、制度について積極的な周知を図ります。</p>		

施 策 名	⑫重度心身障害者（児）医療費助成	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>重度心身障害者（児）を対象に、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、現物給付化に向けた準備を進めます。</p>		

施 策 名	⑬就学相談の充実	担 当 課	指導課
事 業 内 容	<p>児童生徒一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かい就学相談を進めます。</p> <p>保護者からの依頼により、随時、就学相談を行い、就学指導委員会の審議結果をもとに保護者との相談を進め、適切な就学先の決定を行います。</p>		

(3) 児童虐待防止対策の充実

施策名	①児童虐待防止の広報及び啓発	担当課	家庭支援課
事業内容	児童虐待防止に関して、暴力防止への市民の関心を高めるため、市のホームページなどを活用し、広報及び啓発を行います。		

施策名	②地域における相談体制の充実	担当課	福祉政策課・家庭支援課
事業内容	地域の身近な相談相手、関係機関のつなぎ役である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援します。 また、虐待予防やその早期発見をふまえた研修会を実施するとともに、研修などへの積極的な参加を促し、資質の向上と相談体制の強化を図ります。		

施策名	③要支援乳幼児家庭の把握	担当課	健康増進課
事業内容	各種相談・健康診査未受診者への家庭訪問などを通じて、支援の必要な家庭を把握します。		

施策名	④児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の運用	担当課	家庭支援課
事業内容	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会（通称：CANPY）を開催し、関係機関との連携や相談体制などの機能充実により複合的な対応を図ります。 職員や相談員の体制を強化し、虐待の早期発見や防止対策、相談支援体制を充実していきます。		

施策名	⑤配偶者暴力被害者支援事業	担当課	家庭支援課
事業内容	配偶者などからの暴力を受けた母子などに対し、緊急避難支援、緊急一時保護を実施します。		

基本方針 5 子ども・子育てにやさしいまちづくり

【基本施策】

1. 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実

【現状・課題】

本市では、道路整備や公共交通網の整備などにおいても、まちづくり全体に子育て支援の視点を入れ、子どもや子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めています。

子育て家庭からは、子どもを連れて安心して歩ける歩道の整備や、通学路の安全確保について要望が寄せられており、今後は、交通安全施設などの整備とともに、事故防止のための交通安全教育も併せて推進していく必要があります。

《基本施策の取り組みの方向性》

◇子どもや子育て家庭が安全に移動できるよう、道路や公共交通機関の整備を計画的に行います。

◇交通安全施設の整備とともに、交通安全教育と普及に努めます。

◆取り組み内容

(1) 公共交通機関等の整備

施 策 名	①道路バリアフリー事業	担 当 課	道路管理課・道路建設課
事 業 内 容	誰もが安心して道路を利用できるよう、段差が少なく幅員の広い歩道の整備を計画的に推進します。		

施策名	②交通安全施設の保守・整備	担当課	自治振興課・道路管理課
事業内容	<p>市内道路の円滑な交通確保と交通事故の防止に向け、ガードレールやカーブミラーの設置などを行います。</p> <p>また、学校・地域などから要望があった信号機、横断歩道などの交通安全施設について、警察署を通じ公安委員会へ設置要望を行い、警察署と協議しながら、整備・充実を図ります。</p>		

施策名	③交通バリアフリーの推進	担当課	政策推進課
事業内容	<p>公共交通機関のバリアフリー化のため、市内循環バス「ヨッピー」においてノンステップバスの導入を図るほか、JRに対しては、ホームドアの設置など利用環境の改善などを要望していきます。</p>		

施策名	④利用しやすい公共施設の整備	担当課	管財課・福祉政策課・社会教育課・図書館
事業内容	<p>小さな子どもを抱えた保護者などが利用しやすい公共施設となるよう、授乳室やベビーコーナー、キッズスペースなどの整備に努めます。</p>		

(2) 身近な安全の強化

施策名	①交通安全教育・交通安全運動の推進	担当課	自治振興課
事業内容	<p>市民への交通安全意識の向上と交通安全思想の普及を目的に、警察署、地域などと協力・連携を図り、交通安全運動を中心とした各種啓発運動を展開します。幼児から高齢者までの幅広い層を対象に、年齢や乗り物に応じた複数のプログラムを用意し、交通安全知識を体系的に習得できるように努めます。</p>		

施 策 名	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	担 当 課	自治振興課
事 業 内 容	「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」をめざし、警察署、関係機関・団体などとの協力・連携のもと、積極的に普及啓発活動を展開します。		

施 策 名	③消費者教育の推進	担 当 課	産業振興課
事 業 内 容	子どもたちが将来、消費者トラブルなどに巻き込まれることを予防するため、子ども消費者教室などを開催し、より多くの児童の参加を促進します。		

施 策 名	④「こども110番の家」の充実	担 当 課	青少年育成センター
事 業 内 容	<p>「こども110番の家」の周知・普及を図るとともに、各学校PTAや事業所などの主体的活動を促進し、各小学校・中学校の協力体制の充実に努めます。</p> <p>地域の子どもは地域で守るという意識の醸成と、子どもへの犯罪の抑止効果を図るため、「こども110番の家」プレートの設置の拡大に努めます。</p>		
	区 分	単 位	実績値 (平成25年度)
			目標値 (平成31年度)
	「こども110番の家」登録軒数	軒数(軒)	2, 533軒 3, 200軒

施 策 名	⑤防犯パトロールの実施	担 当 課	自治振興課
事 業 内 容	<p>市防犯協会及び区・自治会により、青色回転灯装備車による防犯パトロールを継続して実施します。</p> <p>区・自治会などによる夜間防犯パトロールが、市域全体に活動が広まるよう普及啓発に努めます。</p>		

施策名	◎子どもの防犯・防災意識の向上	担当課	指導課
事業内容	<p>防犯・防災・安全に関する学習機会づくりなどにより、意識の向上を図ります。</p> <p>不審者対応を目的とした防犯教室の開催や、地震や火災を想定した避難訓練を実施し、子どもたちの防犯・防災に対する意識の向上と、危機回避能力の育成に努めます。</p>		



第5章



計画の推進



1. 「教育・保育提供区域」の設定について

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。市町村は、その区域ごとに教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保内容と実施時期を子ども・子育て支援事業計画において定めるものとされています。

本市では、市全域を教育・保育提供区域として捉え、「市全域を1区域」とし、市域全体の需要量(量の見込み)を推計し、これに対する供給量とその方法(確保方策)を定めます。

2. 量の見込みと確保方策について

<算定にあたっての考え方>

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(以下「国の手引き」)に従って、児童数の推計とニーズ調査結果を基に算定しました。なお、一部の事業においては、国から示された方法に基づく補正や、本市の実情に合わせた補正を行いました。

<児童数の推計>

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、「四街道市総合計画」における「将来の総人口」と整合を図りました。これは、国勢調査の人口を基準とし、コーホート要因法により算出された推計値に、施策的効果や住宅開発等の特殊要因を加味して算出したものです。

児童人口推計

(単位:人)

年齢	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	675	678	681	681	675
1歳	690	693	697	697	691
2歳	732	735	738	739	732
3歳	731	734	737	738	731
4歳	720	723	726	727	720
5歳	823	820	815	809	800
6歳	842	838	834	827	818
7歳	820	817	812	806	797
8歳	803	799	795	788	780
9歳	821	818	813	807	798
10歳	856	860	864	865	869
11歳	894	898	902	903	907
計	9,407	9,413	9,414	9,387	9,318

(1) 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策

<認定区分について>

子ども・子育て支援新制度では、保護者からの申請を受け、3つの認定区分に応じて施設（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育など）の利用先が決まります。

認定区分	対 象	利用先
1号認定	教育標準時間認定 子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定 子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定 子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園、小規模保育など

※「保育の必要な事由」

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての労働を含む） | <input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備を含む） |
| <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 | <input type="checkbox"/> 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） |
| <input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障害 | <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること |
| <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 | <input type="checkbox"/> 他の子どもの育児休業中であること |
| <input type="checkbox"/> 災害復旧 | <input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態にあること |

<算定について>

国の手引きを基準としながら、3号認定については保育所入所児童数及び平成22年から25年の間の待機児童数の増減率を算出し、単年度増加率に基づき算出しました。

① 1号認定（満3歳以上の教育希望）と2号認定（満3歳以上で教育の利用希望が強い）

		26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定	1,657人 (市外174人含) (26.5.1現在)	1,463人	1,464人	1,466人	1,462人	1,448人
	2号認定(教育希望)		230人	230人	230人	230人	227人
	計		1,693人	1,694人	1,696人	1,692人	1,675人
②確保方策	特定教育・保育施設		176人	176人	614人	614人	614人
	確認を受けない幼稚園		1,770人	1,770人	1,260人	1,260人	1,260人
	計		1,946人	1,946人	1,874人	1,874人	1,874人
②-①		-	253人	252人	178人	182人	199人
確保方策の内容		・量の見込みに対して十分な提供体制が確保される					

※特定教育・保育施設……認定こども園、幼稚園のこと

※「確認を受けない幼稚園」……子ども・子育て支援新制度が施行されるに伴い、既存幼稚園が国で新設された施設型給付を受ける幼稚園に移行せず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のこと

② 2号認定(満3歳以上で保育を希望)

		26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		594人 (市外37人含) (26.4.1現在)	574人	574人	575人	574人	568人
②確保方策	特定教育・保育施設		585人	629人	665人	698人	698人
②-①		-	11人	55人	90人	124人	130人
確保方策の内容		・量の見込みに対して十分な提供体制が確保される					

※特定教育・保育施設……認定こども園、保育所のこと

③ 3号認定(0歳で保育を希望)

		26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		54人 (市外2人含) (26.4.1現在)	142人	150人	157人	164人	170人
②確保方策	特定教育・保育施設		72人	87人	99人	105人	105人
	特定地域型保育事業		0人	30人	60人	60人	66人
	計		72人	117人	159人	165人	171人
②-①		-	▲70人	▲33人	2人	1人	1人
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな認可保育所の整備 ・既存の保育所の「認可定員」または「年齢別定員」を見直し、利用定員の拡大を働きかける ・小規模保育事業等の導入 ・幼稚園からの認定こども園への移行を働きかける 					

※特定教育・保育施設……認定こども園、保育所のこと

※特定地域型保育事業……小規模保育、家庭的保育など

④ 3号認定(1~2歳で保育を希望)

		26年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		319人 (市外21人含) (26.4.1現在)	418人	441人	465人	487人	502人
②確保方策	特定教育・保育施設		278人	309人	333人	354人	354人
	特定地域型保育事業		0人	60人	138人	138人	150人
	計		278人	369人	471人	492人	504人
②-①		-	▲140人	▲72人	6人	5人	2人
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな認可保育所の整備 ・既存の保育所の「認可定員」または「年齢別定員」を見直し、利用定員の拡大を働きかける ・小規模保育事業等の導入 ・幼稚園からの認定こども園への移行を働きかける 					

※特定教育・保育施設……認定こども園、保育所のこと

※特定地域型保育事業……小規模保育、家庭的保育など

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

《事業概要》

子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、新たに相談窓口を設置し、支援します。

また、さまざまなニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	未実施	-	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策		-	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	-	-	0	0	0	0
確保方策の内容	・子ども保育課窓口にてコーディネーターを配置し、利用者支援事業を実施する					

(施策の展開：62ページ)

②延長保育事業…時間外等保育事業

《事業概要》

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施し、長時間保育への需要に対応します。

市内保育所等において7時から19時までの保育(さらに20時まで実施の保育所が1か所)を実施しており、市民のニーズに応じて検討していきます。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	359人	393人	394人	395人	394人	391人
②確保方策		393人	394人	395人	394人	391人
②-①	-	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容	・現在、市内すべての認可保育所で実施しており、また、新たに整備予定の認可保育所でも実施し、量の見込みに見合った事業量の確保に努める					

※人：年間の利用実人数

(施策の展開：63ページ)

③一時預かり事業…一時預かり（幼稚園等における在園児の預かり保育）

《事業概要》

幼稚園等（認定こども園については1号認定）在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や夏季等の長期休業期間において一時預かり（預かり保育）を行います。

市内全幼稚園及び認定こども園において実施しています。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	28,052人日	33,035人日	33,069人日	33,103人日	33,016人日	32,709人日
②確保方策		33,035人日	33,069人日	33,103人日	33,016人日	32,709人日
②-①	-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策の内容	・幼稚園等（認定こども園については1号認定）に在園している教育認定を受けた児童に対する一時預かりであり、市内すべての幼稚園・認定こども園で実施していることから、引き続き、量の見込みに見合った事業量の確保に努める					

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：63ページ）

④一時預かり事業…一時預かり（保育所等の一時保育）

ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）

《事業概要》

保護者などのパート就労や疾病、入院などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の子育て不安の解消を図り、負担を軽減するなどのために、主として昼間において、保育所等における一時預かり（一時保育）及びファミリー・サポート・センター事業における未就学児の預かりを実施します。

平成25年度において、公立2か所、私立4か所の計6保育所で実施している一時預かり（一時保育）の年間延べ利用児童数は9,543人となっており、ファミリー・サポート・センターを利用した未就学児の延べ利用数は1,900件となっています。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(一時預かり)9,543人日 (ファミサポ)1,900人日	14,380人日	14,380人日	14,380人日	14,380人日	14,380人日
②確保方策		14,380人日	15,130人日	15,880人日	16,630人日	17,380人日
②-①	-	0人日	750人日	1,500人日	2,250人日	3,000人日
確保方策の内容	・現在実施している保育所等での一時保育事業の提供体制を維持し、新たに整備予定の認可保育所での一時預かり事業の実施を図る ・ファミリー・サポート・センター事業での講習の開催や、さまざまな機会を捉えた周知を図り、提供会員数の増加に努める					

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：64、65ページ）

⑤地域子育て支援拠点事業…地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

《事業概要》

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤立感・不安感の増大などに対応するため、地域の身近な場所において、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、地域における子育て全般に関する支援を行う拠点として常設しています。

公立2か所、私立6か所の計8保育所で実施しており、支援センター連絡会により、相互に情報提供や意識の共有を図るとともに、出前による子育て支援活動などを実施しています。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	25,130人回 7か所	30,972人回	31,104人回	31,236人回	31,260人回	30,984人回
②確保方策		9か所	10か所	10か所	11か所	11か所
確保方策の内容	・保育所新設の際には地域子育て支援拠点(子育て支援センター)の設置を働きかける					

※人回：年間の利用人数×利用回数

（施策の展開：64ページ）

⑥病児保育事業…病児・病後児保育事業

《事業概要》

保育所等を利用している乳幼児が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間の一時的な預かりを実施します。

子どもが病気にかかり集団保育ができない場合などの病児保育の実施に向けて、市内の医療機関と連携を図りながら、体制を整備していきます。

また、市立中央保育所で実施している病後児保育を継続するとともに、さらに幼稚園児を対象とした病気回復期の預かりを検討します。

平成25年度において、病後児保育の年間延べ利用児童数は38人となっています。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	38人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日
②確保方策 病後児保育事業		1,160人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日	1,160人日
②-①	-	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策の内容	・現在実施している施設での提供体制を確保する (本市では病児保育を実施していないため、病後児保育の受け入れ可能枠を確保方策として設定した)					

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：64ページ）

⑦子育て援助活動支援事業…ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

《事業概要》

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、小学生までの子どもを預かる相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

平成25年度において、提供会員119人、両方会員85人、依頼会員763人の会員となっており、活動件数は小学生で1,018件、未就学児で1,900件、合計で2,918件でした。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,018人日	1,226人日	1,346人日	1,478人日	1,624人日	1,783人日
②確保方策		1,226人日	1,346人日	1,478人日	1,624人日	1,783人日
②-①	-	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容	・ファミリー・サポート・センター事業での講習の開催や、さまざまな機会を捉えた周知を図り、提供会員数の増加に努める					

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：65ページ）

⑧乳児家庭全戸訪問事業…乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

《事業概要》

主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。

平成25年度において、対象者は734人となっています。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(訪問数) 579人 (訪問率) 78.9%	675人 100%	678人 100%	681人 100%	681人 100%	675人 100%
②確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関：四街道市 ・実施体制：市職員（保健師、助産師など） 					

※人：年間の利用実人数

（施策の展開：70ページ）

⑨妊婦健康診査…妊婦一般健康診査

《事業概要》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた妊婦 B 型肝炎母子感染防止のための血液検査、妊婦超音波検査などの医学的検査を実施します。

公費負担で 14 回までの妊婦一般健康診査を実施しており、平成 25 年度において、妊婦実数は 698 人、健康診査延べ回数は 8,474 回となっています。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	698人	700人	700人	700人	700人	700人
②確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健診回数: 14回まで ・実施場所: 千葉県内外医療機関及び助産所 ・実施体制: 医療機関への委託 ・実施時期: 妊娠期間 					

※人: 年間の利用実人数

(施策の展開: 72 ページ)

⑩放課後児童健全育成事業…こどもルーム事業

《事業概要》

小学生を対象として、放課後や小学校の休業日に、遊びや生活の場となるこどもルームを開設・運営します。

専用施設において、市内全 12 小学校の敷地内で運営しており、入所状況や、小学校の児童数の状況などをもとに、施設整備や指導員の確保を検討します。

	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	455人	615人	614人	612人	608人	604人
②確保方策		550人	610人	610人	610人	610人
②-①	-	▲65人	▲4人	▲2人	2人	6人
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各ルームにより状況が異なるので、児童の集団の規模、専用室の面積等を考慮し、個別に定員の見直しや増改築などの施設整備を図っていく 					

※人: 登録実人数

(施策の展開: 78 ページ)

3. その他の数値目標一覧

区分	単位	実績値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
パパ・ママルームの土・日曜開催	実施回数(回)	6回	6回
地域家庭教育学級実施回数	実施回数(回)	9件13回	6件18回
乳幼児相談			
3～4か月児相談	受診率(%)	93.3%	100%
8か月歯・離乳食教室	受診率(%)	78%	80%
事故防止方法についての知識の普及	実施回数(回)	12回	12回
	実施人数(人)	686人	700人
乳幼児健康診査			
1歳6か月児健康診査	受診率(%)	95.1%	98%
3歳6か月児健康診査	受診率(%)	88.9%	90%
幼児歯科健康診査・健康教育			
2歳6か月児歯科健康診査	受診率(%)	76.8%	80%
幼児歯科健康教育	実施回数(回)	13回	15回
	実施人数(人)	709人	800人
むし歯のない幼児の割合	割合(%)	85.5%	85%
「こども110番の家」登録軒数	軒数(軒)	2,533軒	3,200軒

4. 進捗状況の管理と評価

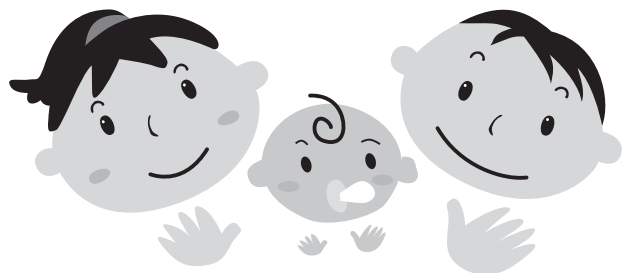
本市では市民参加により計画を進めるため、保健福祉審議会において進捗状況の確認や評価を行います。

また、本計画においては、計画の最終年度に向けた目標事業量を設定し、指標に関するデータの収集などを定期的実施し、目標事業量に対する事業の達成状況を点検します。

5. 関係機関・団体等との協力・連携

多様化するニーズにきめ細かく対応していくためには行政サービスのみならず、家庭、地域、各種団体、事業者など市民の主体的な協力が不可欠です。

また、本計画は幅広い分野にかかわる施策を総合的かつ効果的に切れ目なく実施していく必要があるため、国・県との連絡、調整はもとより、庁内においては関係各部・課が緊密な連携を持ちつつ調整を行いながら推進していきます。





資料編



1. 計画策定経過

年月日	内 容
平成25年 11月29日～ 12月13日	子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童、小学生）の実施
平成26年 2月4日	平成25年度 第1回保健福祉審議会 本会 ・諮問（子ども・子育て支援事業計画の策定について） ・計画策定の概要について ・子ども・子育て部会の設置について
3月29日	平成25年度 第1回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・子ども・子育て支援新制度と計画策定について ・子育て支援に関するアンケート調査結果について ・需要量見込みについて
5月12日	平成26年度 第1回保健福祉審議会 本会 ・計画の概要及び策定スケジュールについて
6月1日	平成26年度 第1回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・子ども・子育て支援事業計画策定について ・需要量見込みについて
7月1日	子育て座談会（就学前の子どもを持つ母親）の実施
7月2日	子育て座談会（就学前の子どもを持つ母親）の実施
7月13日	意見交換会（小学生の子どもを持つ母親など）の実施
7月14日	意見交換会（幼稚園児の子どもを持つ母親など）の実施
7月26日	平成26年度 第2回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて ・教育・保育提供区域の設定について
9月28日	平成26年度 第3回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・「量の見込み」に対する「確保方策」について ・現行計画「四街道こどもプラン（後期計画）」の進捗状況について ・（仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画の施策体系骨子案について ・子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例案について
11月3日	平成26年度 第4回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・（仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
12月14日	平成26年度 第5回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・（仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画案について
12月22日～ 平成27年 1月20日	・パブリックコメントの実施 （仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画案について
2月1日	平成26年度 第6回保健福祉審議会 子ども・子育て部会 ・（仮称）四街道市子ども・子育て支援事業計画案について
2月16日	平成26年度 第2回保健福祉会議 本会 ・答申（子ども・子育て支援事業計画の策定について）

2. 計画策定体制

(1) 四街道市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 市は、社会福祉施策の総合的かつ計画的運営を図り、もって住民福祉の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、四街道市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、福祉及び医療施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療施策の進展、動向及び諸制度に関すること。
- (3) その他保健、福祉及び医療施策に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
 - (2) 保健関係者 2人以内
 - (3) 福祉関係者 4人以内
 - (4) 医療関係者 3人以内
 - (5) 市民代表 3人以内
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 1 会長は、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 1 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 1 審議会は、委員（特別な調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 1 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。
- 3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 委員名簿

四街道市保健福祉審議会

順不同・敬称略

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	
	大淵 義明	
	江口 勝善	
保健関係	金子 恵子	
	有川 良子	
福祉関係	岡田はる美	
	秋山 峰子	
	原 多喜夫	副会長
	中村 修治	
医療関係	柴 忠明	会長
	中島 二郎	
	島 万里子	
市民代表	栗原 直也	
	伊佐 勉	
	飛田 周彬	

四街道市保健福祉審議会 子ども・子育て部会

順不同・敬称略

選出区分	氏名	備考
学識経験	江口 勝善	部会長
保健関係	有川 良子	
学識経験	岡田はる美	
福祉関係	中村 修治	副部会長
市民代表	飛田 周彬	
臨時委員	松戸 智宏	
	高倉 幸世	
	神保 友紀	
	山田 真琴	

(3) 四街道市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 四街道市子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を策定するため、四街道市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他、策定委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、健康こども部長の職にあるものをもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合または委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め又は意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局を健康こども部こども保育課に置き、庶務を担当するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月25日から施行する。

別 表

健康こども部長
 経営企画部次長（政策調整担当）
 総務部次長（政策調整担当）
 福祉サービス部次長（政策調整担当）
 健康こども部次長（政策調整担当）
 環境経済部次長（政策調整担当）
 都市部次長（政策調整担当）
 教育部次長（政策調整担当）

3. 用語解説

あ行

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業であり、主に、「幼稚園等における在園児の預かり保育※¹」、「保育所等の一時保育※²」及び「ファミリー・サポート・センターにおける未就学児の預かり」をいう。

※1「幼稚園等における在園児の預かり保育」

幼稚園等（認定こども園については1号認定）の在園児の希望者を対象とし、通常の教育時間の前後や夏季等の長期休業期間において行う一時預かり。

市では、市内全幼稚園及び認定こども園において実施している。

※2「保育所等の一時保育」

保護者などのパート就労や疾病、入院などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の負担を軽減するなどのために、主として昼間において、保育所等で行う一時預かり。

延長保育事業

保育標準時間認定においては11時間、保育短時間認定においては8時間を超える保育ニーズに対応したサービス。

市では、保育標準時間は7時から18時まで、保育短時間は8時30分から16時30分までとしている。

か行

家庭的保育

主に満3歳未満の保育の必要な乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の保育の必要な乳幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

健康安心ダイヤル24

市が独自に実施している24時間年中無休で子育てや健康・医療に関する相談、医療機関の情報提供などを電話で行う事業。

合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値。

子育て応援サイト

自治体ウェブサイトでも子育てサービスの概要を簡単に検索できる、子育てを応援する行政サービスガイド。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「子ども・子育て関連3法」）に基づき、子ども・子育て支援の質と量の確保のため、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とし、地域における子ども・子育て支援の充実を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。

こども手帳

予防接種の内容や予診票、乳幼児相談・健康診査の概要や問診票、子育てのヒントなどをまとめた冊子。出生届提出の際に、保健センターで対象の方に配布している。

さ行

事業所内保育

主に満3歳未満の保育の必要な乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の育成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」に基づき、法律の期限が平成37年3月31日まで10年間延長されている。

シティセールス

都市としてのイメージや知名度を高めることにより、人や企業に「住んでみたい」、「ビジネスをしたい」と思われ、ひいては都市の活性化が図られることをめざす取り組み。

小規模保育

主に満3歳未満の保育の必要な乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

スポーツリーダーバンク

スポーツ指導者の登録活用制度で、ニーズに応じた指導者を紹介する仕組み。

総合型地域スポーツクラブ

生涯スポーツ社会の実現や地域コミュニティの再構築のため、地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人が参加できる総合的なスポーツクラブ。

た行

地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤立感・不安感の増大などに対応するため、地域の身近な場所において、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、地域における子育て全般に関する支援を行う拠点として常設している。市では、保育所に併設している「子育て支援センター」や、公共施設を利用して行う「つどいの広場」がある。

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（認可保育所、認定こども園及び幼稚園）。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村が地域型給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）。

な行

乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行う事業。

認定こども園

就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがある。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた妊婦 B 型肝炎母子感染防止のための血液検査、妊婦超音波検査などの医学的検査を実施する。

は行

病後児保育

病気の回復期にある子どもが集団保育の困難な期間、保育所・医療機関などに併設された専用スペース等において行う保育サービス。

市では、保育所等を利用している病気回復期の乳幼児を対象とした病後児保育を中央保育所で実施している。

病児保育

病気にかかった子どもが集団保育の困難な期間、医療機関等に併設された専用スペース等において行う保育サービス。

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、小学生までの子どもを預かる相互援助活動に関する連絡・調整を行う組織。

市ではファミリー・サポート・センター事業として、「保育所・幼稚園までの送迎」「美容院、買い物などの外出やリフレッシュの際の子ども預かり」「保護者の病気や急用等の場合の子ども預かり」などの理由による活動がある。

放課後児童健全育成事業

保護者が仕事や看護などのために昼間家庭で保育できない小学生を対象に、放課後や学校休業日（夏季等における長期休業期間を含む）に遊びや生活の場を提供する事業。

市では、全小学校敷地内に、6年生までの全学年を対象とした「こどもルーム」を設置している。

放課後子ども教室

放課後や学校休業日における子どもたちの安心・安全な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、公共施設等を開放し、地域住民などの協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。

ら行

利用者支援事業

子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して円滑に利用できるよう相談窓口を設置し、情報提供や必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

働くすべての人々が、「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方や生き方を選択できるようにすること。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれている。

四街道市こどもプラン
～子ども・子育て支援事業計画～

平成 27 年 3 月

発 行 四街道市
編 集 四街道市 健康こども部 こども保育課
〒 284-8555 四街道市鹿渡無番地
電話 043-421-2238
FAX 043-424-2011

